

福岡県弁護士会の
人権擁護活動

2022



福岡県弁護士会
FUKUOKA BAR ASSOCIATION

序

「福岡県弁護士会の人権活動2022年版」（「人権白書」）が完成しました。

人権白書は、2011年に初めて発行したもので、本書が12号目となります。

本書は、毎年1年間の会全体の人権擁護活動を総括し、当会が弁護士法第1条の使命とする基本的人権の擁護と社会正義の実現のためにどのような活動を行っているのかを、市民の皆様、国の機関、自治体、企業、市民団体等、当会に関わる全ての皆様に、分かりやすく且つホームページやリーフレットでは触れることのできないやや詳しい活動内容もお知らせしたいと、発行を続けてきたものです。

関係各位の皆様におかれまして、是非本書をお読みいただき、当会の活動にご理解をいただきたくお願い申し上げます。

2022年度、当会は、2022年5月の定期総会において、「ヘイトスピーチの社会の実現のために行動する宣言」「自殺予防・自死問題対策のための取組及び連携を一層強化する宣言」という人権課題に向けた宣言を行いました。

宣言後、会内に専門組織としてヘイトスピーチ対策ワーキンググループを立ち上げ、自死問題への対応としては、関係者との連携を深めるため「相談者の“つなぎ”を考える～医療機関、行政機関等との連携」と題する研修を実施する等、新たな活動を開始しています。

また、もちろん社会の様々な人権課題に関し、会長声明等の発出、人権救済申立事件への対応、法律相談への対応、行政、関係各所等と連携した支援等の活発な活動を継続しております。本書をお読みいただければ、当会の活動領域が非常に広く、多様であることをご理解いただけるのではないかと思います。

当会はいつも、社会の皆様・市民の皆様と共にあります。

当会は皆様が必要とされるときに、法律の専門家として、真っ先に頼っていただける存在になれるよう、今後も人権擁護活動を続けてまいりますので、今後ご支援のほどどうぞよろしくお願いいたします。

2023年（令和5年）3月 福岡県弁護士会

活 動 篇

生存権をまもる活動	2
子どもの権利をまもる活動	4
少年事件での付添人活動	6
両性の平等に関する委員会	7
L G B T委員会の目的・活動概要	9
高齢者・障害者の権利をまもる活動	11
精神障害者の権利をまもる活動	14
外国人の人権、国際人権に関する活動	16
消費者の権利をまもる活動	17
中小企業に対する法律支援活動	19
民事介入暴力に対する取り組み	21
行政問題に対する取り組み	22
環境問題に対する取り組み	23
法教育に対する取り組み	24
憲法問題に対する取り組み	26
刑事被告人・被疑者の権利をまもる活動	28
触法精神障害者の権利をまもる活動	30
犯罪の被害者を支援する活動	32
弁護士会の人権救済活動	33
自死問題に対する取り組み	37
情報問題対策委員会	39

資 料 篇

【会長声明等】

- ・ 外国人留学生や朝鮮大学校に通う困窮学生に対する学生支援緊急給付金の平等な給付を再度求める会長声明（2022年4月27日発表）
- ・ 憲法記念日にあたっての会長談話（2022年5月3日発表）
- ・ 自殺予防・自死問題対策のための取組及び連携を一層強化する宣言（2022年5月27日発表）
- ・ ヘイトスピーチのない社会の実現のために行動する宣言（2022年5月27日発表）
- ・ 特定商取引に関する法律等の書面の電子化に関する主務省令において適正な措置を講じることを求める意見書（2022年6月1日発表）
- ・ 中小企業への支援策の拡充と最低賃金額引上げを求める会長声明（2022年6月22日発表）
- ・ 安倍晋三元内閣総理大臣に対する銃撃事件に関する会長声明（2022年7月11日発表）
- ・ 力強い司法を実現するため、司法を支える、いわゆる谷間世代への一律給付実現を求める会長声明（2022年7月13日発表）
- ・ 死刑執行に抗議する会長声明（2022年7月26日発表）
- ・ 大阪地裁判決を受けて、改めてすべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明（2022年8月10日発表）
- ・ 「大崎事件」の再審請求棄却決定に抗議する会長声明（2022年8月24日発表）
- ・ 安倍晋三元内閣総理大臣の「国葬」に反対する会長声明（2022年9月14日発表）
- ・ 生活保護基準の早急な引上げを求める会長声明（2022年9月14日発表）
- ・ 特定少年の実名等の公表及び推知報道を控えることを求める会長声明（2022年11月29日発表）
- ・ 現行の健康保険証を廃止してマイナンバーカードの取得を義務化することに反対する会長声明（2022年12月26日発表）
- ・ 東京地裁判決を受け、改めて、早急にすべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明（2023年1月18日発表）
- ・ 民事法律扶助における利用者負担等の見直しを求める会長声明（2023年2月8日発表）
- ・ 日野町事件第2次再審請求事件即時抗告棄却決定に対し、検察官に特別抗告をしないよう求める会長声明（2023年2月27日発表）
- ・ 入管法改正案の再提出に強く反対し、国際的な人権水準に沿った真の入管法改正を求める会長声明（2023年3月2日発表）
- ・ 性的少数者に対する差別発言に抗議し、改めて、早急にすべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明（2023年3月2日発表）
- ・ 「袴田事件」第2次再審請求差戻し後即時抗告棄却決定に対し、検察官に特別抗告をしないこと等を求める会長声明（2023年3月13日発表）
- ・ 「反撃能力」の保有を認める閣議決定に抗議し撤回を求める会長声明（2023年3月22日発表）

【人権救済申立事件に対する措置】

- ・ 福岡刑務所に対する勧告及び要望（監視カメラ付き居室収容事件）（2022年9月28日執行）
- ・ 福岡県内のスーパーマーケット運営会社に対する要望（店舗利用禁止措置事件）（2022年12月27日執行）
- ・ 福岡保護観察所北九州支部に対する要望（NPO法人への個人情報提供事件）（2023年3月27日執行）
- ・ 福岡拘置所に対する勧告（既決拘禁者横臥禁止事件）（2023年3月27日執行）
- ・ 北九州医療刑務所に対する勧告（三角発信を理由とする信書差止事件）（2023年3月28日執行）

生存権をまもる活動

● 生存権擁護・支援対策本部の活動

1 生存権擁護・支援対策本部設置の目的～生存権の擁護と支援

我が国では深刻な不況の中、「貧困」や「格差」が市民生活の中で当たり前存在する問題として認識されるようになるなど、市民の生存権が脅かされる状況に至るところで見られるようになりました。

(1) 2009年5月 緊急対策本部として設置

当会では、生活保護問題対策委員会、個別労働問題PT、多重債務者救済対策本部を統合し、広く、「生存権の擁護と支援」という視点からの取組みを緊急に取り組む必要があると考え、2009年5月14日、2012年5月14日を設置期限として「生存権の擁護と支援のための緊急対策本部」を立ち上げました。あわせて、同月25日開催の当会定期総会において「すべての人が尊厳をもって生きる権利の実現をめざす宣言」を採択し、以後、生存権、労働、多重債務という多角的な視点から、貧困問題への対策を進めてきました。しかし、その後も貧困問題はさらに継続・深刻化し、働いても貧困状態から脱することができないワーキングプアと呼ばれる層の拡大も進んでいます。

(2) 「緊急」対策本部から恒常的な対策本部へ

そこで、当会では、当本部の設置期限を2度にわたり延長し、貧困問題に取り組みを継続してきました。さらに2017年2月には、貧困問題はもはや恒常的な課題であるとの認識から、名称から「緊急」等を取り、「生存権擁護・支援対策本部」（以下、「生存権対策本部」と呼びます）に名称を変更しました。2020年には新型コロナウイルスの流行を受け、雇用環境、労働環境は益々悪化しており、さらに生存権擁護・支援のための活動を充実させていく必要があります。

当会は今後も、誰もが安心して働き、暮らせる社会を実現するため、市民に寄り沿う取り組みを進めていきます。

2 セーフティネットに関する取り組み

生活困窮問題の最後の砦とも言えるべき生活保護制度の運用の改善に向けた提言、保護申請の代理援助、不服申立手続の代理援助の実施、生活保護制度についての調査・研究などを行っています。

(1) 生活保護支援システム（生活保護版当番弁護士制度）の運営

生存権対策本部の活動の柱である生活保護支援システム（生活保護版当番弁護士）は、天神弁護士センターで受け付けた生活保護に関する相談を、生活保護制度についての研修を受けた専門弁護士に配点し、無料で相談を受けるという制度です。保護申請への同行など弁護士の支援が必要な場合には、日本弁護士連合会が実施（日本司法支援センターに委託）している法律援助事業を利用して、依頼者（相談者）の費用負担なしに、弁護士による支援を受けることが可能です。この日弁連の援助制度は、国や自治体からの補助ではなく、全国の弁護士が負担している特別会費の中からまかなわれています。

このシステムによる相談対応が生存権を擁護する観点から適切になされているかどうかについては、生存権対策本部の生活保護実務経験のある弁護士が報告書における回答内容をチェックし、内容的な運用の適切さも保持できるような運用に努めています。

(2) ホームレス施設巡回法律相談の運営

当会では、生存権対策本部を中心に、2012年1月よりホームレス支援施設（抱樸館福岡及び福岡市就労自立支援センター）に弁護士を派遣する事業を開始しました。

同相談は担当弁護士が上記施設において定期的な相談を行うというもので、担当弁護士は法テラスの法律相談援助制度を用いて相談を受けています。

(3) 法テラス福岡との共同事業 リーガル・エイド・プログラム（LAP）の運営

当会は、生存権対策本部が中心となり、福岡市及び法テラス福岡と共同で、2014年11月、福岡市内の福祉事務所で生活保護受給者・自立支援対象者を対象とした巡回相談を実施するリーガル・エイド・プログラム事業（Legal Aid Program、以下「LAP」と呼びます）を開始しました。

その後、2015年1月に久留米市、2017年3月に春日市、2018年1月に筑紫野市、同年3月に大野城市と太宰府市、2019年1月に糸島市、同年6月に宗像市、同年10月に直方市、2021年5月に那珂川市、同年7月に北九州市、同年12月に福津市、2022年5月に小郡市で法テラス福岡（北九州市は法テラス北九州）との三者協定を締結の上、LAPの本格実施を拡大しています。また、中間市でも試行的に実施中です。

同制度は、自治体関係者や全国の単位会からも注目を浴びており、当会は体制を整えつつ、LAP実施地域を拡大し、経済的な困窮状況にある方々への安定的なリーガルサービスの普及に努めていく方針です。

3 多重債務問題への取り組み

多重債務の悩みを抱える方向けのホットラインや奨学金ホットラインなどを行っています。また、政府の多重債務者対策に関連し、実際にこれらの施策を担当する地方自治体との協議なども行っています。

● 2022年の活動

1 生活保護支援システム（生活保護当番弁護士）

制度が発足した2009年3月以来、毎年多くの相談が寄せられています。2022年（同年1月～12月）の相談件数は107件（福岡77件、北九州24件、筑後6件、筑豊0件）でした。生活保護支援システムについては毎年名簿登録研修を行っており、名簿登録の弁護士数は243名（2023年1月27日現在）です。

2 ホームレス施設巡回法律相談

抱樸館福岡では12回の相談会を実施し、年間の総相談件数は14件でした。福岡市就労自立支援センターは2020年4月以降各法律事務所での相談に切り替えて実施をしています。本相談の名簿も毎年名簿登録研修を行っており、直近は2020年12月に実施しました。ホームレス施設巡回相談名簿の登録弁護士数は14名（2023年1月27日現在）です。

3 リーガルエイドプログラム（LAP）

リーガルエイドプログラムも毎年名簿登録研修を行っており、ふくおかリーガルエイドプログラムの名簿登録弁護士数は45名（2023年1月27日現在）です。

4 さまざまな相談活動、ホットライン

(1) 12月22日 10時～20時「全国一斉生活保護ホットライン」

毎年開催している無料電話相談会で、今年度は延べ16名の弁護士が相談を担当しました。今年度は33件の相談が寄せられました。

(2) 各種相談会の実施

2015年6月から北九州市屋外相談会を実施しています。

5 その他の活動～生活保護Q&Aの改訂・書籍化

生存権対策本部では生活保護問題を担当する弁護士が生存権擁護の観点からより良い対応ができるよう生活保護問題における頻出の問題について作成していたQ&Aにつき、ベテランの本部員、若手の本部員が共同でQ&Aを最新の知識を元にアップデートし、2020年出版にこぎつけ、好評をいただいております。

本部会議においては、後半パートとして、不定期ではありますが、本部委員が経験した事例を報告して、情報・意見交換をしており、実践的な知識をアップデートできるよう努めています。

6 最後に

生存権を擁護するための活動は多岐にわたっており、年々課題は増すばかりですが、当会では、弁護士の立場から「市民の命と生きる権利を守る」活動を、行政機関や民間団体などと適宜連携しながら、今後とも地道に実践していきます。

子どもの権利をまもる活動

● 子どもの権利委員会の活動の概要

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、子どもの生活が保障され、良い環境の中で大人の愛情を受けて育つことが不可欠です。しかし、ここ数年増加している児童虐待事例を見ても明らかに、この日本においても、劣悪な環境の中で、愛情を知らずに生きている子どもがたくさんいます。子どもたちが権利の享有主体として、自己の価値を肯定的にとらえ、健やかに成長していける社会、そのための様々な活動を行っていくのも、私たち弁護士の仕事です。

子どもの権利委員会では、後述する少年事件での付添人活動のほか、①保護者から虐待を受けている子どもを救済したり、親と暮らすことができない子どもへの支援を行うなどの子どもの福祉に関する諸活動、②学校内における様々な人権侵害事例に対する救済のための諸活動、さらに、③国連子どもの権利条約の精神に基づいた子どもの人権の啓蒙活動など、子どもの権利にまつわる多種多様な問題に取り組んでいます。

児童相談所への法的支援

子どもの福祉を図るための中心的な機関である児童相談所（福岡県6か所、福岡市、北九州市に各1か所）と連携し、特に児童虐待の通告件数の増加に伴って生じる児童に関する法的問題に、専門的な立場から法的なアドバイスを行ったり、司法手続きに関与したりします。2011年4月に、全国で初めて、福岡市の児童相談所に弁護士（当会所属）が常勤職員として配置されたのに続き、2017年には、福岡県の児童相談所に常勤弁護士が、北九州市の児童相談所に非常勤弁護士が配置され、2021年にも福岡県の児童相談所に常勤弁護士が配置されました（いずれも当会所属弁護士）。これに加えて、福岡県の児童相談所には、弁護士17名で構成する弁護団が県との間で契約を締結し、常勤弁護士をフォ

ローする形で相談への対応や法的手続申立ての際の代理業務を行っています。昨年度からは、各児相で週1回行われる受理会議に、毎週（一部の児相は隔週で）弁護士が出席する体制をとっています。また、福岡市の児童相談所には、非常勤弁護士が週に1回（2名で交代）勤務し、さらに、契約により法的手続きの代理人となる弁護士が就任しています。

子どもの代理人活動

保護者からの虐待など、権利侵害を受けている子どもの権利を保障するために、弁護士が子どもに代わって法的手続きや関係者との交渉を行うのが子どもの代理人活動です。当会では、日弁連「子どもに対する法律援助事業」を利用した子どもの代理人活動が活発に展開されています。

● 2022年の活動

学校の直面する問題を知る活動

2010年に実施したシンポジウム「体罰について考える」を契機に始まった福岡市教育委員会との意見交換会は、学校現場で教師が直面する問題について私たち弁護士が知る重要な機会となっています。いじめや体罰に関する判例をもとにした意見交換、現場で教師が対応に困難を抱えている事例の検討等を行っています。また、教職員向けの研修の講師として、学校における法的問題への助言なども行っています。

また、2021年度に、中学校の校則の実態について調査・検討を行い、これに基づいて、シンポジウム「これからの校則」を実施し、校則の見直しに向けて意見書を発表しました。その結果、2021年7月の福岡市立中学校校長会の「よりよい校則（生活のきまり）を目指して」の策定につながりました。この流れのなかで、昨年5月には、シンポジウム「地方から広げよう！子どものやさしいまちづくり」を開催しました。

今後も、校則問題についての取り組みは引き続き行っていきます。

子どもの人権110番

子どもの抱える問題について弁護士が直接相談に乗るために、毎週土曜日、子どもの人権110番を実施しています。今後、効果的な広報を行い、子どもたちが気軽に相談できる窓口として知ってもらうように努めていきます。

2022年5月には、こどもの日記念電話相談の際に、試験的にLINEによる相談を実施しました。2023年度以降は、定期的なLINE相談が実施できるよう準備を進めています。

改正少年法（成年年齢引下げに関連するもの）の運用を監視する活動

成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、少年法も改正され、18歳及び19歳の少年は、「特定少年」として少年法上特別の扱いを受けることになりました。改正少年法は、2022年4月1日から施行されます。

これまで、福岡県弁護士会は、少年法適用年齢引下げは、18歳及び19歳の非行のある子どもの立ち直りの機会を奪い、非行や犯罪の増加をもたらすおそれもあるものであるとして、少年法適用年齢引下げに反対し、18歳及び19歳の非行のある子どもについても、少年法上従前と同様の扱いをすべきであるとする活動を継続してきました。

これに対し、改正少年法は、18歳及び19歳の少年を「特定少年」として扱うこととし、特定少年については、原則逆送事件の拡大、逆送された少年に対する推知報道禁止の解除、保護処分の限定化などの取扱いの変更を定めており、運用次第では、少年法の適用年齢を引下げた場合と実質的に変わら

ない結果をもたらすおそれのあるものと考えられます。

そのため、福岡県弁護士会は、改正少年法の運用により、18歳及び19歳の非行のある子どもの立ち直りの機会が奪われることのないよう、裁判所や関係機関の実際の運用を監視しつつ、必要に応じて適切な運用を求めるなどの活動を行っています。

その他の子どもの権利擁護活動

例年、神奈川県弁護士会、大阪弁護士会、沖縄弁護士会など、他県の子どもの権利委員会と共同で児童虐待等に関する「合同福祉勉強会」を開催しています。昨年度に引き続き本年度も、Zoom を利用したりリモート形式で開催しました。

2013年6月、いじめ防止対策推進法が公布されました。同法は、いじめ防止に関する措置及び重大事態への対処を柱としています。法に基づいて設置される各自治体の調査委員会や専門委員会の委員に弁護士を推薦し、重大事態への対処及び同種事態の再発防止に関し専門的知識に基づく対応が可能となるよう役割を果たしていきます。

生まれたときに出生届けが出されず、戸籍を持たない人がいることが問題となっています。そうした人の戸籍取得を手助けするために、法務局と連携して、相談や法的援助を行う取り組みを進めています。

弁護士による児童生徒向けのいじめ予防授業も行っています。今後、教材開発や講師派遣の体制をさらに整備し、実施していく予定です。

少年事件での付添人活動

● 活動の概要

少年法1条は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」と規定しています。少年事件の付添人は、非行や問題行動を起こした少年に寄り添い、少年のパートナーとして少年の社会復帰に向けた活動を行います。当会が全国に先駆けて始めた「身柄事件全件付添人制度」が、2014年6月から施行された国選付添人制度の拡大に大きな役割を果たしました。

身柄事件全件付添人制度の意義

少年に非行がある場合、また、そのように疑われている場合に、家庭裁判所の手続において、弁護士はその少年の付添人として活動します。

当会では、「非行」少年のうち観護措置決定を受けて少年鑑別所に収容された少年（身柄事件）に対して、少年が希望する場合、弁護士が付添人の選任を受けるという制度を、全国に先駆けて作りました。日弁連の少年保護事件付添援助事業により、ほとんどの事例において少年の費用負担はありません。

身柄事件全件付添制度の目的

この制度の目的には大きく3つあると考えています。

▶ 「少年にも成人並みの権利」が保障されるべきである

少年は、大人に比べて防御能力、表現能力が著しく劣ります。捜査を担当する警察官等に対して安易に迎合し、また、自己の意思を十分に伝えることができません。そのうえ、「自白調書」は、少年審判において全て証拠となります。少年事件では、えん罪を生む危険が大人以上に大きいのです。

また、保護処分手続とはいえ、審判前後にわたり、調査のための観護措置や、処分としての少年院送致など、長期間の身柄拘束が予定されている手続では、その正当性や必要性を厳格にチェックするために弁護士の関与が不可欠です。

▶ 「非行少年」とともに歩む

事実に争いのない事件においても、付添人の活動は多岐にわたります。①少年に反省を促し、②被害弁償を通じて被害者の気持ちを理解させ、③保護者に働きかけて親子関係の修復を図り、④学校に働きかけて受入体制を整え、⑤少年の就労先を確保し、⑥その他の社会環境の整備を行う、など少年の更生のための諸活動を行っています。少年のパートナーとして少年の立ち直りの援助を行っていくためにも付添人は必要です。

▶ 全面的「国選付添人制度」の発足を目指す

以上のような付添人活動の意義を踏まえ、刑事事件の国選弁護制度と同様、少年事件にも国選付添人制度が必要です。2007年の少年法の改正により、殺人や強盗、放火など重大事件に限り国選による付添人制度ができました。そして、2014年の少年法改正により、国選付添人対象事件が大幅に拡大されました。

● 2022 年の活動

全面的国選付添人制度実現を目指して

当会が全件付添人制度を立ち上げて16年。当会の活動が実を結び、国選付添人選任対象事件を傷害や窃盗などにも拡大する少年法改正が行われ、2014年6月から施行されています。

ただし、対象事件における国選付添人選任率は必ずしも高くありませんし、現在国選対象でない虞犯や道路交通法違反なども含めて全ての少年事件に国選付添人が必要です。福岡県弁護士会では、少年事件における弁護士付添人の役割を広く知ってもらうため、2018年8月に「全面的国選付添人制度」の実現を目指すシンポジウムを開催しました。今後も選任率を高めるための活動や全ての少年事件に国選付添人を選任できるよう少年法改正を働きかける活動を行っていきます。

少年保護事件付添援助制度による付添人活動

今後も、国選対象でない事件や、国選対象であっても裁判所が国選付添人を選任しなかった事件については、弁護士会が会費収入により運営している少年保護事件付添援助制度により、すべての少年に弁護士付添人を選任していかなければなりません。引き続き同制度が重要な役割を果たしていることに変わりはありません。

両性の平等に関する委員会

● 両性の平等に関する委員会の目的・活動の概要

当委員会は、個人の尊重、男女平等の見地から、女性の地位・権利や現行法制の改善に関する調査・研究、女性にかかわる重大な人権侵害や差別に関する具体的事実の調査・研究と、それに基づいて適切な措置をとることを目的として設置されました。また、男女共同参画社会の実現を目指す観点から、真の両性の平等の実現を目指すことも目的としています。調査・研究活動の成果は、会長声明など当会の対外的意思表示に反映されています。

女性の人権については、1975年の国際婦人年以後、国際的には高いレベルの議論が積み重ねられて来ました。しかしながら、日本では、性差別や両性間の格差の解消が依然として進まず、国連女性差別撤廃委員会等から、国際的に勧告の対象となっている現状です。

当委員会の活動は、これら差別や格差が残存し、あるいはそれら差別や格差を生む背景となる制度・慣習などに対応した分野に亘り、ジェンダーバイアスや女性に対する暴力を含めた社会全般の問題や、家族問題、福祉・教育問題、労働・雇用問題などに亘ります。

具体的には、今日問題になっているセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスについて、基本的考え方や実務的ノウハウを提供すると共に、ジェンダーの問題、特に私達弁護士を含めた司法におけるジェンダーバイアスやその他の性差別について、声をすくいあげ、調査研究や弁護士会への提言などを行なっています。

その一環として、当会性別による差別的取扱等の防止に関する規則に基づく、会員向けの研修を担当しています。

また、男女共同参画の観点から、2021年度に設置された男女共同参画推進本部に多数の委員を推薦し、選任された委員において、男女間の家庭責任の偏りを解消する働きを担うべく、家庭責任と両立しやすい業務のあり方を提案しています。なお、子育て中の会員が参加しやすいよう、当委員会では、委員会開催を夕方ないし夜ではなく、日中の時間帯に開催しております。会議にはオンラインミーティングシステム（「Zoom」）を併用し、会館・オンラインのいずれでも参加できるようにしています。

対外的には、毎年6月の男女共同参画週間を中心に、広く女性の抱える問題全般について取り扱う「女性の権利ホットライン」、通年で、福岡県と共催しての「養育費・ひとり親110番」などの電話相談を実施しています。

また、自治体への講師派遣や、男女共同参画や女性に対する暴力防止など関連分野の委員への適任者の推薦も行なっております。

● 2022 年の活動

① 女性の権利ホットラインの実施

毎年恒例の日弁連との共催企画「女性の権利ホットライン」を、2022年6月23日から29日まで実施しました。

昨年度に引き続き、今年度も、全県にて、各自治体または男女共同参画センターとの共催にて実施し、全体で47件の相談が寄せられました。

〔実施場所〕

福岡地区：福岡県弁護士会館、福岡県男女共同参画センター（あすばる）、福岡市男女共同参画推進センター アミカス、大野城まどかぴあ男女平等推進センター（アスカール）

北九州地区：北九州市立男女共同参画センター（ムーブ）、ハートピアぶぜん

筑後地区：筑後弁護士会館・久留米市男女平等推進センター（えーるピア）、筑後市男女共同参画推進室、大牟田市男女共同参画センター

筑豊地区：飯塚法律相談センター、田川市男女共同参画センター（ゆめっせ）、直方市男女共同参画推進係）。

また、北九州地区においては、2022年11月にも、上記ムーブと共催し、電話相談を行いました。

② **会内業務における男女共同参画、ワークライフバランスの検討**

毎月開催している当委員会の委員会開催時間は、子育て中の会員が参加しやすいよう日中（15：30～17：00）にし、オンラインでも参加できるようにしています。

③ **性別による差別的取扱禁止の研修を担当（倫理研修・新規登録時研修）**

性別による差別的取扱等の防止に関する規則に基づく倫理研修時のセクシュアル・ハラスメント等の防止研修として、倫理研修、新規登録時研修、三年目研修の講義を担当しました。

昨年度に引き続き2022年度も倫理研修自体が性差別防止をテーマで実施されることとなり、当委員会とLGBT委員会を中心に制作した寸劇を交えた研修動画の配信による研修が実施されました。

なお、当該研修動画は、当会の会員専用ページから常時閲覧できるようにしています。

④ **DV被害者支援制度**

2013年に犯罪被害者支援に関する委員会と共同で創設したDV被害者相談制度を引き続き実施しています。これに伴い、相談担当者の新規登録及び名簿登載者のステップアップを目的とした会内研修を定期的実施することとしています。

⑤ **対外広報活動**

弁護士会の対外広報活動の一環として、西日本新聞のコラム「ほう！な話」の執筆を3回担当し、上記「女性の権利ホットライン」（6月、11月）やDV被害者相談制度の広報を兼ね、女性の抱える問題につき、解決機関としての弁護士会を紹介しました。また、KBCラジオ「PAO～NI」で、「性の平等と多様性」をテーマにマンスリー出演を担当しました。

⑥ **養育費・ひとり親110番の実施**

ひとり親家庭の貧困が深刻な問題となっている現在、福岡県がひとり親家庭支援のための事業として2018年度から取り組みを開始した「養育費110番」無料電話相談が、2019年度より「養育費・ひとり親110番」として、毎月開催になりました。これに毎回、相談担当者を派遣し協力しています。

⑦ **性別による差別的取扱禁止のための取り組み**

男女共同参画推進本部、LGBT委員会と協力して、性別による差別的取扱いを禁止するため、セクシャルハラスメント等の相談窓口についての周知文書の配布などを実施し、また、当該相談窓口の相談員として当委員会の推薦により当委員会の委員である相談員が相当数就任しています。

⑧ **その他、関連課題に対する対応**

日弁連または九弁連の関連委員会委員と連携して、情報共有に努めています。

LGBT委員会の目的・活動概要

当委員会は、LGBTを始めとする性的マイノリティ当事者（以下、単に「LGBT」と言う。）が抱える法的問題に対応するとともに、LGBTに対する差別・偏見を解消し、真に個人が尊重される社会の実現を目指して、LGBTに関する相談事業等を実施するほか、LGBTに関する問題について、調査、研究、提言及び啓発その他の活動を行うことを目的として2018年に設置されました。

現在まで行っている具体的な活動は、LGBTに関する相談に対応するための電話相談窓口の設置・運営、LGBT関連イベントへの参加、会員向け研修の実施等です。

LGBTに関しては社会的に認知が広がりつつあり、それに伴って今後は当委員会の活動分野も広がっていくと思われます。

● 2022 年の活動

福岡市・福岡県との共同事業として L G B T 電話相談窓口の設置

当会では、2017年9月から独自の事業として L G B T に関する相談に対応するための電話相談窓口（以下、「L G B T 電話相談」と言います。）を設置していましたが、福岡市と協定を取り交わし、2018年4月からは福岡市と当会との共同事業として実施することになりました。

2018年11月から独自事業として開始した土曜日の電話相談についても、2019年4月からは福岡市との共同事業となりました。

さらに2022年4月からは、福岡県とも協定を取り交わし、福岡県とも共同事業として実施することになりました。

その結果、現在では、福岡市・福岡県との共同事業として、L G B T 電話相談を第2木曜日と第4土曜日の月2回実施しております。

九州レインボープライドに出店

2022年11月6日に九州レインボープライドが開催されました。これは、日本各地、そして世界各地でも行われる L G B T を社会にアピールするためのイベントの九州版です。

当委員会では、2016年から同イベントに出店しており、本年も8回目となる出店を行いました。

本年は3年ぶりに冷泉公園でのリアル開催となり、1万5000人の来場者がありました。当会のブースでは、無料法律相談を実施し、複数のご利用がありました。また、委員がパレードに参加し、当会の存在をアピールしたほか、各委員において関係諸団体等との交流を深めました。

会員向け L G B T 研修の実施

2023年2月5日に「アロマンティックやアセクシュアルから考える親密な関係性」と題する市民向けのイベントを開催しました。

L G B T はありふれた個性であることからすれば、会員が接する相談者や依頼者が当事者である可能性は当然存在します。会員が L G B T 当事者からの相談にも適切に対応できるよう、会員に対する情報提供を今後も継続的に行っていく予定です。

福岡市立中学校の校則見直しの状況についての調査

L G B T 委員会と子どもの権利委員会の共同 PT である校則 PT では、2019年8月に福岡市立中学校の校則を調査し、翌2020年2月、校則見直しを求める意見書を発表しました。これを受け、福岡市立中学校では、2020年から2021年にかけて校則の見直しが進み、新しい校則が中学校のホームページ等においても公表されるようになりました。

そこで、校則 PT では、見直し後の校則の内容はどうなっているのか、どのような手続きで校則の見直しが行われたのかについて調査することになりました。現在、調査途中ではありますが、見直し後の校則には、標準服の着用や髪型における男女分けの規定がなくなっていることがわかってきました。今後、調査結果を踏まえて意見書を作成する予定です。

福岡県内でも校則見直しの動きが広がっていますが、地域によって対応に温度差があります。当会では、福岡県内の教育委員会と意見交換し、校則の見直しを進めていきたいと考えています。

会長声明の発出

同性間の婚姻ができない現在の婚姻に関する民法及び戸籍法の諸規定の違憲性について、2022年8月に「大阪地裁判決を受けて、改めてすべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明」を、2023年1月には「東京地裁判決を受け、改めて、早急にすべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明」を発出しました。また、2023年3月には、首相前秘書官の差別発言に対し、「性的少数者に対する差別発言に抗議し、改めて、早急に すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明」を発出しました。

高齢者・障害者の権利をまもる活動

● 高齢者・障害者等委員会の目的・活動の概要

「高齢や障がいという状態の中で、人として質の高い暮らしを続けていくために社会にある障壁を取り除いていく。」

これは、今世紀における大きな社会的テーマのひとつです。

高齢者・障がい者の前には、ときに福祉サービスの受給手続の難解さや、高齢や障がいに伴う判断能力の低下、それを狙った悪徳商法、あるいは親族による身体的・経済的虐待など、様々な困難が立ちまわります。

高齢者・障害者等委員会は、このような障壁を取り除き、高齢者・障がい者が、その能力を活用して、自分らしく生きることを支援するための活動を続けています。

高齢者・障害者等委員会は、福岡県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」や、公益社団法人福岡県社会福祉士会との共同による「福岡高齢者・障害者虐待対応チーム」などを通じて、様々な形で活動を行っています。

各種相談

▶ あいゆう無料電話相談（福岡・筑後地区）

- (1) 従来から、行政機関、福祉施設等において福祉業務に携わる方々を対象とした無料の電話相談を行ってきました。福祉の現場における疑問に対し、法的な見地からアドバイスを行います。担当者を通じて、適切に被害を訴えることのできない高齢者・障がい者を発見し、支援することも目的としています。

電話での申込受付後、原則24時間以内（筑後地区は48時間以内）に担当弁護士から連絡をして、電話相談を行います。

- (2) あいゆう電話相談では、高齢者や障がい者ご本人、あるいはそのご家族などからの相談にも対応しています。体が不自由な方でもお気軽にご相談いただけます。

福岡地区は、毎週火曜日と金曜日の午後1時から4時まで、筑後地区は毎週木曜日の午後1時から4時まで、担当弁護士が法律相談センターに待機し、無料の電話相談を行っています。また、福岡地区では、上記以外の日時でも、平日の午前10時から午後4時までの間にお電話をいただければ、原則24時間以内に担当弁護士から連絡をして、電話相談を行い

福岡県弁護士会

高齢者や障がい者、そして支援者のみなさん！

その悩み
弁護士に
相談して
みませんか？

あいゆう法律相談があなたの力になります。

まずは 無料の電話相談へ
TEL. 092-724-7709

必要な場合は出張相談（初回のみ無料）も行います

福岡県弁護士会では、これからの時代を全ての人がより豊かに暮らせるように、法律相談から問題解決までサポートする弁護士・障害者総合支援センター「あいゆう」を立ち上げました。

ます。

電話相談の結果、担当弁護士において面談して相談を受ける必要があると判断すれば、面談担当弁護士による後記の来所相談（原則有料）・出張相談（福岡地区は初回1回のみ無料）等をご利用いただくこともできます。

▶ 面談相談

1 来所相談（福岡・北九州・筑後・筑豊地区）

来所相談は、上記電話相談の結果、高齢者・障がい者を対象として、相談者が弁護士の法律事務所を訪れて行う面談相談です。

弁護士が直接面談しますので、電話では分かりづらい事柄についても、より踏み込んだアドバイスを受けることが可能です。

相談料は30分5000円（消費税別）ですが、法テラスの援助要件に該当する場合は無料ですので、事前に確認されると良いでしょう。

2 出張相談

来所が困難な方を対象として、弁護士が相談者の自宅や施設等を訪れて行う面談相談です。体が不自由などの理由で法律相談センター等に出向くことが困難な方でも、弁護士との直接面談によるアドバイスを受けることが可能です。

お一人につき1回まで無料で出張相談が可能です（原則として福岡地区の取り扱いとなります。）。また、法テラスの援助要件に該当する場合も無料です。

家庭裁判所に対する成年後見人等候補者推薦制度

高齢や障がい等の事情によって判断能力が十分でない方を支援するため、福岡家庭裁判所本庁と協力し、家庭裁判所が弁護士を成年後見人等を選任する際の候補者名簿を作成し、候補者を迅速に推薦しています。また、家庭裁判所が弁護士を不在者財産管理人・相続財産管理人に選任する際の候補者も推薦しています。年間約100名近い推薦を行っており、概ね1週間以内の人選と推薦が可能となっています。

福岡高齢者・障害者虐待対応チーム

公益社団法人福岡県社会福祉士会と協力し、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法に基づく市町村等の活動・施策をサポートするために、各自治体との契約に基づき、自治体のケース会議等に弁護士と社会福祉士をペアで派遣しています。また、契約自治体の高齢者や障がい者問題に関する研修などの講師派遣も行っております。

あいゆう研修

毎年1回、弁護士以外にも、社会福祉士、行政機関、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護事業者・医療機関の方々など、福祉に関係する様々な職種の方々も参加可能な形で、高齢者障がい者福祉や権利擁護などをテーマに、専門家による講義形式の研修を開催しています。毎回約100名以上の方々に参加いただいております。

地域包括支援センターとの連携

福岡市及びその周辺自治体の地域包括支援センターの職員の方々等との連携を図るために、地域包括支援センターの職員との勉強会や消費者被害対策研修等を実施し、お互いに顔が見える関係を作っています。また、担当弁護士が地域包括支援センターを定期的に巡回して相談を受けたり、地域包括職員から電話相談を受けることで、高齢者やその支援者からの相談に対応する地域包括支援センター連携相談事業を実施しています。

北九州部会では、北九州市との間で、高齢者・障がい者、子ども、DVの3部門に関し「虐待対応包括協定」を締結し、同協定に基づく事業の一環として、1か月に1回程度、各区役所に弁護士が出張し、地域包括支援センターの職員の業務に関する無料サポート相談を実施しています（相談内容は虐待関係に限りません）。

障がい者基幹相談支援センターとの連携

障がい者に関しても、福岡市障がい者基幹相談支援センター等と連携し、弁護士にスムーズに相談できるような体制の整備を進めています。2015年からは福岡市との間で、担当弁護士が基幹相談支援センター等を定期的に巡回してケース会議に参加したり、基幹職員等から電話やメール相談を受けることで、基幹相談支援センター等の職員の業務をサポートする基幹相談支援センター等業務支援事業を開始しました。2020年からは那珂川市との間でも、基幹相談支援センター等業務支援事業を実施しています。2023年からは福津市とも協定を締結し、支援事業を実施することになりました。

福岡市医師会とのパートナーシップに基づく勉強会

福岡県弁護士会と福岡市医師会とのパートナーシップ協定に基づき、高齢者・障がい者の医療・介護に関する法的問題について、弁護士向け・医師向けの定期的な研修会を企画・実施しています。

中核機関との連携

成年後見制度の利用促進のために各市町村等に設置された「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関」（＝中核機関）とも連携し、中核機関の業務に協力する体制の整備を進めています。例えば、中核機関に対しても成年後見人等の候補者を推薦する活動を実施しています。

● 2022年の活動

アウトリーチ活動の強化

高齢者や障がい者にとって、弁護士の元に相談に行くこと自体が大変な労力を必要とすることから、弁護士が積極的に要支援者のもとに出向くなどして法的サービスを提供するいわゆるアウトリーチ活動を強化しています。

例えば、法テラスと連携して、電話相談や出張を含む面談相談（上記のあいゆう電話・面談相談）や、生活保護課など福祉関係機関への情報提供や出張を含む面談相談を行う活動（弁護士ナビゲーション）などを実施しています。また、高齢者については、上記の地域包括支援センターの職員との勉強会や地域包括支援センター連携相談事業を実施しています。北九州部会においても遠賀4町、行橋市、豊前地域と協定を締結し、地域包括支援センターの職員の業務に関する無料サポート相談を実施しています。障がい者についても、基幹相談支援センター等業務支援事業を、福岡市及び那珂川市で実施しています。2023年3月、福津市と地域包括支援センター及び基幹相談支援センターにおける法的支援を当会が行う連携相談事業協定を締結しました。

弁護士のスキルアップのための研修の実施

高齢者障がい者関係名簿（あいゆう電話・面談相談、弁護士ナビゲーション、成年後見人等候補者推薦の各名簿）の登録研修、福岡高齢者・障害者虐待対応チームの登録研修、あいゆう研修など、各種の研修を行い、弁護士のスキルアップを図って高齢者や障がい者の権利擁護活動に多くの弁護士が関われるよう進めてきました。

中核機関との連携

各市町村等に設置された中核機関との間で、連携・協力する体制の整備を進めています。福岡市の

中核機関（福岡市成年後見推進センター）との関係では、専門職相談会やケース検討会議・受任者調整会議等に会員を派遣したり、成年後見人等の候補者を推薦する等、多様な連携・協力活動を行っています。

精神障害者の権利をまもる活動

● 精神保健委員会の目的及び活動の概要

精神科病院等の入院患者には弁護士にアクセスする権利が保障されています（精神保健福祉法）。当会では、精神保健委員会を設けて、弁護士に課せられた責務を果たして精神障害者の権利を実効的に保障するために、入院患者等からの援助申込に対して弁護士を派遣する精神保健当番弁護士制度を運営するとともに、精神医療の改善・社会復帰の促進を含む精神障害者の人権保障を促進するための調査、研究、提言等の諸活動を行っています。

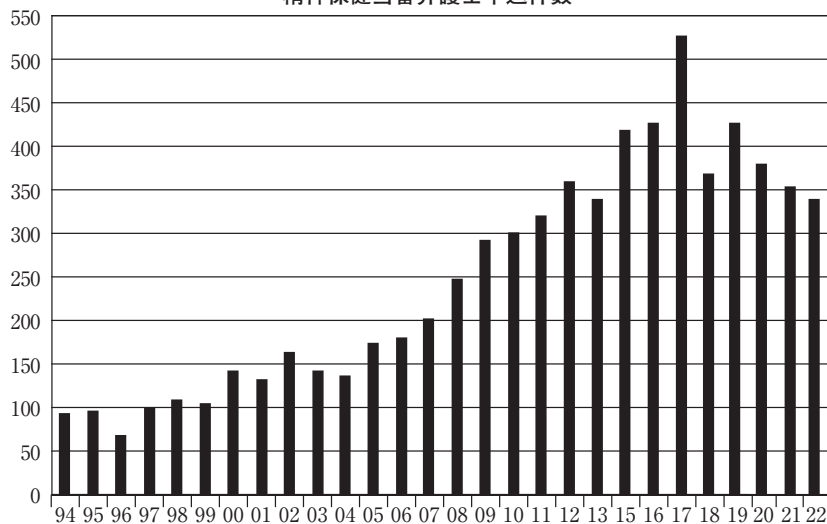
わが国の精神疾患の患者数は、近年400万人前後の水準となっており、国民の4人に1人が生涯にうつ病等の気分障害、不安障害又は物質関連障害を経験すると報告されています。精神疾患は、もはや生活習慣病と同じく、誰もがかかりうる病気となっています。

ところが、精神疾患の患者に対しては、特別の法制度の下で患者の意思に反する入院を強制されるということが少なくありません。しかも、その入院が長期に及ぶケースも数多く認められています。このような立場に置かれている精神障害者の人権をいかにして守っていくかということは、私たちの社会の重要な課題となっています。

このような状況のもと、当会は、1993年7月1日、全国初の取り組みとして精神保健当番弁護士制度を発足させました。同制度では、精神科病院の入院者の要請により、弁護士がその入院先へ赴いて法律相談を受け、さらには相談に引き続いて入院者の代理人となり精神医療審査会への退院請求や処遇改善請求を行うなどしています。

そして、このような精神保健当番弁護士制度を長年続けてきたことにより、県内外の精神保健関係者と良好な信頼関係を築きあげ、さらには精神医療審査会の審査活動を活性化させて、他県と比べても突出した件数の退院や処遇改善の審査結果をもたらすという実績をあげるようになりました。

精神保健当番弁護士申込件数



● 2022 年の活動

精神保健当番弁護士の活動実績

福岡県内の精神科病院の入院者から電話等での連絡があれば、精神保健当番弁護士が入院先等での出張相談を行います。2022年4月1日現在、392名の弁護士が精神保健当番弁護士として登録されています。

2021年度の集計では、年間に341件の出動申込を受け、うち315件で相談が実施されています（その他は、出動前に申込の取下げがあった場合などです）。

上記の相談実施後に弁護士が入院者の代理人となって活動した件数は124件で、相談件数の約34%となっています。このように相談活動から代理人活動への移行割合は増減するものの上昇傾向にあり、精神保健当番弁護士が入院者の権利保障のために活動を行う場面が広がっています。

そして、このような相談活動や代理人活動の結果、退院や処遇改善などといった申込者の希望を実現することができた件数は50件で、相談件数の13.7%に及びました。

九州弁護士会連合会（九弁連）における「精神保健に関する連絡協議会」の設置と精神保健当番弁護士制度の広がり

2012年10月26日に開催された九弁連定期大会において、「入院中の精神障がい者の人権救済のための法的援助活動を積極的に推進する決議」が採択されました。この決議に基づき、九弁連において「精神保健に関する連絡協議会」が設置され、同制度の実施拡大に向けた取り組みを行っています。

九弁連では、2017年度に8単位会全てで同制度が動き出し、継続的に同制度を全国的に広げる活動を行っています（2020年度、2021年度はコロナ禍のため実開催こそ難しかったものの、リモートでの協議を継続中）。2021年度に開催された岡山での人権擁護大会に併せ、岡山県弁護士会及び中国弁連との共催で、全国精神保健担当者会議を主催する等、制度の充実を図る活動を行っています。

今後とも九弁連での広がりを確かなものとしながら、さらに全国的に同制度を広げ、精神科病院に入院中の方が等しく手続的な保障が受けられるよう頑張ります。

精神医療審査会や精神福祉審議会での活動

精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保する観点から、精神科の入院者からの退院・処遇改善請求の審査を行う機関です。また、精神保健福祉審議会は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議するために設置された会議体です。

2022年度、当会の弁護士は、以下のとおり、精神医療審査会や精神保健福祉審議会の委員として活動しました。

- 福岡県精神医療審査会 委員 3 名
- 福岡市精神医療審査会 委員 3 名、予備委員 3 名
- 北九州市精神医療審査会 委員 2 名、予備委員 2 名
- 福岡県精神保健福祉審議会 委員 1 名
- 福岡市保健福祉審議会 委員 2 名
- 北九州市精神保健福祉審議会 委員 1 名

今後も、各精神医療審査会において精神障害者の人権に配慮したより活発な議論がなされるよう活動していきます。

外国人の人権、国際人権に関する活動

● 国際委員会の目的・活動の概要

国際委員会は、①国際人権・人道法に関する調査・研究を行い、具体的な活動を企画して実行していくこと、②外国の法律家などと国際交流をすること、③在留外国人に対してリーガルサービスを提供すること等を目的として設置されています。

人権活動としては、主として上に述べた③に関することとして、「外国人無料法律相談」や「通訳人の紹介事業」を行っています。2016年度からは福岡出入国在留管理局での被收容者に対する出張相談制度を開始しました。また、①に関することとして、「個人通報制度の実現」や「国内人権機関の設置」への提言があげられます。

外国人無料法律相談

外国人無料法律相談は、2001年から始まり、毎月第2、第4金曜日の午後1時～4時に行っています（予約受付は同日午前10時から）。第2金曜日には中国語と韓国語の通訳が、第4金曜日には中国語と英語の通訳が待機しています。その他の言語についても予約時に希望されればできるだけ手配します。毎年約50～70人の様々な国籍の外国人が相談に訪れ、入管・在留手続、結婚・離婚、労働、交通事故など様々な法律問題についてアドバイスを受けています。

この相談を担当する弁護士や通訳人の日当は、すべて弁護士会の負担でまかなっています。当会がこのような活動を行っている理由は、多くの外国人は日本の法律制度についての知識が乏しく、そのために本来持っている法的権利が守られない危険性が高いからです。福岡はアジアに開かれた国際都市を目指していますが、年々増えていく外国人の人権が守られることは、真の意味での国際化にとって不可欠と考えています。

また、当会は、1993年以降、公益財団法人福岡よかとびあ国際交流財団が福岡市国際会館（福岡市博多区）で毎月第1土曜日、第3水曜日に行っている外国人無料法律相談にも弁護士を派遣しています。また、2021年以降、福岡県外国人相談センターと協定を締結し、各自自治体にて開催されている相談会にも弁護士を派遣しています。

なお、法律相談の結果、弁護士が外国人の代理人として事件の処理を行う必要があるのに、その外国人が弁護士費用を負担するだけの資力がないことがあります。そんなときには、その外国人に正規の在留資格がある場合には法テラスの法律扶助を、在留資格がない場合には日本弁護士連合会の外国人法律援助制度又は難民法律援助制度を利用して、弁護士に事件処理を依頼することができます。

通訳人の紹介事業

通訳人の紹介事業は、1993年に、当時始まったばかりの当番弁護士制度のもと、逮捕された外国人に弁護士がただちにかけつけることができるように立ち上げられ、今日にいたるまで、刑事、民事、行政など様々な事件で多くの通訳人が紹介されてきました。

当会は、協力していただける通訳を募集して「通訳協力会」の名簿を作っており、その登録人数は337人、対応言語は37語（2023年1月現在）にのぼっています。また、通訳人の質の向上のために毎年研修会を開催したり、ニュースレターを発行したりしています。

もちろん、この通訳協力会に登録するのは無料ですし、紹介された場合も一切手数料は必要ありません。

個人通報制度の導入及び国内人権機関の設置を求める運動

「個人通報制度」は、日本で人権侵害を受けた個人が、国内の手続を尽くしても救済されない場合に、国際的人権条約機関に対し、その救済を求めることができる制度です。当会は、2010年12月8日の臨時総会で「個人通報制度の導入及び国内人権機関の設置を求める総会決議」を上げ、その後も、日弁連や九弁連と連携しつつ、これらの制度の実現に向けて運動をしています。

● 2022年の活動

外国人に対するリーガルサービスの提供

2022年（2022年1月～2022年12月）に天神弁護士センターで受け付けた外国人法律相談は30件でした。

国籍別の内訳としては、中国が18件と最も多く、次いでスリランカが3件、フランスが2件でした。近年より国籍が多様化し、アジア以外の国籍も増加しているように思われます。内容別の内訳としては、労働問題が6件と最も多く、次いで離婚・夫婦関係が5件、ビザ・在留資格等に関する問題が3件、交通事故が3件、医療過誤が2件などとなっています。

福岡出入国在留管理局への出張相談制度の利用は2件であり、制度の浸透に向けて努力しているところです。今年度は、制度の周知を深めるために、福岡出入国在留管理局にて配布している案内チラシを一新しました。

さらに、2021年から弁護士派遣を開始した「福岡県外国人相談センター」についても、各地区で合計41件の相談が実施され、政令指定都市以外の市区町村においても外国人法律相談の提供が広がっております。

通訳人の派遣事業

2022年中に当番弁護士制度で通訳人が派遣された件数は、30件でした。なお、当会の通訳人名簿は、掲載されている通訳人の同意のもとで、国選弁護事件を取り扱っている法テラス福岡にも提供されており、上記の30件以外にも多くの国選弁護事件において通訳人が派遣されています。

積極的なアウトリーチ

国際委員会では、福岡に所在する大使館、領事館その他各国の在外公館と交流を深め、相互に協力関係を構築する活動を行っています。2022年度は、在福岡タイ総領事館との間において、家族法を中心とした講演会へ講師を派遣したほか、発生する法律問題について月に1度程度で相談会を実施しました。

次年度も引き続き、各国の在外公館との交流及び協力関係の構築を目指した活動を行います。

消費者の権利をまもる活動

● 消費者委員会の目的・活動の概要

消費者委員会は、生産者と消費者、流通業者と消費者、消費者信用業者と消費者という構造の中で、情報量などで弱い立場に置かれている消費者が、不可避免的に被害に遭いやすい問題（多重債務問題、投資トラブル、PL問題、欠陥住宅問題、訪問販売やインターネット等に関わるトラブルなど）について、いち早く情報を集約し、その内容を的確に分析・検討して、被害にあった消費者の救済、立法

提言、啓発活動などを行うという役割を担っています。

法律相談会等の開催

消費者委員ほか弁護士からの情報、消費生活センターなどの外部機関からの情報、マスコミ報道などで、集団被害が見込まれるような事件が発生した場合には、適時に法律相談会等を開催し、また、必要に応じて委員有志による弁護団を立ち上げるなどして被害救済を目指します。

情報提供と研修等

消費者問題の解決にあたっては、「消費者契約法」「特定商取引に関する法律」「製造物責任法」「電子商取引法」など多くの特別法の理解や、商品先物取引、電子商取引の仕組みなど各分野における専門的知識が必要となります。

そこで、消費者委員会は、弁護士に向けてはもちろん、弁護士に限らず自治体の消費生活センター相談員や地方行政職員の方々に向けて、様々な情報提供および指導、研修に努めています。

外部機関との交流と連携

消費者委員会は、各行政窓口、消費生活センター、福岡県警などの行政機関のほか、CSOふくおかなどの外部機関との交流を通じて、早期に様々な情報を交換することに努めています。共同での研修会や事例検討会も開催し、情報収集と日常的な連携強化を図っています。

最近では、学生向けの消費者教育にも力を入れており、自治体との連携のもとで消費者教育事業に弁護士を講師として派遣しています。

消費者法制・消費者行政の改善に向けて

消費者問題は法の不備や法の隙間をかいぐる悪質業者によって引き起こされることが少なくないので、当初は裁判で勝つことも難しく法的救済に大きな困難を伴うことは珍しくありません。しかし、ねばり強く裁判で闘うことや、全国の弁護士会が連携して同様の裁判を繰り広げることなどを通じ、裁判所に対して被害救済の必要性や法の趣旨・解釈を訴えることによって、裁判での勝訴を勝ち取ることが可能になってきます。また、それらの活動を通じてその問題性を社会にアピールし、適切な消費者行政の在り方や法改正の必要性を行政や国会議員などに訴え続けることによって、消費者被害が少しでも少なくなるように、適切な行政指導等を導いたり、消費者法制をより市民の立場に立ち、被害救済を図りやすい制度に改正することをめざしています。例えば、割賦販売法や貸金業法の改正にこうした成果が表れています。

● 2022 年の活動

〈無料相談会の開催〉

耳目を賑わせた消費者被害事件等について、無料電話相談会を開催しました。

2022年度は、靈感商法等の被害に関する電話相談会、投資被害110番を実施しています。

〈外部機関に対する情報提供と研修等〉

多重債務問題対策地域ネットワークへの委員派遣、消費生活センター専門相談員派遣、消費者安全確保地域協議会への講師派遣等の活動を行いました。

また、消費者委員ほかの弁護士は、2012年11月13日に消費者契約法に基づく適格消費者団体としての認定を受けたNPO法人の消費者支援機構福岡の理事になったり、あるいは、専門勉強会に参加するなどして、消費者契約法に違反している業者に対する差止請求訴訟を行ったり、消費者被害事件の問題点の検討やその解決のために努力しています。

中小企業に対する法律支援活動

● 中小企業法律支援センターの目的・活動の概要

中小企業の支援を、弁護士会の人権救済活動として捉えるべきではないか。

私たち福岡県弁護士会は、このような視点から、2010年（平成22年）4月、中小企業法律支援センターを設立しました。

中小企業は日本の企業全体の99%以上あり、雇用でも約70%近くを占めます。日本の経済は中小企業で支えられていると言っても過言ではありません。中小企業の経営安定は、新たな産業の創出、労働者にとっての就業の機会の増大、地域経済の活性化、町の発展を促進することにもつながります。

中小企業の運営にはすべて法律が関わっています。その活動全般において、法律専門家である弁護士による相談・助言を含む適切な法的サービスを提供できる基盤整備が必要かつ重要です。ところが、かつて、中小企業の法的支援は個々の弁護士に委ねられ、弁護士会としての組織的な取組みは十分ではありませんでした。

その反省に立って、中小企業法律支援センターでは、中小企業が日常気軽に弁護士にアクセスし、法律問題に関して法的助言や支援を受けられる環境整備を目指しています。

弁護士会内においては、中小企業の各分野における法的支援ニーズに的確に応えられるよう、会員に対する専門研修制度を充実させ、創業支援・事業承継・事業再生・海外展開支援等のテーマごとの研究を重ねています。

さらに、ひろく中小企業との接点を見いだすため、各中小企業支援機関・団体との連携・協力関係を構築し、経営指導員ほか各機関・団体職員との共同勉強会や中小企業向けセミナーの共催など、地道な努力を続けています。



● 10年間の歩みとこれから

中小企業相談対応窓口（通称「ひまわりほっとダイヤル」）の運用

福岡県弁護士会は、2010年（平成22年）4月1日、日本弁護士連合会と連携し、中小企業が日常の経営の悩みや心配事を気軽に弁護士に面談相談できる窓口として「ひまわりほっとダイヤル」を開設しました。これは、中小企業が、全国統一電話番号（0570-001-240）に架電して、弁護士会の受付職員に企業の概要や連絡先を伝え、配点を受けた弁護士が相談申込み企業に折返し電話をして日時を調整し、後日弁護士の事務所で面談相談を実施するという画期的なシステムです。弁護士をより身近に感じていただくため、相談担当弁護士の名簿は、福岡県下、福岡、北九州、筑後、筑豊の地域ごとに整備されています。多くの中小企業・小規模事業者に気軽に利用していただくため、福岡県弁護士会では、初回（面談）相談を無料としています。

福岡県弁護士会では、相談を担当する弁護士が、中小企業の信頼に応えるため一定のスキルを維持できるよう、相談に役立つ知識・情報を集約した研修を多数回実施し、相談担当弁護士名簿に登載さ

れるための要件として受講義務を課しています。

中小企業向け全国一斉無料法律相談会の実施

福岡県弁護士会は、例年、7月20日の中小企業の日ないしその前後の時期に、日本弁護士連合会及び全国の弁護士会と連携して、中小企業向けの全国一斉無料法律相談会及びセミナーを実施しています。相談会は、各企業が身近な場所で弁護士相談の機会を得られるよう、福岡、北九州、筑後、筑豊の4箇所で開催するほか、Webも活用しています。

各中小企業団体・支援機関との連携

より充実した中小企業支援を行うため、各中小企業支援機関・団体、士業団体等と交流し、連携を深める取組みに力を入れています。

一例として、2010年（平成22年）11月、日本政策金融公庫福岡支店と福岡県弁護士会との間で中小企業を法的・経済的に支援していくための連携覚書を締結しました。政府系金融機関と弁護士会との連携は全国初の試みであり、その後、日本政策金融公庫本部と日本弁護士連合会との連携覚書へと発展し、さらに全国各弁護士会と各地の公庫支店との連携というかたちで活動が広がりました。その後も、2011年（平成23年）に福岡商工会議所と、2017年（平成29年）に福岡県信用保証協会と連携覚書を締結しました。

今後も、中小企業・小規模事業者への支援をより効果的なものにするため、各機関・団体（士業団体を含む）のご理解とご支援を得て、連携活動を進めてまいります。

中小企業海外展開法的支援プロジェクトチームの活動

海外への進出を目指す中小企業、海外の企業と取引を開始するあるいはすでに取り取引を開始している中小企業の法的リスクを回避する観点から、福岡県弁護士会の国際委員会と協力して中小企業海外展開法的支援プロジェクトチームを設置し、活動しています。

また、福岡商工会議所と連携し、YouTube（よかぞうチャンネル）に海外展開に関する諸課題について弁護士がわかりやすくレクチャーする動画を配信しています。

今後も、「中小企業国際業務支援弁護士紹介制度」、「ひまわりほっとダイヤル」の海外展開支援名簿の活用などを通じて、弁護士が中小企業の身近な相談相手として認知される努力を重ねるとともに、弁護士のスキルアップの観点から、中小企業の海外展開に関わる行政機関や経済団体等との連携や、PT内での毎月の勉強会などを通じて、海外展開支援に精通する弁護士の育成、中小企業からの相談対応態勢づくりに努めてまいります。

創業支援

福岡市（グローバル創業・雇用創出特区に指定）、福岡県ほか各自治体において中小企業の創業支援施策が活発化しています。

従前、中小企業の創業段階では弁護士が活用されていませんでした。創業段階で備えておくべき経営上必要な法律知識が十分でなかったことで創業後に法的トラブルに巻き込まれ夢半ばで営業継続を断念せざるを得ない企業も多数あります。創業段階から弁護士が中小企業に積極的に関わり、その後の企業経営が円滑に進められるよう支援する必要性は高く、中小企業法律支援センターでは、自治体や各種創業支援機関・団体と連携し、弁護士が加わる相談態勢の確立、中小企業向け創業セミナーの開催などを行ってきました。

今後も、各支援機関・団体と連携しながら、福岡県内の創業支援に取り組んでまいります。

中小企業の事業再生支援

福岡県弁護士会では、日本弁護士連合会が最高裁判所・中小企業庁・金融庁等と協議を重ね構築し

た特定調停スキームの活用を進めるべく、関係機関・団体との意見交換、事例の集積・分析を進めるほか、経営者保証ガイドラインの周知・活用を進める活動にも力を入れています。

中小企業の事業承継

福岡県弁護士会では、中小企業支援機関・団体（士業団体を含む）と連携して、中小企業のM&Aをはじめとする事業承継の支援を行っています。

2021年（令和3年）3月に九州北部税理士会と「事業承継支援に関する協定書」を締結し、事業承継支援における協力体制を整えました。また、福岡県事業承継・引継ぎ支援センターとの間でも安心安全な事業承継を目指し意見交換を行うほか、具体的な事案に関しても連携を強化し、中小企業の事業承継支援をより充実したものにするための活動を行っています。

コロナ禍における中小企業支援

福岡県弁護士会では、2021年（令和3年）5月の定期総会において、「中小企業・小規模事業者の経営を支援することにより、経営者、従業員とその家族の生活、取引先の経営を守る宣言」を採択しました。

この宣言に基づいて、コロナ禍で苦しむ中小企業・小規模事業者も対象とする無料電話相談会やセミナーを開催してまいりました。

本年度も、コロナ禍の早期の終息を祈りつつ、中小企業支援に邁進してまいります。

民事介入暴力に対する取り組み

● 民事介入暴力対策委員会の目的・活動の概要

「民事介入暴力」（民暴）とは、「暴力団やその周辺者が、市民の日常生活や経済活動にともなう民事紛争に、当事者あるいは代理人として介入し、不当な利益の獲得を図る行為」のことを言います。

民事介入暴力対策委員会は、この民事介入暴力における被害の救済及び予防を目的として活動しています。具体的には、①民暴事案の情報・資料の収集、解決方法についての調査研究、②警察、（財）暴力追放運動推進センター（以下、「暴追センター」といいます）、その他関連機関に対する協力要請・連携、③民暴事案の受任弁護士に対する指導、助言、協力等が、委員会としての活動内容です。

福岡県は、5つもの指定暴力団と山口組系組織が拠点を置き、抗争事件、発砲事件が相次ぐなど、厳しい暴力団情勢にあり、暴力団らの市民、企業に対する犯罪行為、不当要求も後を絶ちません。

特に、近年は、表向きは暴力団とは無関係であることを装ったいわゆる「暴力団フロント企業」、「企業舎弟」などを巧みに活用して、市民生活や企業活動に食い込んでいます。このような民事介入暴力は、「暴力」、「恐怖」を背景とした最大級の人権侵害であり、「法の支配」に対する重大な挑戦であるという意味において、我々弁護士が真正面から取り組まねばならない重要な課題です。

● 2022年の活動

暴力被害集中相談

10月15日、福岡、北九州、筑後の各地区で、福岡県警、暴追センターと共同して、暴力被害集中相談を実施しました。

民事介入暴力事業への対応

暴力団から受けた被害の回復や暴力団組事務所撤去のために、委員会有志が弁護団を組織して対応しました。

啓発活動

弁護士会の内外を問わず、民事介入暴力の被害実態とその対策について一人でも多くの方々に知っていただくために、責任者講習、暴力追放市民集会への講師派遣などを行っています。

行政問題に対する取り組み

● 行政問題委員会の目的・活動の概要

行政問題委員会は、行政事件及び行政訴訟について弁護士及び弁護士会が積極的に関与して市民及び行政からの要請に応えられる体制をつくるために、①市民にとって使いやすい制度となるよう行政訴訟制度の改革に取り組むこと、②行政問題に関する市民相談の実施、③具体的な事案の事件活動を通して行政事件・行政訴訟の担い手となる弁護士を養成していくこと、④行政事件・行政訴訟についての専門的、実践的な知識及び技術を会員に広めるための研修等を行うことを主要な目的として2003年9月に設置されました。

行政ホットラインの定期的な開催

行政ホットラインは、弁護士が無料で面談及び電話相談を行うものです。当会としては、司法を通じての市民による行政への民主的なコントロールを強化すべきであるとの基本的な考え方に立ち、市民が行政に対して抱える問題についての相談や解決支援といった要請にこたえながら行政事件に取り組む弁護士側のマンパワーを強化することも目的として、2002年12月に、「行政苦情110番」活動を全国に先駆けて開催し、今日まで継続的に定期的な相談活動を行ってきました（途中、「弁護士による行政ホットライン」と名称を変更）。この行政ホットラインでは、相談者の求めがあれば、事案に応じ、具体的な行政事件として相談者からの依頼を受け紛争解決にあたっています。

行政事件実務研究会

行政問題委員会では、行政事件に取り組む弁護士が高い専門性によって市民からの要請によりよく応えるため、そして弁護士側のマンパワーを強化するため、実務研究会を開催しています。近年では、研修を実施するだけでなく、研修動画のアーカイブを作成し、必要なときに適切な知識を得られるよう工夫を重ねています。

● 2022年の活動

行政ホットライン

2022年度も4月から3月まで、毎月1回、計12回にわたって行政ホットラインを開催し、毎回平均4～5件の行政問題に関する相談が寄せられました。

行政手続への弁護士の関与

これまで弁護士の関与があまりなされていなかった税務調査や保険医に対する指導・調査等の行政手続への関与について、他の委員会と協力のうえWGを立ち上げ、訴訟の前段階から行政手続に関与できる弁護士の養成を行うべく、活動を行っています。全国的に見ても始まったばかりの活動ですが、

今後、税理士会等と連携しながら研修を実施するなどして、活動を具体化していく予定です。

環境問題に対する取り組み

● 公害・環境委員会の目的・活動の概要

公害・環境委員会は、1970年8月公害対策委員会として設立されました。その後、活動分野を環境問題にも広げるために、1990年2月に公害問題対策・環境保全委員会となり、1994年4月1日より現在の名称になりました。

これまで、廃棄物最終処分場問題、博多湾埋立て問題や曾根干潟保全に関する意見書の発表、気候変動問題、生物多様性について調査研究などの多様な活動を行ってきました。

ここ10年の主な活動テーマとしては、生物多様性保全、干潟・湿地保全、気候変動の問題、環境マネジメントシステムの導入、治水問題、動物愛護問題といった課題があります。また、2022年からは、福岡県弁護士会としてSDGs官民連携プラットフォームに参加して情報交換を行っています。

湿地の保全

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（通称「ラムサール条約」）は、1971年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択されたものです。現在は、水鳥の生息地としてだけでなく、湿地に生息する他の生物を含めて私たちの生活環境を支える重要な生態系であるという認識のもと、幅広く湿地の保全が求められています。

福岡県内には和白干潟、曾根干潟、今津干潟さらには平尾台にある広谷湿原という重要な湿地があります。2019年10月には現に登録がなされている熊本県の荒尾干潟の現地調査も行いました。

私たちはこれらの干潟について、現地調査を繰り返すとともに、環境保護団体や漁業関係者、市役所担当課などの関係者との間でヒアリング調査や保全に関しての懇談を行ってきました。

環境宣言・環境マネジメントシステム

当会のこれまでの環境問題に対する活動をふまえて、当会自らも社会に対して環境の保全に取り組む決意を表明する必要があると考えたことから、2012年5月23日に開催された定期総会において、地球環境への負荷を可能な限り低減するために、省エネ活動や省資源活動の推進に取り組む努力をすることや、環境問題に関する提言・啓発活動に取り組むことなどを宣言する環境宣言を決議しました。

また、2014年からは、北九州部会で環境マネジメントシステム（エコアクション21）を導入しました。環境マネジメントシステムは、組織や事業者がその運営や経営の中で、環境に関する方針や目標を自ら設定し、それらの達成に向けて取り組むための仕組みです。この環境マネジメントシステムを採用することにより、弁護士会の活動による環境負荷を明らかにし、より環境負荷を低減す



荒尾干潟の風景

べく管理・運用を行っています。既に採用できた部会では大幅に電力使用量を減少させるなどの成果が出ており、今後、福岡県弁護士会全体でこのような環境負荷低減に向けた取り組みを広げるべく活動を行っています。

治水問題

近年は、地球温暖化の影響もあり、全国各地で毎年のように豪雨災害が発生しており、福岡県でも大きな被害が出ています。

その豪雨被害を防止する方法として、短絡的にダム建設が必要との声もありますが、果たしてそうでしょうか。異常な量の集中豪雨がどこに発生するか分からない現在の豪雨災害に対して、特定の集水域の貯水しかできないダムに依存した治水が有効とは思えません。堤防の整備や河川の掘削、農地を有効活用する田んぼダムなど、総合的な治水対策を検討しなければ、豪雨災害に対応することはできません。

当委員会では、頻発する豪雨災害に有効な治水がどのようなものかを調査、研究しています。

動物愛護問題

飼い主が飼えなくなった犬や猫等が捨てられ、野良犬、野良猫等が増えていくことは、住環境の悪化の問題となります。それに対して、未だ自治体によっては有効な対策を講じておらず、ボランティア団体等、民間の努力に委ねられているところもあります。

当委員会では、町から野良犬や野良猫等を減少させ、人と動物が共生できる社会の実現を目指して、有効な取り組みについて調査、研究しています。

● 2023年の活動

これまでの活動を踏まえて、2023年度には、湿地保全に向けた現地調査や、ラムサール条約登録に向けた動きの調査などを引き続き行います。

また、動物愛護問題についても、人と動物が共生する社会を目指す取り組みについての調査、研究を継続したいと考えております。

そして、地球温暖化や治水問題といった、その他の公害・環境問題についても調査、研究を行っていきます。

法教育に対する取り組み

● 法教育委員会の目的・活動の概要

法教育とは、一般には「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」と定義されています。

法教育は、法律専門家ではない一般の人々を対象とする点で、法学部などで体系的に法律を学習し法律の専門家を育成することを目指す法学教育とは異なります。

また、法や法制度の基礎となっている公平や正義といった基本的価値観を明確に意識しながら進めていくことを第一次の目標とする点で、法令の条文や法制度の知識の習得そのものを目標とする、従前から実践されてきた消費者教育・憲法教育・刑事裁判に関する知識教育といった司法教育とも異なるものといえます。

法教育はもともと諸外国で取り組まれてきたのですが、当会としても、自由で公正な民主主義社会において、あるべき市民を育成していくために非常に意義があると考え、2006年に法教育委員会を設置しました。

法教育委員会は、小中高校生を対象とした新たな法教育の教材の開発や、既存の教材の加工を行っており、これらの教材は、実際に学校現場の授業で活用されています。

法教育をカリキュラムに組み込んだ学習指導要領の改訂がなされ、小学校では2011年度、中学校では2012年度、高校では2013年度から完全実施されていますし、さらに高校では2022年度の新入生から法教育と内容の重なるところの多い新科目「公共」も始まり、当委員会から学校へゲストティーチャーとしての派遣も行われております。

このような動きを踏まえ、当会は、法教育の普及に力を入れていく決意をますます強くしています。民主主義社会を担う子どもたちや一般市民に、法律や制度の背景にある基本的価値観を認識し、その価値観を用いる方法を習得してもらうことは極めて大切なことであり、それに力を尽くすことは、法律専門家である弁護士に市民が期待する役割の一つと確信しているからです。

● 2022年の活動

法教育センター

2011年4月1日、当会は法教育センターを立ち上げました。会をあげて、法教育の出前授業の普及に取り組むためです。毎年一定のクラス数までは当会で派遣費用を補助し、学校側の負担なく弁護士をゲストティーチャーとして派遣してきており、法教育の各学校への普及に結び付けてきています。

なお、コロナ禍への対応として学校の要望に応じ、弁護士がリモートで参加するオンライン授業も実施しています。

福岡法教育研究会

学校現場の教員が考え行おうとしている法教育の姿と、弁護士が考え行おうとしている法教育の姿を融合させていく、その議論を踏まえた教材開発や教材の実践などを目的として、弁護士や教員、その他の教育関係者による福岡法教育研究会を隔月の頻度で開催しています。

ジュニアロースクール

例年であれば、弁護士会館ホールや裁判所の本物の法廷等に中学校や高校の生徒に来てもらい、模擬裁判などを開催して生徒にグループでのセッションと発表をしてもらうジュニアロースクールですが、コロナ禍を受けて、今年もオンラインで開催されました。

今後は、会場とオンラインとのハイブリッド開催などを模索していきたいと思います。

「公共」プロジェクトチームの立上げ

2020年度から高等学校で導入される必修科目「公共」が取り扱うテーマに沿った法教育の教材作成を行うことを目的とし、法教育委員会のメンバーでプロジェクトチームを立ち上げました。



ジュニアロースクール（オンライン）の風景

憲法問題に対する取り組み

● 憲法委員会の目的・活動の概要

当会は、「立憲主義並びにこれに基づく日本国憲法の基本原理である国民主権、恒久平和主義、基本的人権の尊重の原則を堅持するとともに、社会のすみずみまで法の支配が行き渡り、個人が尊重される社会の実現を目指して、憲法に関する問題について、調査・研究・提言・啓発及び立案その他の活動を行う」ことを目的として、憲法委員会を置いています。弁護士法第1条が「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と定めるところを実践する活動の一環です。

そのため、当会では年に数回、憲法に関わる問題について、憲法委員会が主管して、講演会、ディベート、市民集会等を開催しています。この6年ほどは、これらとともに、集団的自衛権や安全保障関連法について、パレードや街頭宣伝活動も積極的に実施しました。

このような活動を通じて、立憲主義と民主主義、恒久平和主義、基本的人権の理念が日本の政治・社会にしっかりと根付き、1人1人の国民が個人として尊重される社会の実現に貢献したいと考えています。近年は、こうした憲法的価値がないがしろにされる動きが強まっており、しかもそれがしばしば手続的正義をも踏みにじる形でなされていますので、そのような動きに対しては、法律専門家団体として厳しい態度で臨んでいます。

● 2022年の活動

2022年度も、前年度同様、新型コロナウイルス感染症対策が必要な環境下ではありましたが、オンライン参加と会場参加を併用する方法など工夫して、講演会を実施しています。

憲法記念日にあたっての会長談話（2022年5月3日）

憲法施行から75周年を迎え、憲法制定の経緯及び意義について述べるとともに、国外では、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を批判しつつ、国内では、新型コロナウイルス感染拡大によりいっそうの貧困や格差が広がっていること、当会は、今後も憲法の基本原理や根本理念を尊重して基本的人権を擁護し、社会正義を実現すべく、法律専門家団体として全力で活動する決意を表明する談話を発しました。

憲法問題に関する緊急勉強会「ロシアのウクライナ侵攻と日本の安全保障政策」（2022年6月3日・福岡）

2022年2月24日からロシアによるウクライナへの軍事侵攻が始まり、3か月が過ぎた時点でもなお続いている事態を受けて、日本の安全保障に対する不安の声や、憲法改正をすべきではないかとの意見も聞こえてくるところですが、このような国のありかたを左右する重大な問題に関しては、今回のウクライナ軍事侵攻の背景、国際社会の対応、日本の軍事を巡る歴史や現状、そして憲法の果たす役割などについて、きちんと理解した上で、議論をしていくことが必要です。

そこで、会員向けの緊急勉強会として、当会会館にて、元東京新聞論説委員で防衛ジャーナリストの半田滋氏を講師として、Zoomによる会内勉強会を開催しました。会場参加10名超、Zoom参加10名超でした。

安倍晋三元内閣総理大臣の「国葬」に反対する会長声明（2022年9月14日）

2022年7月22日、岸田内閣は、銃撃されて死亡した安倍晋三元内閣総理大臣につき、2022年9月27日に「国葬」を執り行い、その経費は、全額国費によって支出すると閣議決定しました。

しかしながら、「国葬」の実施は、国民に対して特定の思想・信念を持つ政治家個人に対する弔意を、事実上強制する契機をはらむものであり、国民の思想・良心（憲法第19条）を侵害するおそれがあります。

このように、「国葬」には憲法上の問題点等があることから、当会は、「国葬」の実施に反対する会長声明を提出しました。

憲法問題に関する勉強会「憲法への関心を広げていくために」（2022年10月4日・福岡）

憲法改正等の諸問題について、多くの市民、とりわけ若い人達に関心を持ってもらうためには、どのような提案・発信をしていくべきか、講座等を主催する弁護士としても、意識的に取り組むことが今後益々重要になってくると考えられます。

そこで、当会会館にて、本問題について積極的に取り組んでいる新潟県弁護士会の田中淳哉弁護士を講師として、Zoomによる会内勉強会を開催しました。会場参加10名超、Zoom参加10名超でした。

記者との勉強会「敵基地攻撃論に反対する弁護士会の意見一日弁連理事会での議論をふまえて」（2022年12月5日・福岡）

新たに議論となっている敵基地攻撃能力や反撃能力の保有問題について、従来から日弁連が安保法制に反対する立場を堅持してきたことをふまえ、当会も反対の立場をとることを、多くの市民に理解してもらうために、弁護士の努力が必要であることは当然ですが、さらに、マスメディアの正確な理解と協力が不可欠です。

そこで、当会会館にて、本問題について情勢に明るい当会の永尾廣久弁護士を講師として、記者との勉強会を開催しました。5社5名の記者が参加しました。

憲法講座「今、あらためて平和憲法について考える」（2022年12月16日・北九州）

自民党改憲案の問題点、憲法審査会での議論の焦点、市民として改憲の阻止に向けてできることなど、憲法改正についてあらためて考える機会を設けたいとの趣旨から、定期的に開催している当会北九州部会の市民向け無料憲法講座として、北九州弁護士会館5階大ホールにて、伊藤塾塾長、日弁連憲法問題対策本部副本部長の伊藤真弁護士（第二東京弁護士会）による講演会を開催しました（会場参加、Zoom併用）。会場参加30名、Zoom参加10名超でした。

市民とともに考える憲法講座第9弾

「ロシアのウクライナ侵攻と日本国憲法9条」（2023年3月2日・福岡）

定期的に開催している市民とともに考える憲法講座の第9弾として、当会会館2階大ホール（Zoom併用）にて、防衛ジャーナリストの半田滋氏をお招きして、講演会を開催しました。

日本国憲法9条の理念の下で、長期に及んでいるロシアのウクライナ侵攻をどのように捉えるべきかについて深い示唆を得る有意義な講演になりました。

刑事被告人・被疑者の権利をまもる活動

● 活動の概要

当番弁護士制度の運用

当会では、1990年12月1日、逮捕・勾留された被疑者やその家族などから要請があれば、待機している弁護士が無料で出動し法的なアドバイスをするという「当番弁護士」制度を、全国に先駆けて始めました。

初年度は128件の要請しかありませんでしたが、認知されるとともに要請数も年々増加し、2005年には福岡県内で約3800件の要請があり、そのほとんどについて、当番弁護士として登録している当会の会員が出動し、逮捕・勾留された被疑者に法的なアドバイスを行い、弁護士費用を負担できない被疑者に対しては、後述するような援助事業を利用して、被疑者が経済的負担を負わない形で弁護人としての活動もしてきました。その運営費用や出動弁護士への日当などは、全て弁護士会、ひいては会費を納める会員弁護士が負担してきました。

当番弁護士制度はやがて全国にひろがり、これらの活動を通じて、起訴される前の被疑者段階に弁護士が関わることの意義と重要性が認められ、ついに国を動かし2006年からは、それまでにはなかった起訴前の国選弁護制度（被疑者国選制度）を創設させるに至りました。そして、2018年6月1日から被疑者国選制度の対象が全勾留事件にまで拡大しました。しかし、被疑者国選弁護人が付くまでのサポートとしての当番弁護士の重要性に変わりはなく、また被疑者国選から漏れる被疑者をサポートする制度として、その後も当番弁護士制度を続けています。

実際、被疑者国選の対象事件が全勾留事件に拡大した以降も当番弁護士の要請数は少なくありません。逮捕された被疑者の権利を守り、えん罪を防ぐための活動は続きます。刑事事件で身柄拘束された人についてはもっとも人権侵害が起こりやすく、その権利を擁護することは憲法にも定められた弁護士としての最重要の責務の一つです。

なお、このような当番弁護士制度が生まれ発展してきた歴史とその意義や成果をまとめた書籍「当番弁護士は刑事手続きを変えた ～弁護士たちの挑戦」（現代人文社）が2019年10月に当会編集のもと発刊されました。

被疑者弁護援助制度の法テラスへの委託と費用負担

この当番弁護士制度とともに、起訴前弁護の両輪をなしてきたのが、被疑者弁護援助制度です。

私選弁護を依頼することが経済的に困難な被疑者について、継続的な弁護活動の必要性が認められるときは、弁護費用を援助することにより、実質上無料で被疑者弁護人を付けることができるという制度です。従前は財団法人日本法律扶助協会が担ってきたもので、実際にはその費用の多くは弁護士会、つまりは弁護士が負担してきたものです。

被疑者国選制度が発足する直前の2005年には、当番弁護士が出動後に弁護人として受任した割合は約26%、その内で被疑者援助制度を利用した割合は約9割であり、全国的に見ても非常に高い受任率となっていました。

その後、被疑者国選弁護制度が発足し、さらにその対象事件が全勾留事件にまで拡大されたため、被疑者援助制度の利用数は減少しましたが、被疑者国選が認められていない逮捕段階の被疑者からの申込みは続いており、現在も重要な役割を担っています。

法テラスが設立されて以降は、被疑者援助制度の運用は日弁連から法テラスに委託していますが、費用自体は弁護士会つまり全国の弁護士が特別会費を負担して拠出しており、多くの会員が被疑者援助による弁護人となって、この制度を支えています。

また、逮捕段階での被疑者弁護援助制度の利用を活発化させ、被疑者の身体拘束の早期解放のための勾留阻止に向けた弁護活動がより積極的に行われることを狙って、2018年度から毎年6月から8月にかけて、当会会員に呼びかけ、「被疑者の不必要な身体拘束に対する準抗告申立等の勾留阻止運動」に重点的に取り組むとともに、被疑者弁護援助での弁護士費用に関して、勾留阻止活動に関する成果報酬を上乗せすることを2021年10月から始めました。

国選弁護人制度の下支え

上述したとおり、当会が先駆けとなった当番弁護士制度や被疑者援助制度の地道な活動により、被疑者段階での弁護活動の意義や重要性が認知され、2006年に被疑者国選制度が始まり、その対象を広げながら全勾留事件にまで拡大しました。

起訴される前の被疑者段階の弁護活動は、短期間の間に被疑者との接見や被害者交渉などの充実した弁護活動を行う必要があるため、起訴後の被告人段階以上に労力がかかる面もあり、特に弁護士数が少ない地域で対応体制をとることができるのか懸念されていました。しかし、当会では、多くの会員が国選弁護人に登録することにより、問題なく運用されています。

現在、国選弁護人指名などの事務手続きは法テラスが行っていますが、指名のルールは当会との取り決めによります。また、個々の国選弁護人登録者をサポートするために、当会独自に各種の研修や研究会などを実施したり、「刑弁ネット」と呼ばれる弁護士が弁護活動について気軽に相談できるメーリングリストを整備したりして、国選弁護制度を下支えしています。2014年冬には「刑事弁護通信福岡」を発刊して、紙ベースでも会員に情報が伝えられるようになりました。

また、国選弁護人の弁護活動で専門家に依頼する私的鑑定が必要となった場合に、その費用を補助する刑事私的鑑定等費用援助制度を2019年12月に創設しました。

裁判員裁判への対応体制構築や研修実施など

2009年から裁判員裁判が始まりましたが、当会では、裁判所や検察庁との模擬裁判や各協議会などを通じて、よりよい運用がなされるように裁判所等に働きかけてきました。また、2014年から研修を義務化した裁判員裁判用の弁護人バックアップ名簿を作成し、裁判員裁判を担当する弁護士の質の向上に努めています。裁判員裁判に特化した研修等も定期的に行い、裁判員裁判対象事件への対応体制を構築しています。

裁判員裁判が始まった後も、裁判所や検察庁と継続的に協議を行い、また会員向けにも裁判員裁判の研修や経験交流会などを実施しています。

刑事手続に関する運動等

当会では、最優先課題である勾留・保釈などの刑事身体拘束の問題など、刑事手続に関する様々な問題点について、具体的な刑事手続のなかで身体拘束からの解放を積極的に行うための研修の実施や呼びかけ、海外視察や研究などを行うとともに、シンポジウムを開催したり、総会決議を出したりするなどの運動を続けてきました。

また、2017年の刑事訴訟法改正に伴い、被疑者国選弁護の対象が全勾留事件に拡大しましたが、今

後、被疑者国選弁護制度のさらなる拡大への運動に取り組んでいきます。

● 2022年の活動

当番弁護士制度の運用

2022年には、1122件の当番弁護士の要請を受け、1094件について実際に当会の会員弁護士が出動して、被疑者と接見し、それらの運営や費用負担は弁護士会が担いました。2022年4月1日段階の当番弁護士登録者数は883名で、これは当会会員数の約60%にあたります。

被疑者の身体拘束の早期解放に向けた取り組み～市民向けシンポジウムの開催

逮捕段階での被疑者弁護援助制度の利用を活発化させ、被疑者の身体拘束の早期解放のための勾留阻止に向けた弁護活動がより積極的に行われることを狙って、2022年度も6月から8月にかけて、不必要な身体拘束に対する準抗告申立等の勾留阻止運動」に重点的に取り組みました。

また、2022年10月には、シンポジウム「人質司法からの脱却～STOP！恣意的な身体拘束～」を開催し、市民の皆さまとともに身体拘束に関する問題について考える場をもうけさせていただきました。

国選弁護人制度の下支え

2022年には、延べ2951名の被疑者国選弁護人と延べ1501名の被告人国選弁護人（うち、控訴審は227名）が選任されました。

2022年4月1日段階の被告人国選弁護人登録者数は957名で、当会会員数の約68%です。被疑者国選弁護人登録者数が906名（64%）となっています。

月1回のペースで若手弁護士向けに「刑事弁護研究会」を開催し、若手弁護士のスキルアップを図り、弁護士用刑事弁護相談MLである「刑弁ネット」では、多くのメールがやりとりされています。

また、刑事裁判の判決書の検討、経験交流会等を実施して、効果的な弁護活動をする上で必要な情報の収集検討も行っています。

触法精神障害者の権利をまもる活動

● 医療観察法対策委員会の目的・活動の概要

2005年に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（医療観察法）が施行され、刑法39条1項の心神喪失を理由に不起訴または無罪となった人及び同2項の心神耗弱を理由に刑が減輕され執行猶予がついた人に対し、裁判官と精神保健審判員（精神保健判定医）による合議で審判を行い、処遇を決めるという制度が創設されました。

医療観察法審判手続や入院・通院処遇は対象者の自由を制限するものであり、対象者の防御権を実質的に保障し、適正手続を確保する必要があります。そのため、審判を受ける人は、弁護士を付添人として選任することができます。また、付添人がいない場合には裁判所が国選付添人を選任します。

これは、弁護士がそれまで行ってきた刑事弁護活動とも、精神障害者に対する援助活動とも異なるものです。当会は、この分野に対応するため、医療観察対応プロジェクトチーム（医療観察PT）を設置していましたが、医療観察法の法律上及び運用上の問題に継続的に対処するため同プロジェクト

チームを平成26年4月に医療観察法対策委員会としました。

入院処遇が長期化している事例もあり、処遇中の対象者へのリーガルアクセスを保障する必要もあります。当初審判後の審判においては付添人の選任は任意的ですが、制度の保安処分化を防止するためにも、当初審判後の弁護士関与を促進する方法も模索しています。

● 2016年の活動

直近3年分の報告書等を分析し、最近入院処遇が増加していることがわかりました。勉強会や研修を通じて通院処遇相当事例の特徴について検討しました。

国選付添人活動の充実・適正化をはかるために原則として最低3年に1回の研修受講を義務付けることになり、10月20日には登録要件となる実務研修として精神科医師及び会員による基礎知識の講義とケース報告を行いました。

● 2017年の活動

指定通院機関非公表問題や裁判所等審判関係機関との協議実施について交渉しました。

付添人活動を充実化させるために、他の単位会弁護士や精神保健福祉士との協働時の費用規定の整備を進めました。

従来の登録研修では、医師から講義を受けて専門的知見を得ていましたが、今年の登録研修では精神保健福祉士から講義を受けました。

● 2018年の活動

申し入れの結果司法及び行政各々の協議会に弁護士が参加できるようになりました。会員が精神保健福祉士の支援を受けやすいように精神保健福祉士協会との連携制度の整備を進めています。医療観察法手続全体における重要なキーパーソンである社会復帰調整官との意見交換会を実施しました。会員の医療観察法医療の知識向上のために指定入院医療機関から医療観察法医療の経験が豊富な医師を招いて講義を受けました。

● 2019年の活動

司法及び行政が主催する医療観察法関連協議会並びに医療観察法関連職種研修会に参加して、同法に関する情報を得ました。医療観察法審判において対象となった方の地域生活実現のために重要となる環境調整が円滑にできるようにするために精神保健福祉士協会との連携制度の構築が完了しました。医療観察法が法案提出段階で保安処分であるとの批判を受けていたことから、保安処分と立法段階での議論の知識を得るためにそれらについて詳しい大学教授を講師として講義を実施しました。

● 2020～2022年の活動

2020年及び2021年は他機関主催の協議会や研修会への参加を計画していましたが、Covid-19問題の

ため中止や縮小開催となり、参加等はできませんでした。

講義研修については例年どおり実施しました（2020年は精神科医から見た医療観察付添人の在り方の講義、2021年は自閉症スペクトラム障害についての精神科医の講義）。

また、2022年は2月に全国経験交流集会在開催され委員から数名がズームにて参加しました。また、同年10月には医療観察法立法の経緯等について大阪弁護士会から外部講師を招き講義を実施しました。

犯罪の被害者を支援する活動

● 犯罪被害者支援に関する委員会の目的・活動の概要

弁護士法が謳う「基本的人権の擁護」と「社会正義の実現」という弁護士の使命に鑑みると、弁護士には、伝統的に行われてきた刑事事件での被疑者・被告人の弁護だけではなく、犯罪によって被害を受けた方々の正当な権利・利益を擁護するための活動も、当然に求められているといえます。

特に1990年代以降、犯罪被害者支援の必要性が社会的にも強く自覚されるようになる中、当会でも2000年3月に犯罪被害者支援に関する委員会を設置しました。同委員会を通じて、当会としても、出来る限りの犯罪被害者の人権擁護という役割を果たそうと努めています。

犯罪被害者支援に関する委員会では、①被害者支援制度に関する調査・研究や会内研修、②犯罪被害者の方を対象とした無料の電話相談活動等を行う犯罪被害者支援センターの運営、③犯罪被害者支援基金の運営（刑事事件の被疑者・被告人による贖罪寄付等の受入・管理を行い、被害者支援団体である公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターに対して、2002年から2021年まで合計8000万円の運営資金を寄附して援助してきたほか、被害者及びその遺族の団体である「九州・沖縄犯罪被害者連絡会（みどりの風）」に対して、2012年から2020年まで合計460万円の運営資金を寄附して援助しました。）、さらには、④日本司法支援センターと協力して、同センターが犯罪被害者支援に精通したものとして紹介する弁護士の名簿（いわゆる精通弁護士名簿）や、後記の国選被害者参加事件を担当する弁護士の名簿を整備するといった活動も行っています。

被害者参加制度等について

犯罪被害者の刑事事件への参加を認める諸制度が2008年からスタートし13年を経過しました。これは、一定の事件に関しては、被害者や遺族の方が傍聴席ではなく法廷の中に入って、検察官のそばで、証人尋問や被告人質問をすること、求刑についての意見を述べること等ができるものです（被害者参加制度）。その際、経済的に余裕の無い被害者のために、国費で弁護士に援助させる制度も設けられました（国選被害者参加弁護士）。さらに、刑事事件の審理の成果を利用するかたちで通常の民事裁判と比べて簡易迅速に加害者に対する損害賠償請求ができる制度（損害賠償命令制度）も同時に設けられました。

これらの新しい制度は被害者の人権保障の見地からも重要であり、より一層の定着が望まれます。犯罪被害者支援に関する委員会でも、同制度の適正な運用を図ることが重点課題であると考え、制度の周知・広報を図るとともに、制度の運用について関係機関と協議を行うなどしています。

地域での連携の必要性

近時、犯罪被害者の支援に関しては、警察や検察はもちろん、医師や福祉機関、被害者支援団体等、地域の関係機関が綿密に連携して、個々の被害者に対する支援の体制を整えることが重要であると指

摘されています。

犯罪被害者支援に関する委員会でも、上記のような指摘を踏まえ、各関係機関との交流・連携を深めて、より充実かつ適切な犯罪被害者支援の一端を担うべく努力しています。

● 2021 年の活動

電話相談等

前記の無料相談について、従来毎週1回（火曜日）であったものを、2013年7月より毎週2回（火・金曜日16－19時）、2018年7月より毎週平日（16－19時）に増加しました。その効果もあって、2021年1月から12月の間の電話相談の相談件数は、483件でした。過去の相談件数は2017年303件、2018年354件、2019年394件、2020年411件と増加傾向にあり、社会への着実な浸透がうかがわれます。この電話相談は匿名でも可能であり、電話相談後に希望により面談相談も可能です（初回相談は無料です）。

パンフレットの作成

被害者参加制度や損害賠償命令制度の周知・徹底を図るため、これらの制度概要の説明と相談窓口を紹介したパンフレットを作成し、県内の関係各機関に配布しています。

研究活動

会内において、被害者支援の問題について理解を促すために、関係機関よりお招きした講演や、新規登録弁護士向けの研修を行いました。

また、被害者支援に関わった弁護士の全国的な経験交流集会や、九州ブロックでの拡大協議会等に委員会の委員が参加して、全国各地における被害者支援の実情を知り、また、被害者を支援する弁護士の経験を共有化するようにしています。

各種名簿の整備

委員会が行った研修を受講した会員を対象に、前記の精通弁護士名簿や国選被害者参加弁護士名簿を改定し、日本司法支援センターに提供しました。

犯罪被害者支援活動の援助

犯罪被害者支援基金から寄付金として、「公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター」に対し400万円を援助しました。



弁護士会の人権救済活動

● 人権擁護委員会の目的及び活動の概要

人権擁護委員会は、弁護士会に寄せられる人権救済申立事件について調査を行い、事案に応じて適切な措置をとることを主な任務としています。基本的人権の擁護は弁護士の使命であることに基づく

弁護士会としての基本的な活動です。人権救済申立は随時受け付けており、費用の徴収は一切行っていない。

調査の結果、人権侵害が確認された場合、人権侵害を行っている機関等に対し、警告（相手方、その監督者等に対して、委員会の意見を通告し、厳しく反省を促し、又は是正処置をとることが必要であるとき）、勧告（相手方、その監督者等に対して、被害者の救済又は今後の侵害の予防につき適当な改善処置をとるよう要請することが必要であるとき）、要望（相手方、その監督者等に対して、委員会の意見を伝えることにより、その趣旨の実現を期待するとき）等の措置をとります。

人権救済申立のほとんどが受刑者など被拘禁者の処遇に関する訴えであるというのが実情ですが、中には、学校やマスコミ、警察や自治体などを相手方とする人権救済申立事件もあります。

また、2019年10月から、福岡県の委託にて、人権問題に関する弁護士による無料電話相談である「ふくおか人権ホットライン」を毎月第4金曜日に実施しています。

● 2022 年の活動

1 人権救済申立事件の措置

① 福岡県内のスーパーマーケット運営会社に対する要望

福岡県内のスーパーマーケット運営会社に対し、同社の経営するスーパーマーケットの店長が、2018年10月13日、くも膜下出血による後遺障害のため身体の左半身の麻痺の身体障がいをする利用者（申立人）に対して、店舗利用禁止措置を言い渡した行為について、同利用者の「自己の希望する店舗において買い物をする権利」を侵害し、平等権を侵害する行為であったと判断し、同運営会社に対し、申立人に対して行った店舗利用禁止措置を解除すること、申立人との間で、申立人が店を利用する際に必要な支援内容・程度につき協議を行い、対応可能な限度において申立人の利用支援を行うよう検討することを要望しました。

② 福岡刑務所に対する勧告及び要望

福岡刑務所に収容中の申立人が、(1)2020年（令和2年）12月3日以降、少なくとも2021年（令和3年）12月27日に至るまで「綿密な動静観察」目的で監視カメラ付居室に収容されているという件について、申立人に自傷他害のおそれが疑われない中で、「動静監視」目的で1年以上にわたり継続して監視カメラ付居室に収容することは、憲法13条を根拠とする申立人のプライバシー権を不当に侵害するものであるため、今後、監視カメラ付居室への収容に関して、被収容者のプライバシー権に配慮した内規・基準を設け、慎重に収容の開始及び継続の可否を判断するよう勧告するとともに、現在も申立人を継続して監視カメラ付居室に収容しているのであれば収容を中止するよう勧告しました。

また、(2)申立人を人格障害と診断して一般処遇可能と判断し、また、申立人の特異な動静を根拠に45日間から60日間に及ぶ閉居罰の懲罰を3度執行したという件について、申立人がADHD（注意欠陥・多動性障害）などの精神疾患を有し、精神障害者2級の手帳を保有していると述べていること等からすれば、国連拘禁者処遇最低基準規則や諸法令の趣旨に照らし、懲罰の根拠となる申立人の特異な動静がADHDなどの精神疾患を原因とするものか否かについて慎重に調査した上で、閉居罰及び医療刑務所への移送の要否について判断するよう要望しました。

③ 福岡保護観察所北九州支部に対する要望（NPO法人への個人情報提供事件）

刑事被告人であった申立人が刑事裁判の審理の際、裁判後、某NPO法人の地域活動支援セン

ターで薬物依存からの回復専門プログラムを受ける予定を立て、NPO法人からも承諾を得、その旨の文書を提出し、「懲役1年4月、この内4月は刑の執行を2年間猶予する」との判決を受けましたが裁判後、NPOの担当者から、過去に申立人が更生保護施設で暴力事件を起こしたことを理由に入所拒否の連絡を受け、回復専門プログラムを受けることができなくなりました。申立人が以前更生保護施設で暴力事件を起こしたという情報提供は、福岡保護観察所北九州支部から行われたものであるということであったため、申立人は、保護観察所の情報提供がプライバシー権の侵害であるとして人権救済申立を行ったものです。

この点、保護観察所はNPO法人への情報提供の事実を認め、情報提供した理由について「更生保護法第82条に基づく矯正施設に収容中の者の生活環境の調整を行うにあたっては、対象者の生活歴や刑事処分歴、問題性等について引受人と共有し、今後の受入れ体制等を整えていくことになるが、過去の更生保護施設内での暴行事件について秘匿して調整を行うことは、引受人側が受入れ体制を構築する上でも、また引受人との信頼関係にも影響を及ぼすことであり、本対象者の事例に限らず、情報を開示している」と説明しました。

調査の結果、相手方によるNPO法人への情報提供は、法令に違反するとは言えず、申立人が有するプライバシー権を侵害するものとまでは言い難いものの、過去に暴力事件を起こしたという情報は、前科前歴に準じてたとえ真実であっても、他人に知られたくない情報としてみだりに公開されてはならない性質の秘匿性の高い情報であることから、申立人への確認等を行わずなされた本件の情報提供は、申立人のプライバシー権に対する配慮、並びに申立人の更生への希望及びその機会の保障に対する配慮が不十分であったと判断し、今後、過去に更生保護施設で暴力事件を起こした旨の情報等本人にとって不利益な情報をNPO等に提供するに際しては、本人に弁明の機会を保障する等の観点から、提供の必要性について本人に対して十分な説明をした上で提供すべきと要望しました。

④ 福岡拘置所に対する勧告（既決拘禁者横臥禁止事件）

福岡拘置所に入所中の申立人（既決懲役受刑者）から、福岡拘置所では申立人を含む既決拘禁者に対して、休日の昼間に横臥することを禁止しているが、これは奴隷的拘束であるから運用を改め、全ての被収容者について休日には午睡時間帯に限らず横臥することが認められるべきとの人権救済申立がなされたものです。

本件では休日を含む昼間、既決拘禁者の横臥を一切禁止することが、被収容者の行動決定の自由（憲法第13条の幸福追求権の内容の1つである人格的自律権（自己決定権）として保障される）に対する収容施設内における規律・秩序維持の観点から必要かつ合理的な制限といえるかが問題になります。

既決拘禁者の昼間の横臥を禁止している理由について当会からの照会に福岡拘置所からは明確な回答はありませんでしたが、申立人によれば、収容生活において生活リズムを適切に保ち健康管理を行うことが必要不可欠と説明されているということでした。

しかし、横臥をすることで生活リズムが適切に保たれず健康を害することになるという帰結になるわけではないことは明らかであり、同目的と横臥を禁止することとの間に合理的な関連性は見出せないこと、生活リズムを適切に保ち健康管理を行うという目的は、集団生活を行う収容施設内の秩序維持の観点からのものと考えられるが、その目的であれば、既決拘禁者と未決拘禁者との間に差異を設けることの合理性も認められない等の理由から、既決拘禁者に対し、横臥を禁止するという運用は、その必要性、合理性が認められないことから、申立人を含む既決拘禁者の

行動決定の自由を侵害にあたると判断し、全ての被収容者に対し、横臥をすることができる曜日及び時間を制限せず、終診時間帯以外でも、食事、運動、入浴、矯正処遇など決められた起居動作をする時間帯を除き、横臥することを認める運用に改めるよう勧告しました。

⑤ 北九州医療刑務所に対する勧告（三角発信を理由とする信書差止事件）

北九州医療刑務所の入所者である申立人が、信書を発出しようとしたところ、信書内に手紙の相手方以外の第三者を意味すると解される名詞として、知人の名前や「オレの母親」等の記載があることを理由に、名宛人を介して自己の意思を伝達するための内容（いわゆる「三角発信」である）を含む信書であるとして、差止めを行ったため、人権侵害（憲法21条1項の保障する信書発信の自由の制限）であるとして人権救済申立を行ったものです。

本件の問題点は、本件各信書が名宛人以外の第三者に対する伝言を含む信書にあたるか、いわゆる「三角発信」にあたることのみを理由として刑事収容施設法129条1項3号に基づき差止め等の措置をとることが信書発信の自由の制限として許されるかです。

当会は本件各信書には第三者への伝言を明示的に依頼する記述は見当たらないことから、名宛人以外の第三者に伝言を依頼する信書であると認定することは困難と判断しました。また、第三者への伝言を含むことのみをもって信書の検査に関する管理運営上の支障を増加させるとは考えがたいこと等から信書に伝言が含まれるということのみを理由として刑事収容施設法129条1項3号に基づいて差止め等の措置をとるという運用は、合理性を欠くと判断しました。

その上で、北九州医療刑務所の差止め措置には理由がなく、憲法第21条第1項に違反し、信書発信の自由を侵害すると判断し相手方が差し止めた申立人の信書2通の発信を許可すること等につき勧告を行いました。

2 その他の人権擁護活動

(1) 刑事法廷内における入退廷時の手錠・腰縄の使用の問題

当会では、刑事法廷内における入退廷時の手錠・腰縄の使用の問題について、2021年6月9日、刑事弁護等委員会とともに、「手錠・腰縄問題に関するプロジェクトチーム」を設置し、同年8月から活動を開始しています。

2022年にも引き続き、会員への情報提供、会員の裁判所への申入れ支援、申入れ結果のアンケート実施・分析、被告人へのアンケートの検討などの活動を行いました。

(2) 旧優生保護法による被害者の救済

当会では、2022年3月16日、「旧優生保護法訴訟において国の賠償責任を認めた大阪高裁及び東京高裁違憲判決を踏まえて、被害者の全面救済を求める会長声明」を発出し、当会としても、旧優生保護法により侵害された尊厳の回復を含む真の被害回復の実現に向けて、真摯に取り組んでいくことを確認しました。

2022年12月19日、日本弁護士連合会と各弁護士会が主催で、全国一斉旧優生保護法相談会を実施しましたが、当会でも、高齢者・障害者等委員会、両性の平等に関する委員会とともに企画し、電話相談を実施しました。

(3) ヘイトスピーチのない社会の実現のための取組み

当会は、2022年5月27日の定期総会において、「ヘイトスピーチのない社会の実現のために行動する宣言」を行い、①ヘイトスピーチ問題を対象とする法律相談体制の充実化等の法的支援活動の推進、②教育活動等のヘイトスピーチ解消のための実効的施策の検討、③ヘイトスピーチを

なくすための条例制定等に向けた福岡県及び福岡県内の自治体との連携を図っていくことを宣言していますが、国際委員会、憲法委員会、法教育委員会委員とともに、「ヘイトスピーチ問題対策ワーキンググループ」を設置し、2022年12月から活動を開始しました。

(4) 再審法改正の実現

当会では、2019年8月8日に「再審制度の制度趣旨を没却する最高裁判所の大崎事件第三次再審請求棄却決定に対し抗議する会長声明」を発出するなど、再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止をはじめとする、えん罪被害救済に向けた再審法改正の早急な実現に尽力する決意を表明しています。

2022年6月22日の鹿児島地方裁判所の大崎事件第四次再審請求の棄却決定に対しては同年8月24日、「大崎事件」の再審請求棄却決定に抗議する会長声明を発出しました。

自死問題に対する取り組み

● 活動の概要

日本国内の自殺者が1998年から2011年まで14年連続で年間3万人を越え、自殺の予防が国民的課題となる中、当会は、2010年度に、自死に関連する各種委員会（生存権擁護・支援対策本部、精神保健委員会、犯罪被害者支援委員会、消費者委員会、中小企業法律支援センター、子どもの権利委員会、高齢者・障害者等委員会）で「自死問題対策関連委員会連絡会議」を立ち上げて、この問題の取り組みを開始しました。（「自死」という言葉は、自殺の社会的・道徳的非難をしない呼称です）。

その活動は次第に活発化し、2012年4月からは、上記連絡会議から発展した「自死問題対策委員会」を発足させ、以下のような様々な活動を行っています。

- (1) 自死の予防と弁護士の役割に関する調査・研究
- (2) 国や自治体、医師、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職団体との協議、連携
- (3) 自死予防に関する知識及び、自死企図者の法律相談技術の向上を図る研究会の開催
- (4) 自死企図者や、その援助をする専門職からの法律相談申込に対応するためのシステムの構築
- (5) 自死問題についての社会的啓蒙活動
- (6) その他自死問題に関わる活動

なかでも、当会の活動の中心となるのは、次の2つの相談制度です。

① 自死遺族法律相談

福岡市との共催で、毎月1回（原則として第1水曜日午後1時～4時）、天神弁護士センターに弁護士1名と心理専門職（福岡市が派遣）1名が待機し、自死遺族からの面談相談及び電話相談に応じます。専用電話番号は092-738-0073です。

北九州市では、相談受付は北九州市精神保健福祉センターが行い、法律問題に関わる場合に弁護士による無料相談を勧めていただき、同センターにおいて、弁護士1名とセンター職員（医師・保健師・心理士・福祉職・作業療法士）1名の原則2名体制で相談に応じています。

福岡県でも、毎月1回（原則として第4火曜日午後1時30分～4時30分）、福岡県精神保健福祉センターの相談室で弁護士が相談に応じます。事前予約制で、1日3件まで、1件につき相談時間50分が原則とされています。

② 自死問題支援者法律相談

自死の危険の高い人本人ではなく、それを支援する方々（例えば、家族・親族、学校関係者、自治体や町内会関係者、医師、精神保健福祉士、臨床心理士、社会福祉士、ソーシャルワーカーといった専門職など）からの相談申し込みを受け付けています。

平日の午前9時～午後4時まで、天神弁護士センターの専用電話（092-741-3210）で相談の申し込みを受け付け、原則48時間以内に担当弁護士から電話連絡をし、電話による相談に応じます。その結果、面談相談が必要な場合は、無料の面談相談（心理専門職の同席も可）を行います。

また、筑後地域では、「かかりつけ医による精神科医紹介制度」とタイアップする形での相談にも応じており、大きな実績を上げています。

● 2022 年の活動

様々な取り組みの結果、日本国内の自殺者数は2012年に15年ぶりに3万人を下回り、2019年には自殺者数が2万人を下回りました。しかし、コロナ禍によって自殺者数が徐々に増えていき、2020年の自殺者数は、リーマンショック後の2009年以来11年ぶりに増加に転じました。2021年の自殺者数は、前年よりもわずかに減少しましたが、2万人を超えており、女性については2年連続で増加傾向にあるなど、引き続き自殺予防のための取り組みが必要な状態が続いています。

コロナ禍の続く中、当会は自死問題関連の相談体制を維持しており、2022年も、自殺予防の取り組みとして、以下のような活動を行いました。

- ◆ 自死問題支援者法律相談を実施し、支援者からの相談に応じています。
- ◆ 福岡市・北九州市と連携して、自死遺族法律相談（面談・電話）を実施しています。
- ◆ 福岡県の実施する自死遺族法律相談（面談）に弁護士を派遣しています。
- ◆ 3月及び9月に実施された福岡市主催のこころと法律の相談会に弁護士を派遣しました。
- ◆ 3月に、市民向け自殺予防シンポ「生きることにおびえなくてよい社会をめざして」を開催しました（基調講演はNPO法人ライフリンク代表の清水康之さん、パネリストに筑紫女学園大学准教授大西良さん、公認心理師の山坂明美さん）。
- ◆ 5月の弁護士会総会において「自殺予防・自死問題対策のための取組及び連携を一層強化する宣言」を採択しました。
- ◆ 9月に会内研修「相談者の“つなぎ”を考える～医療機関、行政機関等との連携」を開催しました（講師は精神保健福祉士・福岡大学精神科所属の松尾真裕子さんと社会福祉士・元保護課長の本藤孝祐さん）。
- ◆ 2023年3月に、市民向け生存権・自殺予防シンポ「女性が苦しむ5つの問題をめぐって」を開催しました（講師は元厚生労働事務次官の村木厚子さん、パネリストに福岡県労働組合総連合元事務局次長小川マリ子さん、西日本新聞編集委員下崎千加さん）。

情報問題対策委員会

● 活動の概要

情報問題対策委員会は、行政機関に対する情報公開と、個人情報保護に関連する問題を取り扱っています。

最近の具体的な課題としては、特定秘密保護法の廃止を求め、共謀罪法案の成立やマイナンバー制度の拡大、通信傍受法の適用対象の拡大等に反対する活動を行ってきました。シンポジウムの実施や街頭宣伝などの活動も行ってきました。

また、法律に基づくことなく監視カメラや顔認証装置の利用が広がっていくことにより、欧米民主主義国家では通常許されない、法律や令状に基づかない、罪もなき市民のプライバシー侵害の問題点を指摘し、プライバシーを保護するための立法を求める活動を行っています。

主権者の納めた税金を使って収集された行政情報の流通のあり方を決定できるのは、主権を有する国民（市民）自身です。また、主権者は、自らの幸福を最高度のものにするための手段として憲法によって設置されている行政機関から、必要もなく監視されたり、主権者として当然に許される政府批判の表現行動に対して干渉をされたりしないよう、民主主義社会の前提を守る必要があります。

主権者と政府の間に存在する報道機関が、政府の不正を暴いたり、政策の不備を批判するなど、民主主義の実現にふさわしい役割を果たすことができるよう、政府からの干渉を受けないことも、公的情報の流通の確保の観点から、大切なことです。

弁護士会として、2022年度に、「デジタル社会と人権」を考えるシンポジウムを行い、また以下の概要の会長声明を出しました。

2022年9月10日 日弁連・九弁連共催シンポジウム（人権大会プレシンポ）

「デジタル社会と人権」を考えるーデジタル化、AIの活用で社会はどう変わる？ー

慶應義塾大学の山本龍彦教授は講演で、AIによる大量のデータの解析や操作が可能になり、例えば、総務省傘下の情報通信研究機構が、SNSの情報から個人のIQや生活、精神状態、人生の満足度などを見抜く実験に成功したことが紹介されました。そして、AIによってどのようなデータが解析されるか、その結果どう使用されるかに関する自己決定権が補償できるようなデータ保護施策の整備が必要であると話されました。

読売新聞の若江雅子編集委員は、サードパーティークッキーにより、インターネットでの行動が大量に集積され、解析されている現状を報告されました。長崎県保険医協会本田孝也会長は、医療機関におけるマイナンバーカードの保険証利用に関するシステム導入の義務化が現場にもたらす問題点や混乱について説明されました。山本教授は、プライバシー保護を、政府は障害のように捉えているように思えるが、実際はイノベーションの大前提であると話されました。デジタル社会の進展の中で、市民がプライバシー権や自由を守るために必要なルールについて議論しました。

2022年12月26日付け「現行の健康保険証を廃止してマイナンバーカードの取得を義務化することに反対する会長声明」

2022年10月、河野太郎デジタル大臣が2024年秋に現行の健康保険証の廃止を目指すとした。これは、

事実上市民にマイナンバーカードの発行、所持を義務づけることになる。当面現行の健康保険証でもよいことなどから、国が説明する資格過誤防止という目的の合理性は乏しい。他方、マイナンバーカードは、医療機関で顔認証システムを適用することを前提としている。GDPRでも、日弁連意見書でも、顔認証システムに対する厳格な規制立法を求めているが我が国には存在せず、プライバシー権を侵害している。

デジタル関連法案は、市民の顔画像データを集積するJ-LISに対する政府関与の度合いを大きくしたため、中央政府のもとに、全市民の顔画像データが集積する方向になる。中国のようなプライバシー侵害の不法行為が生じる点の検討が欠落している。

重大なプライバシー侵害と監視社会状況を招く懸念があり、許されない。

【会長声明等】

外国人留学生や朝鮮大学校に通う困窮学生に対する 学生支援緊急給付金の平等な給付を再度求める会長声明

(2022年4月27日発表)

- 1 2020年（令和2年）5月19日、政府は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で世帯収入、アルバイト収入等が激減し、経済的困窮に陥った学生に対し、「『学びの継続』のための学生支援緊急給付金」（以下「本給付金」という。）を創設した。

ところが、同制度は、①外国人留学生に対してのみ「学業成績優秀者」の要件を課し、支給要件を加重していること、②本給付金の対象学校から朝鮮大学校を除外していることから、憲法第14条の平等原則、人種差別撤廃条約5条（e）（v）、社会権規約第2条第2項、第13条第1項、第2項（c）に違反する合理的理由のない差別を内容とする、看過できない問題を有するものであった。

そこで、当会は、2020年（令和2年）12月9日、「学生支援緊急給付金に関し困窮学生への平等な給付を求める会長声明」を発出し、政府に対し、以上の差別を直ちに是正すべく、外国人留学生や朝鮮大学校に通う困窮学生に対しても、他の学生と平等に給付する制度を設けた上で、速やかに給付するよう求めた。

また、同制度が差別的な内容を有しているという問題については、当会だけでなく東京弁護士会、第二東京弁護士会等全国の複数の弁護士会及び関東弁護士会連合会が、憲法の平等原則等に反するとして声明を発出し、政府に是正を求めた。

- 2 2021年（令和3年）11月26日、政府は、いまだ流行する新型コロナウイルス感染症による対応のため、改めて「『学びの継続』のための学生支援緊急給付金」として1人10万円を支給することを閣議決定した。

しかし、今般決定された上記制度においても、前回の制度に対して当会を含む複数の弁護士会等が是正を求めた点について、以下のとおりほとんど改善されていない。

- (1) 外国人留学生に対する支給要件がそうでない学生と比べて厳しいこと

本給付金は、①「高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金）」の利用者であるか、②一定の困窮状況を前提として、「第一種奨学金（無利子奨学金）等の既存の制度を利用していること又は利用を予定していること」を、支給の対象の学生の要件としている。

しかし、外国人留学生はそもそも高等教育の修学支援新制度の対象になることはないため、①を満たすことはできない。

また、②についても、「学生等の学びを継続するための緊急給付金に関するQ&A（2021年（令和3年）12月20日版）」問2-6-1によれば、「既存の制度」とは、高等教育の修学支援新制度、第一種奨学金（無利子奨学金）、民間等による支援制度、大学等独自の奨学金制度、外国人留学生学習奨励費とされ、民間等による支援制度、大学等独自の奨学金制度を利用あるいは利用を予定している外国人留学生も対象になりうるとされたことは前進ではあるものの、それ以外の方法となると、外国人留学生が高等教育の修学支援新制度、第一種奨学金（無利子奨学金）を利用することはできない以上、支給の対象となるためには、外国人留学生学習奨励費を利用することしか残されていない。

そして、この外国人留学生学習奨励費の利用要件として、「前年度の成績評価係数が、大学院レ

ベル、学部レベル、日本語教育機関とも2.30以上であり、給付期間中においてもそれを維持する見込みのある者であること。」が必要とされている。

そうすると、本給付金も構造としては、外国人留学生に対してそうでない学生と比べて厳しい学業成績要件を課しているという点では、前回の制度とほとんど変わっていない。

改めて述べるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的困窮に陥った学生に対して「学びの継続」を支援し、教育を受ける権利を保障すべき必要性は、外国人留学生であっても何ら変わることはない。

そして、「学びの継続」を支援するという本給付金の趣旨からすれば、外国人留学生に対してのみ、実質的に過重な要件を設定する合理性はない。

(2) 給付金の対象学校から朝鮮大学校を除外していること

本給付金は、国公立大学（大学院含む）・短大・高専・専修学校専門課程・法務省告示に指定された日本語教育機関、文科省が指定している外国大学日本校に在学する学生のみを給付金の対象としたため、各種学校である朝鮮大学校は、対象外とされた。

しかし、前回の声明でも指摘した通り、朝鮮大学校は、1998年（平成10年）に京都大学が朝鮮大学校卒業生の大学院受験を認め合格したことを契機に、1999年（平成11年）8月、文部科学省が学校教育法施行規則を改正して大学院入学資格を拡充し、外国大学日本校とともにその卒業生に大学院入学資格が認められている（学校教育法第102条第1項・同施行規則第155条第1項第8号・学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（1999年（平成11）年8月31日文高第320号）第一の二）。また、2012年（平成24年）には社会福祉士及び介護福祉士法施行規則が改正され、朝鮮大学校卒業生にも受験資格が認められている（社会福祉士及び介護福祉士法第7条第3号・同施行規則第1条の3第3項第3号）。

このように、他の外国大学日本校と同様に、朝鮮大学校を日本の高等教育機関として認める法制度が存在している。

そして、朝鮮大学校の学生も他の高等教育機関に在籍する学生と同様、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的に困窮しているという事情は何ら変わることはない。

それにもかかわらず、各種学校の認可を受けていない外国大学日本校は本制度の対象とするのに、朝鮮大学校のみを本制度から除外する合理的理由はない。

これまでも政府は、各種学校に属する朝鮮学校に対し、高校無償化制度（2010年～）でも、幼児教育・保育無償化制度（2019年～）でも除外する方針をとってきた。

この方針の問題性については、当会の会長声明（平等な高校無償化制度の実施を求める会長声明（2010年（平成22年）3月29日）、外国人学校の幼児教育・保育施設を幼保無償化の対象とすること等を求める会長声明（2020年（令和2年）7月3日）等）のみならず、国連による勧告（子どもの権利委員会勧告（2019年（平成31年）2月7日）等）等、多くの機関から再三にわたり指摘、批判がなされている。

それにもかかわらず、政府が、改善をするどころか、同様の除外、差別政策を繰り返していることについては、当会としても、改めて強く批判せざるを得ない。

3 前述のように外国人留学生に対する支給要件の加重や朝鮮大学校の排除は、憲法第14条の平等原則、人種差別撤廃条約第5条（e）（v）、社会権規約第2条第2項、第13条第1項、第2項（c）に違反する、合理的理由のない差別である。

よって、当会は、政府に対し、以上の差別を直ちに是正すべく、外国人留学生や朝鮮大学校に通

う困窮学生に対しても、他の学生と平等に給付する制度を設けたうえ、速やかに給付することを、繰り返し求める。

憲法記念日にあたっての会長談話

(2022年5月3日発表)

日本国憲法は、本日、施行から75年を迎えました。

今年2月、ロシア連邦がウクライナへの軍事侵攻を開始し、戦争によって、兵士のみならず、子どもたちを含む多くの民間人までもが犠牲になっています。

戦争は最大の人権侵害です。日本も、先の大戦において、多くの日本国民の生命、のみならず多くの世界の人々の生命が奪われるという戦争の惨禍を経験しました。その歴史を痛切に反省し、政府によって二度とこのような過ちが起こされることのないようにとの固い決意のもと、日本国憲法は、基本的人権の尊重、国民主権、恒久平和主義の三原則を基本原理としました。

日本国憲法は、武力行使を禁じ（9条1項）、戦力不保持・交戦権否認を定め（同2項）、徹底した恒久平和主義をとっています。前文では、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有すること」を確認しています。そして、戦争の惨禍を繰り返さないために、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持」する方策をとることを宣言しています。武力を手段として国際紛争を解決するのではなく、対話と協調を積み重ねる外交努力によって平和を維持していく、これこそが日本国憲法が目指す国際平和のあり方です。

武力により人々の命と暮らしを奪い、肥沃な国土を焦土と化す今回のロシア連邦の軍事侵攻は、絶対に許されないものです。当会は、これに厳しく抗議し、平和の回復に向けた積極的な外交努力を日本政府に求める会長談話を、本年3月2日に発表しました。

日本国内では、2020年から続く新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの業種や低所得者層が大きな経済的打撃を受け、貧困や格差が広がっています。多数の非正規労働者を含む解雇や雇止めによる失業者の増加、母子世帯をはじめとする困窮世帯の生活のいっそうの貧困・困窮化や負債の増大、女性や高齢者、若年者の自死の増加、ドメスティック・バイオレンスや性暴力被害の増加など、多くの課題が浮き彫りになっています。子どもたちの教育への影響も深刻です。感染やワクチン接種に関する偏見や差別の問題も生じています。また、ロシア連邦による戦争は、今後、物価の上昇等によって、生活への打撃を加速する恐れがあります。

人々が安心して暮らせる社会であるために、憲法が保障する基本的人権、とりわけ生存権（25条）、勤労の権利（27条）、営業の自由（22条）、平等権（14条）、教育を受ける権利（26条）、幸福追求権（13条）などを守るための取り組みが、いっそう重要になっていることを私たちは自覚しなければなりません。

当会は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士団体の団体として、憲法の理念をふまえ、平和と人権擁護のために全力をあげて活動してまいります。

自殺予防・自死問題対策のための取組及び連携を一層強化する宣言

(2022年5月27日発表)

わが国の年間自殺者数は、1998年（平成10年）に急増し、同年から2011年（平成23年）まで14年連続して3万人を超える状態が続いた。当会は、2012年（平成24年）に自死問題対策委員会を発足し、また、同年5月23日には「『自死』をなくすための行動宣言～自死を防ぐための『気づき』『つなぎ』『見守り』とは何かを考える～」を採択した。この宣言で当会は、①会員を対象とする自殺対策に関する研修を充実させること、②医療福祉専門職（医師・臨床心理士・精神保健福祉士等）の協力を得て法律相談を行う体制をつくり、アウトリーチ（訪問支援）としての法律相談を実施すること、③弁護士会と各専門機関とのネットワークを構築し連携を強化すること、④基本的人権の擁護を使命とする弁護士会としての立場から政策提案及び立法提言を行うこと掲げ、今日まで、追い込まれた末の死として自殺で亡くなることを防ぐための活動に取り組んできた。

全国でも、国をはじめとする関係者の様々な取り組みが進められた結果、年間自殺者数は3万人台から2万人台に減少し、2019年（令和元年）には2万人を下回った。ところが、新型コロナウイルス感染症流行下において、2020年（令和2年）の年間自殺者数は2万1081人となり、11年ぶりに前年を上回る人数となった。これを具体的にみると、男性の自殺者数は11年連続で減少しているのに対し、女性の自殺者数が増加し、女性の自殺者数増加が2020年（令和2年）の自殺者総数の増加に直結していることが分かっている（厚生労働省「令和3年度版自殺対策白書」）。さらに、2016年（平成28年）以降増加傾向にある学生・生徒の自殺者数も、2020年（令和2年）は前年に比して著しく増加した。2021年（令和3年）の自殺者総数は、警察庁の自殺統計（速報値）によると2万0984人であり、前年からわずかに減少したものの、前年に引き続いて子ども・若者及び女性の自殺が目立つ状況にある。

このように、わが国の自殺・自死の問題は、未だ深刻な状況にある。また、新型コロナウイルス感染症が自殺の要因となる様々な問題を悪化させている可能性がある。

令和3年度版自殺対策白書において、2020年（令和2年）の「女性の自殺の増加」を職業別に見ると、「被雇用者・勤め人」で増加し、原因・動機別では、「勤務問題」、その中でも「職場環境の変化」が過去5年平均と比して98.3%の増加となっており、新型コロナウイルスの感染拡大により労働環境が変化したこととの関連が示唆されている。また、2020年（令和2年）における児童生徒の自殺者数は499人で、前年の399人から大きく増加した。新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる休校は、通常の長期休業と異なり、教育活動再開の時期が不確定であることなどから児童生徒の心が不安定になるおそれが指摘されている（文部科学省の「コロナ禍における児童生徒の自殺等に関する現状について」）。

このように、新型コロナウイルス感染症の拡大は、子ども・若者及び女性の自殺の深刻化に影響があると考えられる。私たちは、新型コロナウイルス感染症という新たな問題が自殺・自死問題に与えている影響を分析し、新たな課題に対応していく必要がある。

そこで、当会は、これまでの自殺・自死問題に対する取組みを踏まえて、さらなる活動の拡充を目指し、次のとおり宣言する。

- 1 2012年（平成24年）の宣言で述べた取組みを継続することはもとより、自殺の危険因子となりうる法的問題に関わる当会の各委員会において、それぞれの課題解決への取組に一層の力を注ぎ、それによって自殺危険因子を除去・減少させるよう努め、弁護士会として自殺予防に寄与していく。
- 2 弁護士が自殺の危険性が高い人の支援を行う際にも、多角的視点から同人のニーズを検討し、対応が必要と判断した際には、弁護士会内での他の専門窓口や、他の専門機関につないで各種施策と

の連携を図るようにするとともに、自殺予防に取り組む他の専門機関から法的支援の要請を受けた場合には適切に対応する。このようにして、自殺予防のためのネットワーク作りをさらに強めていく。

宣言の理由

1 福岡県弁護士会の自殺・自死問題へのこれまでの取り組み

自殺は、追い込まれた末の死といえる。そして、自殺が発生する背景には複数の要因が連鎖して存在していることが多い。

われわれ弁護士は、日常の業務の中で、自殺の要因（経済問題、家庭問題、労働問題、男女問題、学校問題等）となりうる法的問題に携わることが多い。

弁護士が、法的問題を通じて、相談者又は依頼者等と関わる中で、自殺の危険性があると感じた場合は、単に法的問題を解決するだけではなく、必要に応じて、適切な他の専門職につなぐ必要性が高いといえる。

弁護士が、このような自殺予防の「ゲートキーパー」としての役割を果たしていくことを目指して、当会は2012年（平成24年）の宣言にもとづき以下の活動を行ってきた。

(1) 研修の充実

弁護士が自殺予防の「ゲートキーパー」としての役割を果たしうするためには、弁護士が、自殺・自死問題に対する理解を深める必要がある。

そこで当会は、会員を対象に、自殺対策に関する知識及び自殺企図者の法律相談技術の向上を図る研修を毎年行ってきた。

最近5年間のものとしては、2021年（令和3年）9月実施の「弁護士・事務職員のメンタルヘルス」、2020年（令和2年）9月実施の「ケーススタディで学ぶ、希死念慮者や自死遺族にまつわる各種事件への対応」、2019年（令和元年）5月実施の「こころの問題を抱えた方からの法律相談のスキル（ロールプレイ実践）」、2018年（平成30年）7月実施の「こころの問題を抱えた当事者への弁護士の対応の留意点」、2017年（平成29年）9月実施の「被災者の法律相談における精神医療の観点からの留意点」が挙げられる。

(2) 法律相談による支援

ア 自殺・自死問題に対応する相談

当会は、自殺・自死問題に対応する相談窓口として、①自死遺族法律相談及び②自死問題支援者法律相談の2つの相談制度を設けている。

①自死遺族法律相談は、2012年10月に開始した制度で、現在も福岡県、福岡市、及び北九州市で開催している。福岡市では、市との共催で毎月1回、天神弁護士センターにおいて弁護士1名と心理専門職1名の合計2名による面談相談及び電話相談を実施している。福岡市の相談では2012年の開始以来、電話相談40件（うち10件が継続相談となった）、面談相談110件（うち48件が継続相談となった）の計150件の相談を受けている。北九州市では、北九州市の委託事業として、北九州市精神保健福祉センターにおいて、電話相談及び面談相談を行っている。福岡県では、福岡県精神保健福祉センターにおける法律相談に毎月1回、会員を派遣している。

②自死問題支援者法律相談は、2013年12月に開始した制度で、自殺の危険性がある本人ではなく、本人を支援する方々（家族、医療関係者、福祉関係者など）からの相談を受け付けるものである。相談申込みの受付から原則48時間以内に弁護士による電話相談を行い、必要に応じて面談

相談も行うもので、支援者と共に本人の法的問題の解決を図ることを目指す制度である。筑後地域では、「かかりつけ医による精神科医紹介制度」とタイアップする形での相談にも応じている。

同相談では、2013年12月の開始以来、合計238件（①相談者内訳：家族31件、本人78件、支援者129件、②相談結果内訳：電話相談のみ98件、面談相談のみ78件、電話相談及び面談相談57件）の相談を受けている。

イ 個別の自殺要因に対応する相談

また、個別の自殺要因に対応する様々な相談も実施している。

自殺の要因として多い経済的な問題や、雇用に関する法的支援として、県内17か所の法律相談センターで無料の多重債務相談・無料労働相談を実施している。

生活困窮者への法的支援としては、①生活保護に関する無料法律相談である生活保護支援システム（いわゆる生活保護版当番弁護士制度）を運営して相談を受けているほか、②日本司法支援センター（法テラス）及び県内の14自治体（試行中のものも含む）と連携し、生活保護利用者・自立支援事業対象者向けに、各自治体の福祉事務所（保護課）への巡回法律相談であるリーガルエイドプログラム（Legal Aid Program）を実施し、③法テラスと連携しホームレス支援のための法律相談も実施している。

(3) ネットワークの構築・連携の強化

当会は、自殺・自死問題に対応するため、国や自治体、医師、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職団体との協議や連携を行っている。

上記の自死遺族法律相談や自死支援者法律相談は、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門職の同席や協力を得て実施している。また、福岡市主催の自死問題対策の相談会（こころと法律の相談会）に会員を派遣し、精神科医師、臨床心理士、精神保健福祉士、司法書士と一般市民からの相談に対応している。

また、他の専門職と共同して相談に対応するだけではなく、医師や精神保健福祉士と自殺・自死問題に関する研究会及び交流会を行っている。例えば、福岡大学病院精神科とは、毎年複数回の共同研究会（テーマ研究、ケーススタディ等）を行っており、当会北九州部会の自死問題対策委員会の月例会議には毎回北九州市精神保健福祉センターのスタッフも参加している。筑後部会では、精神保健福祉士会と毎年合同でセミナーを開いている。

さらに、当会は、毎年、市民向け自殺対策シンポジウムを開催している。シンポジウムでは、自殺対策に関する専門家の講演だけでなく、他の専門職とのパネルディスカッションを行い、意見交換を行っている。

(4) 積極的な政策提言及び立法提言

当会には、自殺危険因子に関係する分野を扱う様々な委員会があるが、制度改善によって自殺危険因子をなくしていくべく、それぞれの分野における政策・立法提言を行っている。

例えば、自殺の大きな要因の1つである貧困問題に関しては、生活保護改正法案の廃案を求める会長声明（2013年（平成25年）11月22日）、ホームレス自立支援特別措置法の期限延長を求める会長声明（2017年（平成29年）3月9日）、生活保護基準の引き下げを行わないように求める会長声明（2018年（平成30年）3月9日）、最低賃金の引上げを求める会長声明（2018年（平成30年）6月8日、2020年（令和2年）7月27日、2021年（令和3年）7月7日）等がある。

多重債務の問題に関しては、貸金業法や利息制限法の改悪の動きに強く反対する会長声明（2012年（平成24年）7月18日）があり、保証人の自殺に関しては、個人保証の原則禁止など抜本

的な法改正を求める決議（2013年（平成25年）5月22日）がある。

コロナ禍のもとでは、中小企業・小規模事業者の経営を支援することにより、経営者、従業員とその家族の生活、取引先の経営を守る宣言（2021年（令和3年）5月27日）を行っている。

2 さらなる取り組みの必要性

(1) 自殺・自死の問題が未だ深刻な状況にあること

2012（平成24年）の宣言の後の全国の自殺者数の推移は、本宣言の趣旨の中に記載したとおりである。

福岡県の年間自殺者数の推移も見てみると、1998年（平成10年）から毎年1000人を超える状況であった。2014年（平成26年）には、16年ぶりに年間自殺者数が1000人を下回り、以降、減少傾向が続いていたが、2020年（令和2年）に、年間自殺者数が826人となり、国全体と同様に前年を上回る結果となった。

このように、全国的にも、福岡県においても、この10年間の様々な自殺予防の取り組みの成果もあって、自殺者数は減少していたにもかかわらず、コロナ禍のもと、再び増加の兆しをみせている。

コロナ禍により、貧困問題や孤立をはじめとする様々な自殺危険因子が生じたが、その悪影響は、新型コロナウイルス感染が落ち着いたとしても、長期的に残存する可能性がある。

我々は、自殺・自死の問題が未だ深刻な状況にあることを認識し、当会が行ってきた自殺対策の取り組みをより一層強化する必要がある。また、自殺の危険因子に関わりのある分野を取り扱う各委員会も、危険因子の解消につながるそれぞれの活動を一層充実させる必要がある。

(2) 各機関との連携による包括的な取組みの必要性

また、追い込まれた末に自殺で亡くなってしまうことを回避するためには、複雑に連鎖している問題を解決する包括的な取組みが重要である。

なぜなら、問題を部分的に解決するだけでは、支援として充分でないことが広く認識されており、調査結果にも裏付けられているといえるからである。

具体的には、NPO法人自殺対策支援センター・ライフリンクが自死遺族に対して行った自殺の実態調査で、自殺者が一人あたり平均して4つの問題（例えば失業→生活苦→多重債務→鬱病等）を抱えていたこと、また、自殺者（相談の有無が明らかな者）のうち約70%が、亡くなる前に専門機関に相談していたことが明らかとなっている。相談時期としては、亡くなる前1か月以内の相談が約60%であり、自殺者は、自殺に至る直前に専門機関に相談をしたにもかかわらず、自殺に至ってしまったという深刻な現実がある。

そのため、自殺を防ぐためには、各専門機関が連携することで、自殺の危険性が高い人が抱えている問題の一部ではなく、全体を解決していく必要がある。

(3) われわれ弁護士に求められている役割

弁護士として自殺の危険性が高い人の支援を行う際にも、同観点から、他に対応が必要な問題はないか検討し、対応が必要と判断した際は、専門機関につなぎ、連携を図りながら支援を行うことが重要である。

当会は、これまで自殺予防の支援を行う関係機関とのネットワークの構築を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響下で自殺の要因となる問題が悪化している中で、このような取り組みをさらに強化することが求められている。

また、社会における自殺予防のためのネットワーク構築としては、いずれかの支援窓口にたどり着けば、各関係機関の連携を活かして他の要因についても必要な支援を受けることができる体制を築くことが必要である。このようなネットワークを構築することができれば、社会の誰もが、複雑に連鎖する問題に対して包括的な支援を受けることができる可能性が高まり、自殺・自死問題の解決だけでなく、社会の住民の命とくらしの質を守ることにつながるといえる。

われわれ弁護士も、支援につながるための窓口の一つであることを認識し、その役割を果たすことが求められている。私たちの社会は、今、これまで予期していなかった様々な問題に直面しているが、より良い社会を実現するため、法律の専門家として、積極かつ果敢に取り組む所存である。

以上から、当会は、上記のとおり宣言する。

ヘイトスピーチのない社会の実現のために行動する宣言

(2022年5月27日発表)

- 1 人種ないし民族的出身などに基づく社会的少数者に対する偏見・憎悪・嫌悪の感情等を主な内容とする差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）は、対象とされた人々の個人の尊厳（憲法第13条）、法の下での平等（憲法第14条）等の基本的人権を著しく侵害するものであるばかりか、これを放置すると攻撃対象とされた人々に対する社会的な差別、偏見、憎悪、暴力等を助長しかねない、絶対に許されないものである。

- 2 しかし、我が国では、長くヘイトスピーチに対する対応がなされておらず、その対応の不十分さについて、国際的にも批判を受けていたところである。

このような国際的な動向もあって、2016年（平成28年）6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」（いわゆるヘイトスピーチ解消法）が制定された。

- 3 同法に対しては、その性質や限界などについて種々の批判もあるものの、ともあれ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が我が国において許されないものであることを宣言し（前文）、これを解消すべきことが国及び地方公共団体の責務であることを明らかにした点（第1条）では大きな意義のあるものであった。

しかし、遺憾なことに、同法施行後も我が国ではヘイトスピーチが続いている。間もなく同法が施行後6年となるが、状況は変わっていないばかりか、市中での街宣行動や、インターネット上でのヘイトスピーチが横行している。

- 4 福岡県内においても、在福岡大韓民国総領事館前、在福岡中華人民共和国総領事館前等、また、天神等の繁華街や駅前等において、ヘイトスピーチにあたりうる表現行為が平然となされ続けている。

また、インターネットの動画サイト上に、前記の街頭におけるヘイトスピーチ等を内容とする投稿が組織的になされている。

福岡県は、歴史的な諸事情やアジア諸国と近接しているという地理的な面から、異なるルーツを持つ市民が多く共生している地域であり、県内における実状に照らしてヘイトスピーチを根絶すべき要請は大きい。

- 5 それにもかかわらず、当会はこれまでこの問題に正面から取り組んできたとは言えず、このことは大いに反省しなければならない。

また、目を外に転じて、福岡県内には例えばヘイトスピーチに対する実効的な施策としての条例を定めている自治体は未だなく、十分な対策がなされているとは言えない実情にある。

全国的な状況を見れば、表現の自由に配慮しつつ、公の施設を利用してヘイトスピーチがなされる場合における施設利用の規制に関する条例やガイドラインを制定し、第三者機関を置くなどの取り組みを行っている自治体も存在していることを考えれば、福岡県内の自治体の取り組みの遅れは、看過できない。

6 そこで、当会は、上記反省の上に立って、次の通り宣言する。

- (1) 異なるルーツを持つ市民が、共に安心し、平穏なる生活が営めるよう、ヘイトスピーチ問題を対象とする法律相談体制をより充実させる等、ヘイトスピーチによる被害の予防・救済のための法的支援の活動を進めていく。
- (2) 福岡県内におけるヘイトスピーチを根絶するために、いかなる方策によることが実効的であるのかについて、表現の自由に配慮しつつ、具体的検討を進めていく。
- (3) 福岡県及び福岡県内の自治体に対しても、多文化共生の理念を尊重し、ヘイトスピーチを根絶するための実効的な方策をとるよう求め、その実現のために、連携した取り組みを行っていく。

宣言の理由

1 ヘイトスピーチが絶対に許されないものであること

わが国では2009年（平成21年）12月、京都朝鮮第一初級学校に隣接する児童公園を利用して上記学校に対し、「朝鮮学校を日本から叩き出せ」等の怒号をもって誹謗中傷する内容の抗議・街宣をするいわゆる「京都朝鮮第一初級学校事件」が発生した。

また、2010年（平成22年）頃以降、東京都の新大久保や大阪市の鶴橋等で頻繁に反韓デモが実施された。そこでは「韓国人は日本から出ていけ」「ゴキブリ朝鮮人を追い出せ」「韓国人を殺せ」「鶴橋大虐殺を実行しますよ」「実行される前に自国に戻ってください！」等、在日韓国人、在日朝鮮人を誹謗中傷し、嫌悪、排撃することを扇動するが如き表現が用いられた。

このように、人種ないし民族的出身などに基づく社会的少数者に対する偏見・憎悪・嫌悪の感情等を主な内容とする差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）は、攻撃対象とされた人々の個人の尊厳（憲法13条）、法の下での平等（憲法14条）等の基本的人権を著しく侵害するものであり、これが横行するときは攻撃対象者に対する社会的な差別、偏見、憎悪、暴力等を助長するものであり、絶対に許されないものである。

しかし、我が国では、長くヘイトスピーチに対する対応がなされてこなかった。その対応の不十分さについて、2014年（平成26年）7月に国連自由権規約委員会から、同年8月には国連人種差別撤廃委員会から勧告を受けていたところであった。

2 ヘイトスピーチ解消法（2016年）の制定

(1) 制定経緯について

ヘイトスピーチが社会問題化する中で、2013年（平成25年）以降、国会においても度々議論がなされ、法制化の検討がなされていたが、2016年（平成28年）5月24日、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）が成立し、同年6月3日の公布日から施行された。

同法制定の背景としては、①当時、ヘイトスピーチを伴う街頭宣伝活動が各地で公然と行われ、またその様子がインターネットで広められていたこと、②2014年（平成26年）8月に、人種差別

撤廃委員会が、日本政府に対し、人種差別的ヘイトスピーチやヘイトクライムから保護する必要のある社会的弱者の権利を擁護する重要性を喚起し、増悪及び人種差別の表明、デモ・集会における人種差別的暴力及び増悪の扇動にしっかりと対処するよう等の勧告を出したこと、③京都朝鮮第一初級学校事件の民事訴訟において、同年12月9日、最高裁判所が被告らの上告を棄却し、名誉毀損と業務妨害を認めて加害者側に損害賠償を命じた判決が確定したこと等があった。

(2) 問題点

もっとも、同法については、主に①対象が、「本邦外出身者」への不当な差別的言動に限定されているため、本法内出身者が含まれない点、②対象となる「本邦外出身者」も「適法に居住するもの」に限定されている点に問題があると指摘されている。

さらに、同法はいわゆる理念法であり、具体的な規制や手続について定めているものではないため、十分な対策とは言えないとの批判がなされている。

国際的にも、2018年（平成30年）8月、国連人種差別撤廃委員会は同法の施行を歓迎しつつも、同法の適用範囲が狭く、また、同法施行後も我が国でヘイトスピーチが続いていることを踏まえ、同法の改正等を内容とする勧告を行っている。

このような状況下で、全国でヘイトスピーチは続けられている。

3 福岡県内でのヘイトスピーチ問題の現状

(1) 福岡県内の在留外国人数、歴史的・地理的経緯

福岡県は、アジア諸国と近接しているという地理的な面から、大陸からの文化を積極的に受け入れ、中国や朝鮮半島の人々などとの交流によって発展してきたという歴史的な経緯が存在する。

そして、2020年（令和2年）12月末の在留外国人統計によると、福岡県には8万1072人（全国の都道府県で9番目の人数）の在留外国人が暮らしており、異なるルーツを持つ市民が多く共生している。

とりわけ、同統計によると、福岡県内には1万1265人の特別永住者が暮らしており、これは大阪府、東京都、兵庫県、愛知県、京都府、神奈川県に次ぐ全国7番目の人数である。

また、同統計によると、国籍・地域別でも、福岡県内には、韓国・朝鮮の人が1万5862人暮らしており、これは、大阪府、東京都、兵庫県、愛知県、神奈川県、京都府、埼玉県、千葉県に次ぐ全国9番目の人数である。

これには、福岡県には、戦前多くの炭鉱があり、そこでは多数の朝鮮半島出身者が働いていたこと、終戦時、博多港は、在日コリアンが朝鮮半島へ引き揚げるとなっており、朝鮮半島に近いために多くの在日コリアンが集まったという経緯がある。しかも、戦後の混乱等から朝鮮半島に引き揚げず、そのまま福岡県にとどまった在日コリアンも多数存在していた。

さらに、福岡県内には、学校法人福岡朝鮮学園が設置・運営する学校として、北九州市八幡西区折尾に九州朝鮮中高級学校、北九州朝鮮初級学校、同八幡付属幼稚園が、同市小倉北区に同初級学校小倉付属幼稚園が、福岡市東区和白に朝鮮初級学校が存在し、広く九州に居住する在日コリアンの子どもに対し民族教育を実施しており、また、福岡市内には広く山口、九州（長崎を除く）、沖縄を管轄区域とする在福岡中華人民共和国総領事館、九州・沖縄を管轄区域とする在福岡大韓民国総領事館が存在している。

(2) ヘイトスピーチに関する実態調査

以上のような状況を踏まえて、2016年（平成28年）3月の平成27年度法務省委託調査研究事業

によるヘイトスピーチに関する実態調査報告書を見ると、2012年（平成24年）4月から2015年（平成27年）9月までの間（42か月）に福岡県で行われたヘイトスピーチを伴うデモ・街宣活動は49件にのぼっていた。この件数は、東京都、大阪府、愛知県、北海道に次ぐ、広島県と同数で全国5番目に多い件数であった。

そのため、ヘイトスピーチ解消法の成立以前においても、福岡県議会では2014年（平成26年）12月18日に外国人等への差別助長いわゆるヘイトスピーチに対する取組の充実強化を求める意見書が、福岡市議会では2015年（平成27年）3月16日にヘイトスピーチの根絶のための早急な対策を求める意見書が、北九州市議会では同年3月11日にヘイトスピーチ対策を求める意見書がそれぞれ採択されている。

しかし、福岡県内においてヘイトスピーチに対しカウンター等の抗議活動を行っている団体によると、その後の2015年（平成27年）11月から2021年（令和3年）7月までの間（69か月）に福岡県で行われたヘイトスピーチを伴うデモ・街宣活動は78件（近隣県における件数を加えると91件）発生しており、ヘイトスピーチ解消法の施行後も福岡県内におけるヘイトスピーチが決して解消されていない状況が存在する。

2021年（令和3年）8月26日、福岡法務局は、2019年（平成31年）3月11日の九州朝鮮中高級学校近くで行われた、特定の政党の選挙演説における「おまえらは日本から出て行けと言われて当たり前」、「朝鮮人は危険です」などという発言を「ヘイトスピーチ」と認定している（但し、人権侵犯の有無は不明確とされている）。

(3) 総領事館前等での抗議活動

さらに、在福岡大韓民国総領事館前はもとより、福岡市内の在福岡中華人民共和国総領事館前等においても、街宣車での大音量での抗議活動なども行われており、その言動の中にはヘイトスピーチと見られるものが含まれている。

前述のヘイトスピーチに関する実態調査報告書を見ても、2012年（平成24年）に、九州・沖縄地区において「支那人移民を一人残らず日本からたたきだせ」というテーマを掲げたデモ・街宣活動が行われたとされているところであって、中国出身者に対するヘイトスピーチも問題となっている。

全国的には、特に2020年（令和2年）、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で社会不安が広がる中で、沖縄県では「今入国しているチャイニーズは歩く生物兵器かもしれない」という街頭宣伝が行われたり、東京都では同年6月にデモ行進内で行われた「新型コロナウイルス、武漢菌をまき散らす支那人、今すぐ出ていけ」などの発言をヘイトスピーチと認定したりしている。

4 地方自治体における取組みの状況

(1) 大阪市における取組みの状況

大阪市では、2016年（平成28年）1月18日、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」が施行された。

同条例は、ヘイトスピーチ解消法に先だって制定された、ヘイトスピーチに関する全国初の条例である。同条例におけるヘイトスピーチ解消法との比較による特徴は、対象が、本邦外出身者に対する言動に限定されないこと、実効性確保の措置として、拡散防止措置、氏名等の公表がなされることがあるということである。

2019年（令和元年）12月27日には、同条例に基づいてヘイトスピーチの実行者2名の氏名が全国で初めて公表された。同条例については、憲法21条1項などへの適合性が争われて住民訴訟が

提起されたが、2022年（令和4年）2月15日、最高裁判所第三小法廷において、憲法21条1項に違反しない旨の判断がなされた。

(2) 川崎市における取組みの状況

神奈川県川崎市では、2017年（平成29年）11月9日、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく『公の施設』利用許可に関するガイドライン」が策定・公表された。

2018年（平成30年）5月30日、公園内行為許可申請に対し「不当な差別的言動から市民の安全と尊厳を守る」という観点から、全国初の不許可処分が行われた。その後、2019年（令和元年）12月16日、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が施行された。ヘイトスピーチに対する禁止規定を設けるとともに、刑事罰を科しようとした全国初の条例である。

(3) その他の自治体における取組みの状況

上記のほか、東京都世田谷区（2018年）、東京都（2019年）、大阪府（2019年）、東京都国立市（2019年）、神戸市（2020年）、宮崎県木城町（2021年）、愛知県（2022年）においてヘイトスピーチに関する条例が制定されている。なお、香川県観音寺市では、2017年6月29日、観音寺市公園条例の改正によりヘイトスピーチが禁止行為として規定され、違反した場合に5万円以下の過料を科すこととされている。

(4) 福岡県内の自治体における取組みの状況

一方、福岡県内では、ヘイトスピーチ解消法施行後、啓発ポスターの作成等の活動のほか、福岡法務局による人権救済活動の一環としてのヘイトスピーチ認定等が行われたことはあるものの、条例制定等を含む実効的取り組みには未だ至っていない。

5 当会におけるヘイトスピーチ問題への取り組み状況

(1) いくつかの取り組み

翻って当会の活動を顧みると、遺憾ながらヘイトスピーチ問題に正面から取り組んできたとはいえないが、それでも、この問題に関する取り組みを全くしてこなかったというわけではない。人権擁護委員会への人権救済申立事件としてヘイトスピーチに関する問題提起がなされ、個別的に検討を行ったことは幾度かあった。また、2015年（平成27年）には当会の人権擁護委員会委員が多く参加する九州弁護士会連合会人権擁護委員会において、西南学院大学の奈須祐治教授（憲法学）、京都第一初級朝鮮学校襲撃の代理人を務めた具良鈺弁護士（大阪弁護士会）を招き、ヘイトスピーチ問題の学習会を開催したことがあった。2019年度（令和元年度）から福岡県からの委託を受けて実施している人権侵害に関する無料電話法律相談、「ふくおか人権ホットライン」においてヘイトスピーチを含む人権問題全般の相談に対応してきた。日弁連のヘイトスピーチ問題に関する全国会議にも当会からも毎年人権擁護委員会の委員が参加している。

(2) 取り組みの不十分さと反省

しかし、これまで当会内にヘイトスピーチ問題の専門的検討を行う組織はなく、会としての声明等の意見を発出したことはなかったし、自治体に実効的なヘイトスピーチ対策を求める前提としての、実効的なヘイトスピーチ解消のための方策の検討もできていない。前記のふくおか人権ホットラインのほかに、ヘイトスピーチ問題に的を絞った法律相談会等を実施したこともなかった。

このように当会のヘイトスピーチ問題に対する取り組みは、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士の団体としては不十分であったと言わざるをえない。

そして、県下において前記のようなヘイトスピーチの横行を招いている現状を前に、私たちはこれまでの自らのヘイトスピーチ問題に対する対応の不十分さを反省し、真摯にその事実と向き合う必要がある。

6 反省の上に立ち、これからとるべき対応

以上の反省を踏まえ、今後はヘイトスピーチ問題の解消のため、当会は、法律家の団体として、以下述べるような具体的な取り組みを行っていく必要があることを自覚し、本宣言を行うものである。

(1) ヘイトスピーチによる被害の予防・救済のための法的支援の活動

前記のとおりヘイトスピーチは許されざる人権侵害である。

当会は、ヘイトスピーチによる被害者を救済するため、単に一般的な人権侵害に対する法律相談体制を整えるというにとどまることなく、ヘイトスピーチ問題に対する法律相談体制を整えていく必要がある。

また、人権救済申立制度におけるヘイトスピーチ被害の救済にも尽力していく必要がある。

(2) ヘイトスピーチ解消のための実効的方策の具体的検討

県内の各自治体にヘイトスピーチ解消のための実効的な方策をとるよう呼びかけて連携を図る前提として、まず、私たち自身が、行政による表現活動の過度な規制とならないよう、また、健全な表現活動に対する萎縮効果を生じさせることのないよう表現の自由に十分に配慮した上で、ヘイトスピーチ解消のための実効的な方策とはどのようなものであるのかにつき、調査・研究を行い、具体的な検討を行っていく必要がある。

(3) 実効的な方策実施に向けた自治体との連携した活動

そして、ヘイトスピーチ解消のための実効的な方策の具体的検討を行うだけでなく、検討結果を踏まえ、県内の各自治体と連携し、実効的な方策の実現に向けた活動を行っていくことが必要である。

特定商取引に関する法律等の書面の電子化に関する主務省令において 適正な措置を講じることを求める意見書

(2022年6月1日発表)

第1 意見の趣旨

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律（以下「預託法」という。）の書面交付義務の電子化に係る政省令を定めるに当たっては、不意打ち的な勧誘や利益誘引型の勧誘等により消費者被害が多発している現状を踏まえ、電子化によって消費者保護機能が低下することがないように、下記の内容の措置を講じるべきである。

記

1 消費者からの承諾の取得について

- (1) 事業者に対して、消費者から契約書面等の交付義務を電子化することの承諾を得るのに先立って、次の事項についての説明義務を課すこと

- ① 消費者は原則として書面の交付を受けることができること
- ② 書面交付に代えて提供される電子データ（書面に記載すべき事項を電磁的に記録したもの）

- には、契約内容やクーリング・オフ制度などの重要な内容が記録されていること
- ③ 電子データを受領した旨の消費者から事業者への確認メールの送信日（または事業者が消費者の受領を確認した日）がクーリング・オフの起算日となること
- (2) 事業者に対して、同じく消費者から承諾を得るのに先だって、次の事項についての確認義務を課すこと
- ① 消費者が自身のスマートフォン・パソコン等の電子機器を操作して、電子メールの受信、送信、電子メールの添付ファイルの閲覧及び同添付ファイルの電子データの保存ができること
- ② 消費者が自身のスマートフォン・パソコン等の電子機器を操作して、事業者のWebサイトにアクセスしてID・パスワードによりログインし、同サイトの電子データを閲覧し保存できること
- (3) 事業者が消費者の承諾を取得する方法について、次の点を定めること
- ① 訪問販売、電話勧誘販売及び訪問購入、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及び預託等取引、特定継続的役務提供のうち後記②の類型を除く契約類型においては、必要事項を記載した承諾書面への消費者の署名及び承諾書面の控えを消費者へ交付すること
- ここにいう必要事項の記載は、対象契約を特定する事項（契約申込日・商品名・代金額・事業者名）、提供する電子データが契約書面に代わる重要なものであること、電子データを受領した旨の消費者から事業者への確認メールの送信日（または事業者が消費者の受領を確認した日）がクーリング・オフの起算日であることを記載すること
- ② 特定継続的役務提供のうち、オンラインで契約を締結し、オンラインで役務提供を行う類型（オンライン完結型取引）については、電子メールによって承諾を得ることも許容されるが、その承諾は、事業者が①の承諾書面の記載事項と同様の記載をした電子メールを消費者に送信し、消費者がその内容を確認した旨の電子メールを事業者に返信するという方法によること
- (4) 事業者が消費者の承諾を取得するに際しては、次の行為を禁止すること
- ① 電子データの提供の意義・効果等についての虚偽・誇大な説明及び表示
- ② 困惑させる行為による承諾の要請
- ③ 書面交付に比して対価その他の取引条件で有利に扱う告知
- ④ 書面交付に比して契約締結手続が迅速化する旨の告知
- ⑤ 家族その他の第三者への同時提供を希望しないようにする高齢者への働き掛け
- (5) 事業者に対し、高齢者である消費者の承諾を得る際には、家族その他の第三者への電子データの同時提供を希望するかどうかの意思確認を義務付けること
- (6) 消費者の真意に基づく承諾を得たことの立証責任は事業者が負うこと及び事業者が上記(1)から(5)の義務または禁止のいずれかに違反した場合には書面交付義務を履行したものと認められず、クーリング・オフの起算日が到来しないことを明記すること
- 2 事業者が契約条項を電子データで消費者に提供する方法等について
- (1) 電子データの提供方法を以下のものとする
- ① 電子メールにPDFファイルを添付する場合には、事業者が契約条項全体の一覧性を確保し改ざん防止措置を講じたPDFファイル形式の電子データを添付した電子メールを消費者に送信し、閲覧及び保存を促し、消費者が電子メールを受信して添付ファイルを閲覧し、かつ保存した上で、その旨の確認メールを事業者に返信するものとする
- ② 事業者のWebサイトの電子データにアクセスさせる場合には、事業者がWebサイトに契

約条項全体の一覧性を確保し改ざん防止措置を講じたPDFファイル形式の電子データを掲載し、アクセスのためのURLを電子メールで消費者に通知し、閲覧及び保存を促すとともに、消費者がこれを閲覧しかつ保存した上で、その旨の確認メールを事業者返信するものとする

(2) 電子メール本文において以下の内容を告知すること

事業者は、電子データまたはURLを送信する電子メール本文に、①契約を特定する事項（契約申込日・商品名・代金額・事業者名）、②添付した電子データが契約書面に代わる重要なものであること、③電子データを受領した旨の消費者から事業者への確認メールの送信日（又は事業者が消費者の受領を確認した日）がクーリング・オフの起算日であることを明記すること

(3) 電子データの提供とクーリング・オフの起算日を以下のとおりとすること

① 事業者が電子データを提供した場合のクーリング・オフの起算日は、事業者の送信した電子メールが消費者のメールサーバに到達した日ではなく、消費者が受信した電子メールに添付された電子データを閲覧・保存した上で、事業者に対し確認メールを返信した日とすること

② 事業者がWebサイト上で電子データを提供した場合のクーリング・オフの起算日は、消費者が電子データを閲覧・保存した上でその旨の確認メールを事業者に送信した日とすること

③ 仮に政省令によって起算日自体について上記①、②のように規定することができない場合は、消費者が電子データを閲覧・保存したことを事業者において確認する手順を加え、事業者がその手順を履行しないときは、電子データの到達日をもってクーリング・オフの起算日であることを主張できないものとする

(4) 高齢者の家族等への提供方法を以下のとおりとすること

事業者は、高齢者である消費者が電子化を承諾するに際し、家族その他の第三者への電子データの提供を希望することを表明した場合には、当該家族等に対しても同時に電子データを提供するものとする

(5) 概要書面を電子データによって提供する場合の契約概要の説明について以下のとおりとすること

事業者は、概要書面の交付に代えて電子データを提供する場合、消費者が当該電子データを閲覧している状態であることを確認の上、契約の概要を説明するものとする

(6) 契約書面等を電子データによって提供した場合の再提供義務について以下のとおりとすること

事業者に対し、契約書面等の交付に代えて電子データを提供した場合、消費者が電子データの再提供を請求したときは再提供する義務を課すこと

(7) 契約条項の保存措置義務について以下のとおりとすること

書面交付義務の電子化を実施する事業者に対し、契約締結時の契約内容の電子データについて、改ざんが生じないよう対策を講じて保存する措置をとる義務を課すこと

第2 意見の理由

1 はじめに

(1) 2021年（令和3年）6月16日に公布された「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「本改正法」という。）においては、特定商取引法及び預託法が規定する販売業者等の契約書面等交付義務（以下「書面交付義務」という。）について、消費者の承諾を得ることを要件に、契約書面等を電子化することと、電磁的方

法によって提供することを可能としており、この「電磁的方法による提供」の具体的規律については主務省令に委任している。

これを受けて消費者庁は、「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」（以下「本検討会」という。）を設け、上記の消費者の承諾の取り方や、電磁的方法による提供のあり方等についての検討を継続している。

しかし、そもそも、消費者側においては、訪問販売等において契約書面等をあえて電子化する必要性は乏しく、デジタル社会の進展とともに消費者と事業者の間の情報の質及び量並びに交渉力の格差は縮まるどころかむしろ拡大していることに鑑みれば、契約内容の確認および把握という点で、事業者から交付される契約書面等は依然として極めて重要な意義を有している。そのため、本改正法については、消費者保護の観点から、日本弁護士連合会、全国各地の弁護士会及び消費者団体が反対意見と懸念を表明している。当会も、同年3月24日、「特定商取引に関する法律等の書面の電子化に反対する意見書」を公表した。

加えて、同年6月4日、参議院地域創生及び消費者問題に関する特別委員会は、本改正法の附帯決議として「書面交付の電子化に関する消費者の承諾の要件を政省令等により定めるに当たっては、消費者が承諾の意義・効果を理解した上で真意に基づく明示的な意思表示を行う場合に限定されることを確保するため、事業者が消費者から承諾を取る際に、電磁的方法で提供されるものが契約内容を記した重要なものであることや契約書面等を受け取った時点がクーリング・オフの起算点となることを書面等により明示的に示すなど、書面交付義務が持つ消費者保護機能が確保されるよう慎重な要件設定を行うこと。また、高齢者などが事業者に言われるままに本意でない承諾をしてしまうことがないように、家族や第三者の関与なども検討すること」を要請している（以下「参議院附帯決議」という。）。

- (2) そもそも、特定商取引法等が必ずしも処分証書ではない文書について事業者に対して書面交付義務とクーリング・オフ制度を定めた趣旨は、不意打ち的な勧誘、利益誘導型の勧誘によって冷静に考えれば締結しなかった契約を締結させられてしまったような場合や、契約内容が複雑・不明瞭で、その契約を締結した場合にどのような法律関係が形成されるのかが客観的に判断しづらい契約内容となっていることから生じるトラブルから、消費者を保護することにある。

例えば、①訪問販売、電話勧誘販売や訪問購入であれば、勧誘の不意打ち性、攻撃性という問題性を、②連鎖販売、業務提供誘引販売取引や預託取引であれば、複雑・不明瞭な契約内容を十分に理解しないまま多額の利益等に幻惑されて契約してしまうという問題性を、③特定継続的役務提供であれば、役務の内容、質、効果の客観的判断が困難なまま長期的な契約を締結せざるを得ないという問題性をそれぞれ内在している。それゆえ、消費者を不当な契約から解放するためにクーリング・オフ制度が設けられ、その前提として、消費者に契約内容やクーリング・オフ制度を正確に把握させるために、事業者に対して書面交付義務が設けられている。

消費者トラブルは、消費者が一度決済をしてしまえば、法的救済を行うことが極めて困難になるという性質が特に強く表れる類型の紛争である。そのため、早期に、簡易な方法で契約関係から離脱する手段（クーリング・オフ制度）を講じておくことは、市民の権利を保障し、安心して経済活動に関わることを促すことに繋がる重要な施策である。今回の、事業者に対して電磁的方法による書面交付義務の履行を認めるという法改正は、電磁的機器を利用しなければその内容を把握できない電磁的方法を認めるという意味で、極めて大きな消費者保護制度の変更を認めるというものである。従ってクーリング・オフ制度の前提をなす重要かつ不可欠な規律として電磁的

方法による書面交付義務を定めるものである以上、極めて厳格な制度設計が求められる。

2 消費者の真意に基づく明示的な承諾確保の必要性（意見の趣旨1項関係）

(1) 同(1)関係

書面交付義務の電子化について、消費者の真意に基づく承諾があると言えるためには、同(1)記載の事項について十分に説明し、理解を得ることが不可欠の前提条件である。参議院附帯決議においても、「消費者が承諾の意義・効果を理解した上で真意に基づく明示的な意思表示を行う場合に限定されること」を要請している。

(2) 同(2)関係

また、消費者が書面交付義務の電子化について真意に基づく承諾をするためには、単に形式的な説明と承諾があることでは足りず、消費者に電子データの提供に対応できるだけの電子機器の操作能力が必要である。したがって、事業者は、消費者が同(2)記載の操作をすることができることを質問により確認し、電子データの提供手順において検証するという手順を踏むことが求められる。

(3) 同(3)関係

特定商取引法等の取引類型は、事業者の主導的な勧誘行為により消費者の冷静な意思形成を歪めやすい特徴があることから、書面交付義務の電子化についても、口頭による説明と承諾のやり取りでは真意に基づく明示的な承諾を確保することはできない。国会質疑においても、政府参考人から、口頭や電話だけでの承諾は認めないことに加えて、オンラインで完結する取引の場合は電子メールで、その他の分野は書面による承諾を得てその控えを消費者に交付する方法とすることが考えられること、ただし、オンライン完結型取引であっても、悪質業者の被害が顕著に見られる分野については書面による承諾とし、被害発生のおそれが低いオンライン取引に限って電子メールによる承諾の取得を認めることも一案として検討したい、とする答弁がある。加えて、消費者自らが承諾書面に署名することによって、電子化の承諾の意義と効果に注意を向け、これを承諾することの意味を自覚する契機ともなる。契約内容とクーリング・オフ制度を告知する機能をより確実に確保する観点から、オンラインによる役務提供の取引等の類型を含めて、書面による承諾と承諾書面の控えの交付を要するものとすべきである。

上記の趣旨から、承諾書面には、少なくとも、対象契約を特定する事項（契約申込日・商品名・代金額・事業者名）、提供する電子データが契約書面に代わる重要なものであること、電子データを受領した旨の消費者から事業者への確認メールの送信日（または事業者が消費者の受領を確認した日）がクーリング・オフの起算日であることが記載されていなければならない。このような書面へ消費者自らが署名し、その写しが消費者に交付されることを要するものとすべきである。

オンライン完結型取引についても、消費者の真意による承諾が明確になるよう、消費者自らが事業者のメールに返信することを要するものとすべきである。

(4) 同(4)関係

特定商取引法等が規定する取引類型が不当勧誘行為による不本意な契約締結の被害が発生しやすい分野であることを踏まえるならば、書面交付義務の電子化の承諾を取得する場面においても、電子データの提供の意義・効果等について虚偽・誇大な説明や表示をするなどの消費者を誤認させる行為や、消費者を困惑させて承諾を要請する行為は禁止する必要がある。

また、書面交付を直ちに又は遅滞なく行うことは事業者の義務であるから、電子データの提供を選択する方が対価その他の取引条件で有利に扱われるとか、手続が迅速に進むといった告知

は、不当な誘導として許されない。家族その他の第三者への同時提供を希望しないようにする高齢者への働き掛けも許されないものとされるべきである。

(5) 同(5)関係

消費者が高齢者である場合、判断能力・拒絶能力の低下や事後的な対処能力の低下により訪問販売等の被害に遭うリスクが増大する。そのため、国や地方公共団体においては、高齢者見守りネットワークを構築して家族その他の第三者による消費者被害の防止・早期発見に結び付ける取組が推進されている。

ところが、書面交付義務が電子化されて、高齢者がスマートフォンなどの電子機器内に契約データを保管していても、家族等がそれを発見して被害救済に結び付けることは極めて困難である（一般的には契約書や請求書といった紙媒体での資料がきっかけとなって被害の発見に繋がることが多いと思われる。）。

そこで、事業者が一定年齢以上的高齢者である消費者に対して書面の電子化の承諾を求める場合は、家族その他の第三者に電子データの同時提供を希望することができる旨を当該消費者に説明した上で、これを希望するか否かの意思確認をする手順とし、これを希望する高齢者については、後述するように承諾に付随する条件に従って家族等への同時提供を実行することが求められるものとすべきである。

この点は、参議院附帯決議においても、「高齢者などが事業者に言われるままに本意でない承諾をしてしまうことがないよう、家族や第三者の関与なども検討すること」とされているところである。なお、このような手順を踏むものとしても、契約の締結自体について第三者の関与・承諾を要件とするものではなく、高齢者が希望する場合に電子データを同時提供するだけであるから、高齢者の自己決定権を制約することにもならない。

(6) 同(6)関係

書面交付義務の電子化は、事業者が「申込みをした者の承諾を得て」電子データで提供することができる（特定商取引法4条2項等）という規定である。そのため、申込者の承諾を得たことの立証責任は、条文構造から見ても事業者が負うべきである。そして、その承諾については承諾の意義・効果を理解した上での真意に基づく明示的な承諾の意思表示であることを要するべきであるから、承諾の意思表示の存在の立証責任を事業者が負うことを明記することが求められるとともに、事業者が、上記第1・1(1)から(5)の義務を果たさず、あるいは禁止行為に違反するときは、承諾に基づく電子データの提供には該当せず、書面交付義務が履行されていないこととなり、クーリング・オフの起算日が到来しないこととすべきである。

3 事業者が契約条項を電子データで消費者提供する方法等について（意見の趣旨2項関係）

(1) 同(1)関係

① 書面に代えて電子データの提供を行う場合には、事業者が契約条項全体の一覧性を確保し改ざん防止措置を講じたPDFファイル形式の電子データを添付した電子メールを消費者に送信して、閲覧及び保存を促し、消費者が電子メールを受信して添付ファイルを閲覧し、かつ保存した上で、その旨の確認メールを事業者返信することとすべきである。

② 事業者のWebサイト上で電子データの提供を行う場合は、事業者がアクセス用URLを電子メールで提供するだけでなく、消費者に速やかに電子データを閲覧・保存するよう促し、消費者がアクセスして契約条項の電子データを閲覧・保存した上で、その旨の確認メールを事業者へ送信する（または閲覧・保存したことを事業者が確認する。）という手順にすべきである。

(2) 同(2)関係

前記いずれかの方法で契約条項の電子データを提供した場合、書面で提供される場合と比べて、消費者には添付ファイルを開いて確認するという作為が必要になるため、その行動がとられないリスクがある。そのうえ、添付ファイルを開いて閲覧したとしても、手のひらサイズの小さなスマートフォンの画面に詳細な契約条項が表示されることとなると、主な契約内容やクーリング・オフ制度に関する記載が看過されてしまう危険性がある（書面の場合にはフォント数に関する規制が存在するが、端末で見る場合には現実の文字サイズはその端末のサイズに依存することになる。）。

そこで、送信する電子メール本文に同(2)記載の内容を明確に表示すべきことを政省令に明記すべきである。なお、消費者がクーリング・オフの通知を電磁的記録により行う場合の送信先電子メールアドレスは、添付ファイルの電子データ内だけでなく、電子メール本文にも表示すべきである。これらの措置は、書面交付義務をデジタル化することによる事業者の利便性だけでなく、デジタル化に伴う消費者の利便性も確保するものであり、本改正法の趣旨に合致するものと言える。

(3) 同(3)関係

① 事業者が電子メールに契約条項の電子データを添付して送信した場合、その電子メールは消費者が契約しているプロバイダのメールサーバにまず記録され、消費者が自己の電子機器のメールソフトを操作して電子メールを電子機器上で受信し、添付ファイルを開くことで実際に電子データを閲覧できる状態となる。この点、特定商取引法等の書面交付に代わる電子データの到達時期は、消費者保護のためのクーリング・オフ制度を消費者に告知し、クーリング・オフ行使の起算日を画する基準として考えられるべきものであるから、契約成立時期の判断基準と一致させる必要はなく、消費者が契約条項及びクーリング・オフの存在を現実的に確認できたと評価できる時点であって、かつ事業者にとっても共通の明確な時点を基準とする必要がある。

こうした観点から見ると、事業者の送信した電子データが消費者のメールサーバに到達した日ではなく、消費者が、受信した電子データを閲覧・保存した上で、事業者に対する確認メールを返信した日をもって、クーリング・オフの起算日と扱うべきである。

② また、事業者のWebサイトに消費者がアクセスして電子データを取得する場合も、消費者が電子データをダウンロードし閲覧・保存した旨の確認メールを事業者に送信した日、または消費者がダウンロードし閲覧・保存したことを事業者が確認した日をもって起算日とすべきである。

③ なお、本改正法に消費者の「電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」に消費者に到達したものとみなす旨が規定されたことから（4条3項等）、政省令によって到達日自体を変更することができないとすれば、電子データの具体的な提供方法が政省令に委任されていることを踏まえて、消費者が電子データを閲覧・保存したことを事業者において確認することを手順として定め、その手順を怠ったときは、事業者は電子データの到達日をもってクーリング・オフの起算日として主張できない旨を規定すべきである。そして、消費者が一定期間内（例えば1営業日以内）に電子データを閲覧・保存した旨の確認メールを送信しない場合は、事業者は遅滞なく書面の交付を行うべきである。

(4) 同(4)関係

消費者が高齢者である場合、書面交付義務の電子化による見守り機能喪失の不利益を防止するため、前述したとおり当該高齢者が承諾に付随する条件として家族その他の第三者への電子データの同時提供を希望した場合には、事業者は、当該家族等に対し電子データを同時提供する手順を踏むものとすべきである（なお、家族その他の第三者のメールアドレスを事前の同意なく事業者に提供することが当該家族等の個人情報の第三者提供の問題となり得るが、高齢者本人は個人情報保護法上の事業者にあたらないうえ、契約条項の電子データの同時提供が希望される家族等は高齢者との間に信頼関係が存在すると考えられることから、高齢者の被害防止の趣旨が優先されるものと考えられる。）。

このことは、高齢者である消費者に対し、書面交付義務の電子化について家族等への同時提供という条件付きの承諾の機会を与え、その条件付き承諾に従って提供するものと捉えることが適切である。

家族等への電子データの提供方法は、高齢者に対する提供方法と同じ方法で同時に提供するものとすべきである。高齢者である消費者が家族その他の第三者への提供を希望するが、そのメールアドレスを事業者に直ちに提供することができないときは、当該高齢者の希望は、自分だけで書面交付義務の電子化に対処することへの不安に基づくものであると考えられる以上、原則に戻って事業者は書面交付を行うべきである。この点は国会審議においても、「契約の相手方が高齢者の方々の場合には、家族などの契約者以外の第三者にも承諾に関与させる、家族などにもメールを送らせることなどによって安易に承諾を得られないようにすることで消費者被害の発生を抑止できるのではないかと考えております」との政府参考人答弁がなされている。

(5) 同(5)関係

連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及び預託等取引は、利益誘引の強調により不利益な契約条件を見落としがちであること、特定継続的役務提供は内容不明確な役務を長期多数回提供する契約内容が分かりにくいことから、契約の勧誘段階で概要書面を交付する義務が定められている（特定商取引法37条1項、42条1項、55条1項、預託法3条1項）。本来は、勧誘場面で概要書面を形式的に交付するだけでなく、交付した概要書面を提示した状態で複雑な契約内容を説明する手順を踏むべきところである。

そこで、概要書面の交付に代えて電子データにより提供する場合には、事業者は、電子データの提供について所定の手続により消費者の承諾を得て電子データを提供した後、直ちに、消費者が当該電子データを開いて閲覧している状態であることを確認の上、契約の概要を説明する手順に進むものとするを政省令に明記すべきである。

(6) 同(6)関係

書面交付義務の電子化により、事業者は契約管理の効率化等の点で利便性を得る一方で、消費者には、電子データの文字が小さくて読み取りが困難である、適切に保存できておらず削除されてしまった、必要ときに必要なデータに迅速にアクセスすることが困難である等の不利益を被ることが少なくないと考えられる。

そこで、事業者に対し、契約書面等の交付に代えて電子データにより提供した場合、消費者から電子データの再提供を請求されたときは、再提供に応じる義務を課すべきである。なお、この点は、契約内容の確認等も目的とするものであるから、電子データの再提供はクーリング・オフ期間とは連動しないものとするべきである。事業者にとっては、書面の再交付に比べ費用面でも手

続面でもそれほどの負担とはならないと考えられる。

(7) 同(7)関係

事業者が書面交付義務の電子化を実施する場合、契約締結時の契約条項の電子データと、後日事業者が契約条件を変更した場合の契約内容との対応関係が不明確になるおそれがある。

そこで、書面交付義務の電子化を実施する事業者に対し、契約者ごとに契約締結時の電子データについて、改ざんが生じないような対策を講じて保存する措置をとる義務を課すべきである。

4 小括

前述のとおり、契約書面等は、クーリング・オフ制度の不可欠な前提をなす重要な書類である。

しかし、契約書面等が書面で交付されている現在においてさえ、契約書面等がそのように重要な書類であることは必ずしも深く認識されていない。消費生活相談や法律相談の現場において、契約書面等に、消費者の重要な権利を制限する条項が記載されているにもかかわらず、そのことが事業者から説明されておらず、消費者がその条項の存在を認識していないということが判明するケースは枚挙に暇がない。中には、そのような状況が悪質事業者によって悪用されていると思しき事態もしばしば見受けられてきた。

このような状況下で、契約書面等が電子化された場合には、より一層、その傾向が強まるおそれがある。近時の例としても、詐欺的な定期購入商法においては、消費者が最初に閲覧するウェブサイト上で「初回無料」や「お試し」、「いつでも解約可能」といった表示が強調されていることで、契約条項内に記載されている定期購入である旨や解約に関して子細な条件がある旨の記載が認識されておらず、解約を巡ってトラブルになる例が多数確認されている。デジタル社会が形成されていくとしても、消費者が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するものでなければならないのであって、消費者保護機能を否定するものであってはならない。

そこで、電子化の承諾の場面においても、契約書面等の重要性が看過され、消費者の真意に基づかない電子化への承諾がされないよう、消費者の権利を保障する施策が講じられることが不可欠である。

第3 結語

以上のとおり、消費者保護、ひいては市民の経済活動の安心を担保する観点から、特定商取引法等の書面の電子化に関する主務省令において適正な措置を講じることを求める。

中小企業への支援策の拡充と最低賃金額引上げを求める会長声明

(2022年6月22日発表)

福岡地方最低賃金審議会は、今後（例年どおりであれば8月頃）、福岡労働局長に対し、2022年度福岡県最低賃金の改正の答申を行う見込みである。昨年度、同審議会は前年度比28円増額の時間額870円とする答申を行い、当該答申どおりの改正が行われた。

しかし、時給870円は、未だ、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる水準にとどまっており、この水準では、労働者の生活を安定させつつ労働力の質的向上を図ることは實際上困難である。また、原油価格の高騰やロシアのウクライナ侵攻等の影響により、食料品や光熱費など生活関連品の価格が急上昇している。労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、最低賃金額を大きく引き上げることが必要である。

最低賃金額について、フランスでは、2021年1月に10.25ユーロ（約1473円※本日時点の為替レートによる。以下同じ）に引き上げられ、さらに同年10月から10.48ユーロ（約1507円）に引き上げられた。ドイツでは、2021年7月に9.60ユーロ（約1380円）、2022年1月に9.82ユーロ（約1411円）と引き上げられ、同年7月には10.45ユーロ（約1503円）へと引き上げられる。さらに同年10月から12ユーロ（約1725円）に引き上げるについて国会で審議中である。イギリスでは、2021年4月から23歳以上の労働者の最低賃金が8.91ポンド（約1493円）に引き上げられ、さらに2022年4月から9.5ポンド（約1592円）に引き上げられた。韓国では、2021年1月に8720ウォン（約922円）に引き上げられ、2022年1月から9160ウォン（約968円）に引き上げられた。

このように多くの国で、コロナ禍で経済が停滞する状況下においても最低賃金の大幅引上げが実現しており、我が国においても、コロナ禍であることが、最低賃金の大幅引上げを不可能ならしめるものとはいえない。

また、最低賃金の地域間格差が依然として大きく、格差が是正していないことは重大な問題である。2021年の最低賃金は、最も高い東京都で時給1041円であるのに対し、最も低い高知県と沖縄県は時給820円（福岡は870円）であり、221円（福岡県とは171円）の開きがある。最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係があり、最低賃金の低い地方の経済が停滞し、地域間の格差が縮まるどころか、むしろ拡大している。都市部への労働力の集中を緩和し、地方に労働力を確保することは、地域経済の活性化のみならず、都市部での一極集中から来る様々なリスクを分散する上でも極めて有効である。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の最低生計費は、研究者らによる最近の調査により、都市部か地方かによって、ほとんど差がないことが明らかとなっている。これは、地方では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。そもそも、最低賃金は、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な最低生計費を下回ることは許されない。労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、最低賃金の地域間格差を維持することは適切ではなく、地方の最低賃金を都市部の水準まで引き上げることが求められる。

最低賃金の大幅な引上げの実現のためには、十分な中小企業への支援が必要である。現在、国は「業務改善助成金」制度により、影響を受ける中小企業に対する支援を実施しており、従前、その利用件数は低調であったが、令和3年度中央最低賃金審議会の「業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する」との答申を受け、2021年8月以降、その利用要件の緩和や支援対象の拡充が行われた。政府が、答申に応じ、業務改善助成金の拡充等を行ったことは高く評価すべきであるが、今後も、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるよう、中小企業へのさらなる支援策を講じることが求められる。この点、昨年度の福岡地方最低賃金審議会の答申においても、国及び地方自治体所管の各種支援策の拡充・強化、特に「コロナ禍において直接間接を問わず影響を受けている中小・小規模事業者に対しては、特例措置として賃金引上げ幅に見合った新たな直接的給付金等支援策の創設を早急に検討すること」を求める極めて適切な付帯決議がなされており、国はこの付帯決議の趣旨を尊重し、早急な対応を行う必要がある。最低賃金の引上げには地域経済を活性化させる効果もある。当会は、引き続き国に対し中小企業への十分な支援策を求めるとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保し、地域経済の健全な発展を促すため、福岡地方最低賃金審議会が、本年度、最低賃金の大幅な引上げを答申すべきことを求めるものである。

安倍晋三元内閣総理大臣に対する銃撃事件に関する会長声明

(2022年7月11日発表)

2022年（令和4年）7月8日午前11時30分頃、奈良市内で参議院議員選挙候補者の応援演説を行っていた安倍晋三元内閣総理大臣が、背後から銃撃され、死亡するという事件が発生した。

今回の事件の動機や背景がいかなるものであったとしても、選挙運動期間の演説を行っている者に対して銃器を使用して暴力的危害を加えることは、市民生活の平穏を著しく害する卑劣な行為であるだけでなく、政治活動及び言論・表現活動の自由を威嚇し、それを委縮させるものであり、民主主義社会に対する重大な侵害行為であって、断じて許すことはできない。

当会は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという弁護士使命に照らし、関係機関、団体等と連携して、今後とも表現の自由の保障に向けて一層の努力を続けるとともに、このような暴力行為の撲滅のために力を尽くすことを改めて決意するものである。

力強い司法を実現するため、司法を支える、 いわゆる谷間世代への一律給付実現を求める会長声明

(2022年7月13日発表)

- 1 司法は、三権の一翼として、法の支配を実現し国民の権利を守るための重要な社会インフラであり、法曹はこの司法の担い手として公共的使命を負っている。そこで国は、高度な技術と倫理感が備わった法曹を国の責任で養成するために、現行の司法修習制度を、1947年（昭和22年）、日本国憲法施行と同時に発足させ運営している。この制度の中で、司法修習生は、修習専念義務（兼職の禁止）、守秘義務等の職務上の義務を負いながら、裁判官・検察官・弁護士になる法律家の卵として、将来の進路如何にかかわらず、全ての分野の法曹実務を現場で実習し、法曹三者全ての倫理と技術を習得してきた。

このように、司法修習制度が修習専念義務等を課したうえで国の責任で法曹を養成する制度である以上、修習に専念できるに足る生活保障を行うのは当然である。そのために戦後60余年にわたり維持されてきた司法修習生への給費制が2011年（平成23年）に廃止されたことにつき、日弁連や当会をはじめとする全国の弁護士会はその復活運動に取り組み、その結果、これを見直して、2017年（平成29年）に裁判所法改正により新たに修習給付金制度が創設された。当会は、これに理解、尽力を頂いた国会議員、政党、最高裁判所、法務省、そして何より多くの国民、諸団体の皆様等々全ての方に、改めて深く感謝を申し上げる次第である。

- 2 もっとも、修習給付金は、司法修習に専念するには不十分な金額に留まる等、従前の給費制には及ばない内容となっている。そのうえ、給費制が廃止されていた2011年（平成23年）度から2016（平成28年）度までの6カ年間に、無給制（希望者には貸与金あり）のもとで、従前どおりの修習専念義務、守秘義務を負って同じ内容の修習を遂行した新65期から70期の司法修習生（いわゆる「谷間世代」）が何らの生活保障を受けられないまま修習を強いられたという不条理のままに取り残され、かつ、旧65期以前及び71期以降の修習修了者に比して著しく不公平・不平等な立場におかれるという事態が発生している。この谷間世代の法曹は約1万1000人に達し、全法曹（約4万8000人）の約4分の1を占めるもので、その規模や重要性に鑑み、もはや司法制度（これを支えるソフトインフラである法曹全体）に内在する制度的不備ともいうべきである。

国の責任で司法修習という制度を設置・運営している以上、このような不条理かつ不公平・不平等な事態を放置することは容認できない。2019年（令和元年）5月30日に名古屋高等裁判所が言い渡した給費制廃止違憲訴訟判決においても「例えば谷間世代の者に対しても一律に何らかの給付をするなどの事後的救済措置を行うことは、立法政策として十分考慮に値するのではないか」と言及されている。立法政策の誤りは立法政策をもってこそ是正されるべきである。

- 3 当会では、2017年（平成29年）8月、谷間世代の声を聴く会を開き、また同年11月には「修習給付金の創設に感謝し、谷間世代1万人の置き去りについて考える福岡集会」を開催するなど、谷間世代の会員の切実な声に耳を傾けた。2018年（平成30年）1月には、「給費を受けられなかった6年間の司法修習生（「谷間世代」）が被っている不公平・不平等の是正措置を求める会長声明」を発するとともに、是正施策の一環として、日本弁護士連合会が創設した谷間世代弁護士に対する一律の給付金（20万円）制度に加えて、当会独自策として、5年間で総額上限30万円の給付金を支給する制度を実施している。また、昨今のコロナ禍による経済的困窮に対応するため、2020年（令和2年）6月には、「緊急声明 ～修習資金の貸与を受けた元司法修習生に対する貸与金返還の一律猶予を求める～」会長声明を発出するなどの活動を行ってきた。

2019年（令和元年）と2021年（同3年）に、当会を含む各地の弁護士会で行われた谷間世代に対するアンケートでは、当会会員からも、貸与金返済のための生活への影響や不安から志した弁護士としての活動が十全には果たし得ていないとの声をはじめ、無給制（貸与制）そのものへの不条理感をぬぐい切れていないとの声や、給費制が不十分ながらも給付金制度として事実上復活したことへの不公平感を訴える声など多数みられた。

- 4 経済的・精神的な足かせを余儀なくされている谷間世代ではあるが、もはや法曹の中核的存在として司法を支えている。近年、各地で繰り返される大規模自然災害やコロナ禍等により困難を抱えた人々のために献身的に活動している者も多い。また、日弁連が創設した「若手チャレンジ基金」制度では先進的ないし公益的取り組みとして多数の谷間世代の会員が表彰されるなど、基本的人権の擁護と社会正義の実現にかける意欲は全く他の世代と同様である。日弁連の上記2019年アンケートによれば、その多くが、経済的困難が解消されれば、法曹を志した当初の志に即して活動範囲を広げたいと考えていることが明らかになっている。全法曹の約4分の1を占める谷間世代には、これからの司法の中心的な担い手として、より一層、社会の不正や権利侵害に立ち向って法の支配を実現し、国民のための力強い司法を体現することが強く期待されている。谷間世代が抱える経済的・精神的足かせを国による一律給付の実現により是正することは、谷間世代の法曹の活躍の幅や量を広げることにつながり、司法機能の強化に役立ち、これが国民的利益に結びつくものであることは明らかである。

当会は、これらの点について、地元選出国会議員をはじめさらに広く理解を得るべく、本年8月20日に「谷間世代への一律給付実現全国リレー集会 in 福岡」を開催する予定である。

- 5 以上の次第であるので、当会は、政府・法務省、最高裁判所、国会に対して、谷間世代が不条理に経済的負担を強いられたままであり、かつ、これが旧65期以前及び71期以降の司法修習修了者に比して不公平・不平等な事態となって続いている問題の解決のために、谷間世代への一律給付を実現するよう強く求めるものである。

死刑執行に抗議する会長声明

(2022年7月26日発表)

本日、国内において1名の死刑確定者に対して死刑が執行された。今回の執行により、今世紀において合計95人もの死刑確定者が、国家刑罰権の発動としての死刑執行により生命を奪われていることになる。

たしかに、突然に不条理な犯罪の被害に遭い、大切な人を奪われた状況において、被害者の遺族が厳罰を望むことはごく自然な心情である。しかも、日本においては、犯罪被害者及び被害者遺族に対する精神的・経済的・社会的支援がまだまだ不十分であり、十分な支援を行うことは社会全体の責務である。

しかし、そもそも、死刑は、生命を剥奪するという重大かつ深刻な人権侵害行為であること、誤判・えん罪により死刑を執行した場合には取り返しがつかないことなど様々な問題を内包している。

人権意識の国際的高まりとともに、世界で死刑を廃止または停止する国はこの数十年の間に飛躍的に増加し、法律上及び事実上の死刑廃止国は、2020年12月31日時点で、国連加盟国193か国のうち144か国にのぼる。2020年12月には、国連総会本会議において、史上最多の支持（123か国）を得て死刑廃止を視野に入れた死刑執行の停止を求める決議案が可決され、2021年7月1日には、米国連邦政府において、司法長官が連邦レベルでの死刑執行の一時停止を司法省職員に指示する通知を公表した。このように死刑廃止は世界的な潮流という状況にある。

当会においても、1996年以降、死刑執行に対し、都度これに抗議する会長声明を発出してきたほか、2020年9月18日に「死刑制度の廃止を求める決議」を採択し、2021年8月25日には「米国における連邦レベルでの死刑の執行停止を受け、日本における死刑制度の廃止に向けて、死刑執行の停止を求める会長声明」を発出している。

そこで、当会は、国に対し、今回の死刑執行について強く抗議の意思を表明するとともに、日本が、基本的人権の尊重、特に生命権の不可侵性の価値観を共有できる社会を目指そうとしている国際社会と協調し、国連加盟国の責務を果たせるよう、あらためて死刑の執行を停止することを強く要請するものである。

大阪地裁判決を受けて、改めてすべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明

(2022年8月10日発表)

- 1 2022（令和4）年6月20日、同性間の婚姻ができない現在の婚姻に関する民法及び戸籍法の諸規定（以下「本件諸規定」という。）の違憲性を問う裁判において、大阪地方裁判所は、本件諸規定は憲法13条、14条、24条のいずれにも抵触せず、合憲である旨の判決（以下「大阪地裁判決」という。）を言い渡した。
- 2 当会は、2019（令和元）年5月29日の「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める決議」において、憲法13条、14条、24条や国際人権自由権規約により、同性カップルには婚姻の自由が保障され、また性的少数者であることを理由に差別されないこととされているのだから、国は公権力やその他の権力から性的少数者が社会的存在として排除を受けるおそれなく、人生において重要な

婚姻制度を利用できる社会を作る義務があること、しかし現状は同性間における婚姻は制度として認められておらず、平等原則に抵触する不合理な差別が継続していることを明らかにし、政府及び国家に対し、同性者間の婚姻を認める法制度の整備を求めた。

大阪地裁判決は、同性カップルにとっても婚姻は憲法上保障された権利であることを示した、上記当会の決議の趣旨に反するものであり、賛同できない。特に、憲法14条についても違憲性を認めなかった点は、同種訴訟において、札幌地裁が2021（令和3）年3月17日に言い渡した、本件諸規定は憲法14条1項に反し違憲である旨の判決とも相反し、婚姻の自由・平等という基本的人権の保障について、後退を余儀なくさせるものであって、不当なものと言わざるを得ない。

3 もっとも、違憲性を認めなかったとの結論は不当であるというべきものの、大阪地裁判決は、同性間の婚姻について決して否定的な判断を示したものではないことには留意が必要である。むしろ、その内容においては、大阪地裁判決は、以下のとおり、同性間の婚姻を認める法制度の整備に親和的かつ重要な判断を示しているところである。

まず、憲法24条1項は、異性間の婚姻について定めたものとしつつも、「同項が同性間の婚姻を積極的に禁止する意味を含むものであると解すべきとまではいえない。かえって、婚姻の本質は、永続的な精神的及び肉体的結合を目的として公的承認を得て共同生活を営むことにあり、誰と婚姻をするかの選択は正に個人の自己実現そのものであることからすると、…（中略）…同性愛者にも異性愛者と同様の婚姻又はこれに準ずる制度を認めることは、憲法の普遍的価値である個人の尊厳や多様な人々の共生の理念に沿うものでこそあれ、これに抵触するものでない」とした。これは、憲法24条の「両性」との文言を盾に、憲法は同性婚を禁止しており、同性婚を定めるためには憲法改正が必要であるとする、一部に流布している誤った言説を明確に否定するものである。

また、憲法14条1項の審査について、本件諸規定のもとでは、異性愛者であっても同性愛者であっても、異性とは婚姻でき、他方同性とは婚姻できないのだから、本件諸規定は性的指向に基づく別異取扱いはしていない、という言説に対し、「婚姻の本質は、自分の望む相手と永続的に人的結合関係を結び共同生活を営むことにある以上、同性愛者にとっては、異性との婚姻制度を形式的には利用することができたとしても、それはもはや婚姻の本質を伴ったものではないのであるから、実質的には婚姻をすることができないのと同じであり、本件諸規定はなお、同性愛者が異性愛者かによって、婚姻の可否について区別取扱いをしているというべきであって、これを単なる事実上の結果ということはできない。」としてこれを否定した。

さらには、「婚姻をした当事者が享受し得る利益には、相続や財産分与等の経済的利益等のみならず、当該人的結合関係が公的承認を受け、公証されることにより、社会の中でカップルとして公に認知されて共同生活を営むことができることについての利益（以下「公認に係る利益」という。）なども含まれる。特に、公認に係る利益は、婚姻した当事者が将来にわたり安心して安定した共同生活を営むことに繋がるものであり、我が国において法律婚を尊重する意識が浸透していることや、近年、婚姻に関する価値観が多様化していること等をも踏まえれば、自己肯定感や幸福度の源泉といった人格的尊厳に関わる重要な人格的利益といえることができる。このような人格的利益の有する価値は、異性愛者であるか同性愛者であるかによって異なるものではない。そうすると、同性愛者に対して同性間で婚姻をするについての自由が憲法上保障されているとまではいえないものの、当該人的結合関係についての公認に係る利益は、その人格的尊厳に関わる重要な利益として尊重されるべきもの」とし、同性カップルにおいても公認に係る利益という、人格的尊厳に関わる重

要な利益が存することを明らかにした。

このように、大阪地裁判決は、憲法24条1項、14条に関する誤った言説を明確に否定し、また、同性カップルにおいても公認に係る利益という重要な利益が存することを明確に示したものである。だとすれば、大阪地裁は、上記札幌地裁判決と同様に、安易に立法裁量を持ち出すことなく、本件諸規定を違憲と断じ、現に存する不合理な差別を除去し、差別に苦しむ人々を救済すべき責務を負っていたと言うべきところである。この点については、控訴審や、東京、名古屋、福岡の各地裁に係属している同種訴訟の判決において是正されるものと考えるが、少なくとも、大阪地裁判決は、同性間の婚姻を認める法制度の整備について積極的な評価を示し、重要な示唆を提供するものである。

- 4 当会が、前記「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める決議」を採択してから、既に3年以上が経過した。その間、札幌地裁における違憲判決が出され、パートナーシップ制度を導入する自治体がいっそう増えるなど、社会の理解は進んだと言えるが、他方、政府・国会においては、未だ、公式には同性間の婚姻制度の整備に向けた議論の着手すらなされていない状態が続いている。その結果として、同性カップルに対する差別は、放置されたままとなっている。

本件諸規定を違憲と判断した先の札幌地裁判決、また、合憲とはしたもの、同性カップルにも公認の利益という人格的尊厳に関わる重要な利益が存在し、これを実現する必要があるとした大阪地裁判決に照らせば、同性間の婚姻を認める法制度を整備することに、もはや一刻の猶予もないというべきである。当会は、政府及び国会に対し、本判決の内容を真摯に受け止め、同性間の婚姻制度を直ちに整備することを、改めて求める。

「大崎事件」の再審請求棄却決定に抗議する会長声明

(2022年8月24日発表)

- 1 鹿児島地方裁判所（中田幹人裁判長）は、2022年（令和4年）6月22日、いわゆる「大崎事件」第4次再審請求事件において、再審請求を棄却する旨の決定（以下「本決定」という。）を行った。
- 2 「大崎事件」は、1979年（昭和54年）10月、原口アヤ子氏（以下「アヤ子氏」という。）、同人の元夫（長男）及び義弟（二男）の3名が共謀して、別の義弟であった被害者（四男）の頸部に西洋タオルを巻き、そのまま絞め付けて窒息死に至らしめて殺害し、その遺体を義弟（二男）の息子も加えた4名で被害者方牛小屋に運搬した上、堆肥内に埋没させて遺棄したとされる事件である。アヤ子氏は、逮捕時から一貫して無実を主張し続けたものの、別に起訴されていた元夫、義弟並びに義弟の息子の3名の「自白」、その「自白」で述べられた上記犯行態様と矛盾しないとする法医学鑑定、「共犯者」とされた義弟の妻の目撃供述等を主な証拠として、1980年（昭和55年）3月31日、懲役10年の有罪判決を受けた。その後、アヤ子氏のみは、控訴・上告したが容れられず、当該判決が確定したことにより、服役した。
- 3 しかし、そもそも、「大崎事件」は、被害者の殺害を裏付ける客観的な証拠に乏しかった。殊に、殺害の用に供されたとする「西洋タオル」については、アヤ子氏方にあった「西洋タオル」が証拠として取調べられたものの、事件との関連性が肯定されなかったことから証拠の標目にも掲げられず、刑法19条に基づく没収の対象ともならなかったものであり、このことはひいては西洋タオルで被害者の首を絞めて殺害したという「自白」の信用性に疑問を差し挟む余地を残していたのである。

そして、元夫、義弟そしてその息子はいずれも知的能力に問題があり、その供述はいわゆる「供述弱者の自白」であったことや、それらの供述はいわゆる「共犯者の自白」であり、とりわけその信用性の吟味が不可欠なものであったが、元夫、義弟については公判廷における証言に代えて検察官に対する供述調書が刑訴法321条1項2号後段書面として証拠採用されたのである。さらに、法医学鑑定も、当初は僅かに被害者の頸部付近に外傷性の痕跡が認められるということで、「窒息死を推定する。仮に窒息死したものとすれば他殺を想像させる。」としたものであったが、第1次再審請求審において、当該鑑定人本人により「他殺か事故死か分からない」と当初の見解が変更されるというように極めて曖昧な内容であった。

- 4 アヤ子氏は、服役・出所後の現在に至るまで一貫して無実を訴え続けており、1995年（平成7年）4月19日に申し立てられた第1次再審請求においては、2002年（平成14年）3月26日に再審開始決定がなされたが、即時抗告審（福岡高裁宮崎支部）で取り消され、最高裁への特別抗告も棄却された。その後も、2015年（平成27年）7月8日に申し立てられた第3次再審請求において、2017（平成29年）6月28日に再審開始決定がなされ、2018年（平成30年）3月12日、即時抗告審でも検察官の即時抗告が棄却された。今度こそ再審が開始されるのではないかと期待されたが、検察官から特別抗告の申立てが行われ、これを受けた最高裁は、2019年（令和元年）6月25日、検察官の特別抗告には刑訴法433条（同法405条）の理由がないとしながらも、再審開始決定及び即時抗告棄却決定のいずれについても「取り消さなければ著しく正義に反する」として、自ら再審請求を棄却するという決定を行った。

当会は、最高裁のこの暴挙を看過することができず、同年8月8日付「再審制度の制度趣旨を没却する最高裁判所の大崎事件第三次再審請求棄却決定に対し抗議する会長声明」を発出し、本来誤判えん罪の被害者を救済するための制度であるはずの再審制度の制度趣旨を没却し、また、刑訴法435条6号の新証拠の明白性に関する判断基準のハードルを著しく引き上げるもので、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事司法制度全体の基本理念をも揺るがしかねない危険な判断であるとして、強く批判していたところである。

- 5 このような中においても、アヤ子氏の「再審無罪」の強い願いを受け止めた親族において、同氏と元夫のために2020年（令和2年）3月30日に第4次再審請求を申し立てた。第4次再審請求審においては、確定判決が認定した殺害行為時よりも早い時点で既に被害者が死亡していたことを明らかにする新証拠として救急救命医の鑑定書が提出され、片側が溝となった道路に寝かせられていた被害者を発見して同入方に搬送した近隣住民である2名の救護者の供述の信用性に関する新証拠として鑑定書などが提出された上、5名の専門家の証人尋問が実施された。

しかしながら、本決定は、上記の救急救命医の鑑定についてその証明力を不当に低く評価して被害者の死亡時期の検討を十分に行わず、また、その余の鑑定についても個別に問題点を指摘するにとどまり、それらの立証命題に係る旧証拠の証明力をどの程度弾劾するのかといった評価や、さらには新旧全証拠の総合評価を適切に行うこともなく再審請求を棄却したものであり、到底是認できない。

すなわち、上記救急救命医の鑑定は、被害者が非閉塞性腸管虚血による広範な小腸の急性腸管壊死等により全身状態が悪化していたところに、道路脇の溝に顔面から突っ込むような態様の転落事故により負った非骨傷性頸髄損傷が2名の救護者の不適切な救護により悪化して高位頸髄損傷を生じるに至ったことなどにより呼吸停止に陥り、被害者宅に運ばれた時点では既に死亡していたことは確実であるというものであった。この点、2名の救護者は、被害者を自宅に運んだ時点で被害者

は生きていたと供述しており、また、元夫らの「自白」も、被害者が自宅に運ばれた後、被害者の頸部に西洋タオルを巻きつけて殺害したというのであるから、被害者が自宅に運ばれた時点で既に死亡していたのだとすれば、2名の救護者の供述は信用できないことになり、元夫らの「自白」は論理的にあり得ないことになるのであって、確定判決の認定は支持し得ないものとなる。そして、本決定も、被害者が起こした転落事故が上記のような態様のものであった可能性があることを認め、また、「仮に被害者が転落により非骨傷性頸髄損傷を負っていたとすれば」という条件付きではあるが、2名の救護者が被害者を発見してから軽トラックの荷台に乗せるまでの過程でその症状が悪化し、高位頸髄損傷に陥って呼吸停止を来した可能性があるという限度では上記救急救命医の鑑定の証明力を認めていた。それにもかかわらず、本決定は、結論として上記救急救命医の鑑定の新証拠としての価値を否定した。曰く、被害者が自宅に搬送されたときには既に死亡していたとなると、2名の救護者が被害者の死体を遺棄したということにもなりかねないが、そのような可能性はおおよそ考え難いとして、上記救急救命医の鑑定をもって、被害者を自宅に搬送した時点で被害者は現に生きていたという2名の救護者の供述の信用性を減殺するものではないと結論したのである。

しかし、大崎事件の再審請求の核心は、2名の救護者が被害者を同人方に搬送したときには、被害者が既に死亡していたということである。そうであれば、アヤ子氏はもとより、元夫及び義弟が被害者を殺害したという犯行自体が完全に覆されることになるということであって、被害者の死体を遺棄したのは誰であるかということを経験することではない。もとより、上記2名の救護者による死体遺棄の事実が認定できなければ、アヤ子氏が被害者を殺害した疑いが揺るがないというような関係には断じてないのである。この点において、本決定は重大な誤りを犯していると言わざるを得ない。

本決定の判断は、再審請求において、新旧全証拠の総合評価と「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則の適用を求めた白鳥・財田川決定に反するとともに、無辜の救済という再審制度の趣旨を没却する不当なものであって、到底是認できず、第3次再審請求における上記最高裁決定に無批判に追従したものと言うほかない。

- 6 「大崎事件」においては、上記のとおり既に三度も再審開始を認める判断がなされているにもかかわらず、検察官の即時抗告や特別抗告により未だ再審公判に至っていない。

したがって、当会としては、本決定に対して改めて強く抗議するとともに、アヤ子氏が95歳の高齢に達していることからして、同氏の生あるうちに汚された名誉の回復を図るべく、即時抗告審が係属する福岡高裁宮崎支部に対して可能な限り迅速に審理を遂げ、本決定を取り消した上で再審を開始する決定をするよう求める。

同時に、当会としては、再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止をはじめとする、えん罪被害救済に向けた再審法改正の早急な実現を求める次第である。

安倍晋三元内閣総理大臣の「国葬」に反対する会長声明

(2022年9月14日発表)

- 1 2022年7月22日、岸田内閣は、銃撃されて死亡した安倍晋三元内閣総理大臣（以下「安倍元首相」という）につき、本年9月27日に「国葬」を執り行い、その経費は全額国費によって支出すると閣議決定した。

もとより、人を殺傷する暴力的行為が許されないことは言を俟たない。また、故人を私的に追悼

し、その冥福を祈ることは個々人の内心の自由に委ねられている。

しかしながら、敢えて国をあげて「国葬」を実施することについては、本来必要な法的根拠を欠くのではないかという重大な疑義があり、また国民の思想・信条の自由を侵害するおそれがある。加えて、特定の政治家の葬儀を、政府が敢えて「国葬」という形式で行うとなれば、当該政治家に対する正当な批判を封殺することにつながりかねず、民主主義に重大な悪影響をもたらすことが危惧される。

- 2 明治憲法下において「国葬」は天皇の勅令である「国葬令」を法的根拠として行われ、「国家ニ偉功アル者」に対して天皇の「特旨ニ依リ」「賜フ」ものとされてきた。「国葬」は特定個人を「国家に偉功ある者」として讃え、国家全体で悼むことで、当該特定個人を他の国民とは異なる特別扱いをするための儀式であった。

この「国葬令」は、現憲法に背反するものとして「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」により失効した。

これは、先に述べた明治憲法下での「国葬」の意味、「国葬」によって特定個人を特別扱いすることが現憲法の主要理念である個人の尊重（憲法13条）や法の下での平等（憲法14条）にそぐわないこと、また後述のとおり、国民の思想・良心の自由（憲法19条）を侵害するおそれがあることからすれば、当然の結論であったといえよう。このように、戦前に国葬を行う際の法的根拠とされた「国葬令」が現憲法に背反するものとして失効した経緯からすれば、現憲法下で「国葬」を行おうとするのならば、その目的、内容、対象者の選定基準や選定手続等について、法的根拠を明確に定め、それが憲法に背反しないことを明確にすることが必要不可欠である。

それにもかかわらず、1967年には吉田茂元総理大臣の「国葬」が法的根拠を欠いたまま実施された。その後、1975年の佐藤榮作元総理大臣の死去に際して「国葬」の実施が検討されたときには、改めて法的根拠が問題となり、法的根拠が明確でないとする当時の内閣法制局の見解が示されたことが最大の決め手となって、結局「国葬」は行われなかった。その後の歴代元総理大臣の死去に際しては、「国葬」が検討されたことすらなかった。

政府は、今回「国葬」を行う法的根拠について、内閣府設置法（1999年制定）第4条3項33号で内閣府の所掌事務とされている「国の儀式」として閣議決定をすれば実施可能との見解を示している。しかし、内閣府設置法は内閣府の行う所掌事務を定めた組織規範にすぎないから、同号をもって、「国葬」が憲法に背反しないことを担保する法的根拠とすることには重大な疑義がある。

また、仮に、内閣府設置法を根拠に「国葬」が実施できるとなれば、選定基準、選定手続すら定められていない以上、まさに時の政府のお手盛りによって「政府にとって都合の良い人物、好ましい人物」を対象者として選ぶことができるようになるが、これは政治・公金の私物化につながりかねない。

「国葬」が特定個人を礼賛し、他の国民とは異なる特別な存在であることをアピールする効果をもつ以上、やはり、法的根拠に重大な疑義を残したまま実施することは許されない。

- 3 また、「国葬」の実施は、国民の思想・良心の自由（憲法第19条）を侵害するおそれがある。

言うまでもなく、安倍元首相に限らず、特定の政治家個人の持つ政治思想・信念に対する国民の賛否は様々であり、そのことは思想・良心の自由によって保障されている。従って、特定の政治家が死亡した場合に弔意を表明するか否か、それを対外的に表明するか否かも、同じく思想・良心の自由及び内心の自由によって保障されている。

ところが、戦後唯一の「国葬」となった1967年の吉田茂元首相の「国葬」の際には、テレビ・ラ

ジオでは娯楽番組の放送が中止され、全国各地でサイレンが鳴らされ、学校や職場で黙祷が事実上強要された事案も発生した。今回も、既に、福岡市教育委員会が安倍元首相の私的葬儀に合わせて弔旗の掲揚に配慮するよう各学校に通知を出したのをはじめ、全国各地の教育委員会が学校に対して半旗掲揚を要請する事態が生じた。

政府は、安倍元首相の「国葬」においては国民に対し弔意の表明や黙祷等は求めないとしているが、他方、地方自治体や教育委員会が現場の学校や職員らに弔意表明を指示するのを禁じる通知を出すことには慎重な姿勢を崩しておらず、各府省庁幹部らでつくる準備会合では各府省庁で弔旗の掲揚と黙祷を実施することが決定されている。「国葬」の際には、公的機関のみならず民間機関に対しても同様の有形無形の同調圧力がかかることは容易に予想され、弔意の表明の事実上の強制が行われかねない。

このように、「国葬」の実施は、国民に対して特定の思想・信念を持つ政治家個人に対する弔意を、事実上強制する契機をはらむものであり、国民の思想・良心の自由（憲法第19条）を侵害するおそれがある。

- 4 政府は、安倍元首相を「国葬」とする理由について、「歴代最長の期間、総理大臣の重責を担い、内政・外交で大きな実績を残した」などとしている。

しかし、特に政治家の政治実績に関しては、是々非々に議論が尽くされることこそが民主主義を発展させていくものである。そうであるのに、特定の政治家についてその業績を一方的に高く評価し、讃える儀式として「国葬」を国費によって行うことは、同政治家に対する批判や、ひいては同政治家がけん引した政治的実績に対する批判を、抑制ないし圧迫する効果をもたらしかねない。そうなれば民主主義に重大な悪影響が及ぶことが危惧される。

- 5 当会は、安倍元首相の「国葬」にはこのような憲法上の問題点等があることから、これに反対するものである。

生活保護基準の早急な引上げを求める会長声明

(2022年9月14日発表)

- 1 国は、2013年8月から3年間かけて生活保護（生活扶助）基準の引下げ（以下「本件引下げ」という。）を実施した。本件引下げは、引下げ幅平均6.5%、最大10%という戦後最大のものであり、これに対し、生存権を保障した憲法25条に反するなどとして保護費減額処分の取消しを求める訴訟が、福岡地方裁判所を含む全国29の地方裁判所に提起された。
- 2 本件引下げにおいては、一般低所得世帯の消費水準との比較の観点から生活保護基準を調整する「ゆがみ調整」と、物価下落による影響を考慮して生活保護基準を調整する「デフレ調整」という2点が根拠とされたものであるが、2020年6月の名古屋地裁判決以降の9地裁では厚生労働大臣の裁量権が認められるとして請求が棄却された。2021年5月の福岡地裁判決もその一つである。
- 3 一方で、大阪地裁（2021年2月22日）、熊本地裁（本年5月25日）、東京地裁（本年6月24日）の3地裁は、原告の請求を認容する判決を言い渡した。

上記3地裁は、いずれも、保護基準の具体化にあたっては、厚生労働大臣に専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権が認められるとしつつも、それぞれ次のように指摘し、本件引下げにかかる厚生労働大臣の判断の過程には過誤、欠落があり、同大臣の裁量権の範囲を逸脱又はこれを濫用するものとして、本件引下げは生活保護法3条、8条2項に違反する違法なものであると判断した。

熊本地裁は、「ゆがみ調整」「デフレ調整」のいずれについても、また、両調整を併せ行ったことについても、基準部会等の専門的知見に基づく適切な分析及び検討を怠った点で、その判断の過程及び手続に過誤、欠落があるとした。

大阪地裁及び東京地裁は、「デフレ調整」について、異常な物価高となった平成20年（2008年）を調整の起点とした点や、保護受給世帯には生活扶助相当CPIという厚生労働省独自の指数によって算出された4.78%の物価下落率に相当する可処分所得の増加が生じたとはいえないとして、デフレ調整は統計等との客観的な数値等との合理的関連性を欠き、あるいは専門的知見との整合性を有しないとした。さらに、東京地裁は、デフレ調整の必要性についても、国が十分な説明をせず、専門技術的な見地からの検討を行ったとはうかがわれないうも指摘している。

処分取消しを認めた上記3地裁判決は、生活保護基準の改定に関し、専門的知見との整合性等を重視し、厚生労働大臣の裁量的判断の過程に対し司法統制を及ぼしたものであって高く評価できる。国は、上記3地裁判決の指摘を重く受け止めなければならない。

- 4 生活保護基準は、憲法25条1項が定める「健康で文化的な最低限度の生活」の保障を具体化した基準であり、国や地方自治体の様々な施策の適用基準とも連動している。そのため、生活保護基準の改定は、生活保護を利用していない市民に対しても生活全般にわたって多大な影響を及ぼすものである。

このような生活保護基準の重要性に鑑みれば、厚生労働大臣の判断過程においても、本来上記3地裁判決が指摘するような疑義があってはならないというべきである。

- 5 当会は、本件引下げに先立つ2012年11月9日、「生活保護基準の引下げに強く反対する会長声明」を発出し、本件引下げに至る議論過程における問題点を指摘するとともに、生活保護基準の引下げは生存権保障水準の引下げにつながり、市民生活に深刻な影響を及ぼすとして強く反対した。また、本件引下げ後のさらなる生活保護基準の引下げについても、2018年3月9日、「生活保護基準のさらなる引下げを行わないよう求める会長声明」において、市民生活全般の地盤沈下をもたらすことへの警鐘を鳴らした。

- 6 2020年から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大や経済への影響が長期化する中、生活保護の申請件数は2020年、2021年と2年連続で増加している。さらに、現在、円安の進行やロシアによるウクライナ情勢の影響などにより物価の急激な上昇が起きているところであり、生活に困窮する市民は増加し続け、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性はますます高まっている。

本年秋からは、厚生労働省による5年に1度の生活保護基準の見直し作業が本格化する見通しである。その見直し作業は、上記3地裁判決の指摘を踏まえ慎重に行われなければならない。また、現在の社会情勢を踏まえれば、生活保護基準の引上げをこそ検討すべきである。

よって、当会は、国に対し、上記3地裁判決の指摘を重く受け止めるとともに、現在の生活保護基準を見直し、少なくとも2013年8月の本件引下げ以前の水準と同程度にすることを念頭に、早急に生活保護基準を引上げるよう強く求める。

特定少年の実名等の公表及び推知報道を控えることを求める会長声明

(2022年11月29日発表)

- 1 「少年法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第47号）が本年4月1日に施行され、18歳又は

19歳の少年（以下「特定少年」という。）について公判請求（起訴）された場合に、氏名、年齢等、その者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事などを新聞紙その他の出版物に掲載すること（以下「推知報道」という。）の禁止が解除された。

そして、2022年（令和4年）11月28日、福岡県内で特定少年2名が起こしたとされる事件について、福岡家庭裁判所久留米支部が検察官送致決定をしたことから、今後、この事件が福岡地方裁判所に公判請求される可能性が高く、その場合、特定少年の推知報道が可能となる。

- 2 推知報道がなされることにより、その後のインターネット、SNSによる情報拡散などを通して、少年が長期間にわたって社会から疎外され、地域からの援助の機会を失い、ひいては少年の社会復帰が著しく制限されるおそれがある。特定少年についても、少年法が目的とする健全育成の趣旨が及ぶことは明らかであるところ、こうした結果は、健全育成の趣旨に反するものである。
- 3 推知報道を一部認める法改正の審議の過程では、参議院法務委員会において、「特定少年のとき犯した罪についての事件広報に当たっては、事案の内容や報道の公共性の程度には様々なものがあることや、インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。」との附帯決議がなされており、衆議院の法務委員会でも同様の附帯決議がなされている。
- 4 当会は、2015年（平成27年）6月25日に「少年法適用対象年齢を18歳未満に引き下げることに対する会長声明」を、2020年（令和2年）12月9日に「法制審議会答申（諮問第103号）に反対し、改めて少年法適用年齢引下げに反対する会長声明」をそれぞれ発出し、両声明において、推知報道が少年の更生において重大な支障となることを指摘してきた。

今般、前述の検察官送致決定がなされたことを受け、当会は、検察庁に対して、特定少年に関する事件広報において、少年の健全育成及び更生に対する影響の大きさから実名等の公表を控えるように求めるとともに、報道機関に対して、仮に公判請求後に検察庁により特定少年の実名公表がなされた場合にも、推知報道を控えるように求める。

現行の健康保険証を廃止してマイナンバーカードの取得を義務化することに反対する会長声明

（2022年12月26日発表）

1 デジタル庁による不明確な説明と事実上の義務化

本年10月13日、河野太郎デジタル大臣は2024年秋に現在の健康保険証を廃止を目指す旨を発表した。記者の「マイナンバーカード所持の義務化なのか」という質問に対し、「しっかり取得していただくのが大事」「ご理解をいただけるように、しっかり広報していきたい」など、マイナンバーカードを所持しない選択肢の存在について回答しない答弁に終始した。これは、マイナンバーカード取得の事実上の義務化と考えられ、到底許されるものではない。

さらに、本年11月8日、デジタル庁は、「健康保険証との一体化に関する質問について」と題する説明をウェブサイトで公開した。マイナンバーカードは必ず作らなければいけないのでしょうか、というQ1に対する回答として、「マイナンバーカードは、国民の申請に基づき交付されるものであり、この点を変更するものではありません。また、今までと変わりなく保険診療を受けることができます。」「なお、紛失など例外的な事情により、手元にマイナンバーカードがない方々が保険診療等を受ける際の手続については、今後、関係府省と、別途検討を進めてまいります。」などとする。

しかし、紙の健康保険証を2024年秋をめどに廃止しながら、「今までと変わりなく保険診療を受ける」方法は示されておらず、マイナンバーカードを所持したくない市民の保険診療を受ける権利は全く明らかでない。現行の健康保険証のように、マイナンバーカードの取得以外の方法が保障されるのであれば、直ちに明確な説明が容易にできるはずであり、すべきである。にもかかわらず、殺到する市民の質問に対する回答がこの内容なのであれば、保険診療を受けたい市民に対しては、マイナンバーカードの取得を事実上義務化することが前提であると言わざるを得ない。

2 マイナンバーカード取得の義務化の問題点

(1) 権利が義務になる問題点

健康保険証は、医療サービスを受けようとする者の全員が持たざるを得ないものであり、現行のものを廃止されれば、本来利便性を求めるものが任意で取得する「権利」であったはずのマイナンバーカードの取得は、国民の「義務」に逆転する。

当会は、マイナンバー制度に対して、病気や障がいなどのセンシティブな情報の収集・蓄積と名寄せの手段となり、プライバシー権を侵害するとして反対してきた（2013年（平成25年）5月10日「共通番号法」制定に反対する声明等）。マイナンバーカードの取得が任意の制度とされている趣旨は、プライバシー権を重視する市民に「カードを持たない自由」を保障するというプライバシー保護が根幹にある。マイナンバーカード取得の事実上の義務化は、このプライバシー保護の根幹を侵すものとして許されない。

健康保険証との一体化のメリットとして挙げられている資格過誤の割合はわずかに0.27%にすぎない。しかも、過誤の防止のためには目視でもよいことからすると、患者の指紋を逐一チェックするに等しい顔認証チェックはいわゆる比例原則に反しており、過剰なプライバシー侵害として、民法上違法である。

さらに、法律で厳重な管理を要するとされるマイナンバーが記載されたカードを、日常生活で頻繁に利用され、携帯されることも多い健康保険証と一体化することは、制度的に矛盾しており、紛失や漏洩の機会が飛躍的に増大する。

(2) 顔認証チェックの既成事実化について

また、マイナンバーカードのICチップには顔画像データが搭載されているところ、医療機関の窓口では、カードリーダーによってこの顔画像データから顔認証データ（目・耳・鼻などの位置関係等の特徴点を瞬時に数値化したもの）を生成し、顔認証チェックによる本人確認を行うことになる。

しかしながら、顔認証データは、指紋の1000倍の本人確認の精度があるため、我が国でもこれを用いた本人確認が実用化されているが、その収集・利用が強制である場合、必要性・相当性が欠ければ違法なプライバシー侵害となりうる。

この点、当会は、2014年（平成26年）5月27日に、警察が法律によらず顔認証装置を使用しないよう求める声明を発した。罪もない市民の行動を監視することが容易になり、プライバシー侵害ばかりでなく、市民の表現の自由を萎縮させる危険が大きいからである。

EU（欧州連合）では、GDPR（一般データ保護規則）9条1項で顔認証データの原則収集禁止を掲げ、空港やコンサート会場での顔認証システムの使用に際しても、同意していない客の顔認証データを取得しないようにしなければならない。

我が国でも、顔認証チェックによる本人確認について、民間における顔認証データの利用場面においても、利用できる条件等についてのルールを法律で作成しないまま運用されるべきではない。

また、2021年8月の当会の調査によると、福岡市民でマイナンバーカードを取得したものの顔画像データは、福岡市の手元にはないものの、委託先であるJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）が保存しており、「論理的には、福岡市が福岡市民の顔画像データを管理している状態」とのことであった。マイナンバーカードが事実上義務化されると、全ての市民の顔画像データがJ-LISに集積されることとなる。デジタル改革関連法により、J-LISには、国が強く関与するよう変更されたため、これらのデータは、国と自治体の共同管理下に移行した。国が全ての市民の顔画像データを収集し、顔認証カメラにより常時監視し、点数化している中国のような濫用事例すら懸念される。民主主義国家では絶対にあってはならない重大なプライバシー侵害であり、到底許容されえない。

3 結論

現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカード取得の事実上の義務化をすること、のみならず法律による限定のないままの顔認証チェックを既成事実化することは、重大なプライバシー侵害と監視社会状況を招く懸念があり、許されない。

当会は、昨年5月6日に同様の会長声明を発し、シンポジウムを繰り返し実施して社会への問題提起を続けているが、それでもプライバシー侵害が強行される事態は甚だ遺憾である。主権者である市民が、政府のデータ活用の客体におとしめられる事態を避けるため、現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードの取得を義務化することは反対である。

東京地裁判決を受け、改めて、早急にすべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明

(2023年1月18日発表)

1 2022（令和4）年11月30日、同性間の婚姻ができない現在の婚姻に関する民法及び戸籍法の諸規定（以下「本件諸規定」という。）の違憲性を問う裁判において、東京地方裁判所は、現行法上、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、憲法24条2項に違反する旨の判決（以下「東京地裁判決」という。）を言い渡した。

2 東京地裁判決は、「婚姻により得ることができる、パートナーと家族となり、共同生活を送ることについて家族としての法的保護を受け、社会的公証を受けることができる利益は、個人の尊厳に関わる重要な人格的利益」であることを前提に、「同性愛者にとっても、パートナーと家族となり、共同生活を送ることについて家族としての法的保護を受け、社会的公証を受けることができる利益は、個人の尊厳に関わる重大な人格的利益に当たるといえることができる。」と認定する。

そして同判決は、「現在、同性愛者には、パートナーと家族になることを可能にする法制度がなく、同性愛者は、その生涯を通じて、家族を持ち、家庭を築くことが法律上極めて困難な状況に置かれている。家族を持たないという選択をすることも当該個人の自由であることは当然であるが、特定のパートナーと家族になるという希望を有していても同性愛者というだけでこれが生涯を通じて不可能になることは、その人格的生存に対する重要な脅威、障害であるといえることができる。」と述べ、同性カップルの置かれている苦境を的確に認定した上で、「現行法上、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法24条2項に違反する状態にある」と判断した。

3 2021（令和3）年3月17日、札幌地方裁判所は同種訴訟において、本件諸規定が憲法14条1項に違反すると判断しているところ、東京地裁判決はこれに引き続き、同性カップルについて家族となるための法制度が存在しないことを違憲とするものであり、その意義は極めて重大である。

同種訴訟における2022（令和4）年6月20日大阪地裁判決は、本件諸規定の違憲性を認めず、その点は不当であったが、同判決においても、婚姻をした当事者が享受し得る利益には、当該人的結合関係が公的承認を受け、公証されることにより、社会の中でカップルとして公に認知されて共同生活を営むことができる「公認の利益」があり、これは人格的尊厳に関わる重要な人格的利益であって、同性カップルにとっても同様にその人格的尊厳に関わる重要な利益として尊重されるべきものとしている。

以上からすると、同性カップルについても、異性カップルと同様、家族として法的に保護するための制度が必要であるとの司法判断の流れは、もはや確定したものというべきである。

4 当会は、2015（平成27）年より両性の平等に関する委員会の中にLGBT小委員会を発足させ（2018（平成30）年10月からはLGBT委員会）、行政と連携してLGBT無料電話法律相談を実施したり、毎年「九州レインボープライド」への出展を行うなど、性的マイノリティの問題は人権擁護を使命とする弁護士・弁護士会が率先して取り組むべき問題であると位置付けて活動している。

そして、2019（令和元）年5月29日の「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める決議」において、憲法13条、14条、24条や国際人権自由権規約により、同性カップルには婚姻の自由が保障され、また性的少数者であることを理由に差別されないこととされているのだから、国は公権力やその他の権力から性的少数者が社会的存在として排除を受けるおそれなく、人生において重要な婚姻制度を利用できる社会を作る義務があること、しかし現状は同性間における婚姻は制度として認められておらず、平等原則に抵触する不合理な差別が継続していることを明らかにし、政府及び国家に対し、同性者間の婚姻を認める法制度の整備を求めた。また、前記札幌地裁判決、大阪地裁判決に際しても、それぞれ2021（令和3）年4月28日、2022（令和4）年8月10日に会長声明を発し、政府・国会に対し、同性間の婚姻制度を直ちに整備することを改めて求めた。

しかしこの間、本問題に関する政府・国会の動きは無いに等しく、上記法制度の整備に向けた具体的な準備は、全くなされていない状況である。現在の同性カップルについて法制度がない状態を「同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害である」とまで厳しく断じた今般の東京地裁判決を受け、今度こそ、政府・国会は、速やかに、同性間の婚姻制度を整備すべきである。

なお、東京地裁判決は、同性カップルが家族となるための法制度として、諸外国における登録パートナーシップ制度のような婚姻類似の制度に言及しているが、このような異性カップルにおける婚姻と異なる制度を別に設けることは、同性カップルに対する新たな差別を惹起しかねない。制度構築にあたっては、同性カップルに対して婚姻の門戸を開くものとすべきである。

民事法律扶助における利用者負担等の見直しを求める会長声明

（2023年2月8日発表）

2000年に制定された民事法律扶助法によって全国的に均質な民事法律扶助事業の遂行が国の責務とされ、その後、2004年に制定された総合法律支援法によって民事法律扶助事業の実施それ自体が国の

責務とされたことに基づき、2006年10月から日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）が業務を開始して16年余が経過した。

法テラスの民事法律扶助制度は、資力に乏しい人でも、費用の援助を得ることによって法律専門家たる弁護士の支援を受け、自己の正当な権利の実現を図ることができようにするための制度であり、憲法第32条の定める「裁判を受ける権利」を実質的に保障するための極めて重要な制度である。

当会でも法テラスの業務開始以降多くの会員弁護士が、法テラスの契約弁護士（ジュディケア弁護士）として民事法律扶助制度を利用し、市民からの相談に応じるとともに、多くの案件を解決に導いてきた。

また、当会では法テラス福岡・法テラス北九州と連携し、県内14自治体（2023年2月現在）と協定を締結して、福祉事務所等における生活保護利用者及び生活困窮者向けの巡回法律相談であるリーガルエイドプログラム（LAP）相談を実施してきたほか、ホームレス支援施設（抱樸館、福岡市就労自立支援センター）における巡回法律相談、福岡刑務所等の刑事施設収容者への出張法律相談等、法テラスの民事法律扶助制度を利用したアウトリーチ活動に継続的に取り組んできた。

当会をはじめ全国の弁護士の取り組みにより、民事法律扶助制度は、現在広く定着しており、経済的に司法アクセスできない者のセーフティネットとしての機能を果たすなど我が国における司法アクセスの確保にとって重要な意義を有している。

一方、民事法律扶助制度には、以下に詳述するとおり様々な問題も生じてきている。加えて、現行の民事法律扶助制度のもとで、その担い手である契約弁護士に過重負担を強いる場面が生じており、その傾向は年を追うごとに増してきている。当会は、民事法律扶助制度がより充実し、市民の権利実現のためにますます発展するように、その問題点を指摘するとともに、民事法律扶助制度の早急な改善を求めるものである。

民事法律扶助制度が総合法律支援法に基づく国の制度であることからすれば、以下の問題の改善に向けては、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）における国レベルでの取り組みを求める協議、折衝が必要と思われるが、日弁連の構成員であり、実際に事件に取り組む会員の声が最も届きやすい各弁護士会においても改善に向けて取り組むべき問題である。

1 原則給付制とすべきこと

民事法律扶助が利用される事件類型は、社会・経済の動きとともに変化しており、近時は、自己破産、その他多重債務、離婚等、その他家事事件の4分野で代理援助決定件数全体の約8割を占めている。また、利用者の約40%が無収入世帯、約15%が月額収入10万円未満の低収入世帯となっている。このように、民事法律扶助制度の利用者の多くは、生活保護利用者や低所得の生活困窮世帯であるにも関わらず、同制度の利用者負担の在り方は制度創設以来まったく議論が進んでいない。

現行制度では、法テラスが弁護士に支払った費用を、その後利用者が法テラスに全額償還すること（原則償還制）が念頭に置かれており、このことによって民事法律扶助の利用を躊躇し問題の解決につながらなかったり、利用後においても生活再建の障害になるという問題が生じている。また、複合的な問題を抱えた多重債務者が、自己破産事件と合わせて他の事件の申し込みをしても、自己破産によって立替金の償還がされなくなることを理由に、扶助の利用を拒否される事態も生じている。さらに、利用者の償還債務の負担を前提とするがゆえに、法的支援の必要性が高い場面においても、未成年者や後見相当の高齢者・障害者が単独では法律扶助制度の利用ができないという問題も指摘されている。

原則償還制の例外として、生活保護利用者や、準生活保護状態の者については、償還猶予・免除

が認められているものの、準生活保護状態の者の償還免除は、多くの資料の提出を必要とする等の困難が伴い、必ずしも免除されるとは限らないという実態がある。

低所得者であっても、償還免除申請をしなかった者や償還が免除されなかった者は、何ら経済的利益が得られなかった場合でも、困窮状態の中で立替金の償還をしなければならず、例えば養育費のように、本来は子のために使うべき費用を流用して償還を強いられる場面も生じている。同様の場面で、弁護士が事実上報酬金の受け取りを断念せざるを得ないほど困窮しているケースもあり、困窮状態への対応の点で原則償還性が障害となる場面が増えてきている。

生活保護利用者に限らず、無所得者・低所得者のセーフティネットとして司法アクセスを福祉的に支援する法律扶助の本来的な意味に鑑みれば、民事法律扶助制度を原則償還制とする現行制度は、利用者にさらなる負担を課すことになる点や、援助の可否の判断が裁判を受ける権利の実質的保障という観点を離れて経済的合理性に偏りかねないという点で問題がある。

そこで、無所得者・低所得者に対する法律扶助については、これを原則給付することとし、経済的利益があった場合にのみ資力に応じた応能負担とする制度に転換する方向で見直されるべきである。

現行の原則償還制は、社会・経済の変化に伴う民事法律扶助制度の利用実態にそぐわないものとなっており、上記問題点の解消は喫緊の課題である。法律扶助制度の責任主体である国（綜合法律支援法第8条）及び制度運用者である法テラスは、上記問題点を率直に受け止め、あるべき方向に転換させるべき時期に来ていることを認識すべきである。

仮に、原則給付制への転換に時間を要する場合には、現行の原則償還制のもとで償還猶予・免除の範囲を大幅に拡大し、生活保護利用者、準生活保護者に限らず、免除又は一部免除を受けられる利用者及び事件類型の幅を拡大するよう直ちに新たな制度を整えるべきである。

2 対象事件の範囲が拡大されるべきであること

裁判を受ける権利の保障の究極の目的は、権利の救済を図る手段を提供することによる憲法第13条に定める個人の尊重、幸福追求権の実現であり、そのために法的支援が必要になる場面は「民事」紛争に限られるものではない。

ところが、現行の民事法律扶助制度においては、原則償還制となっていることの影響もあり、法的支援が必要というべき、子どもに対する援助、高齢者・障害者・ホームレス等に対する援助、犯罪被害者に対する援助、外国人に対する援助、難民認定等に関する援助など、人権救済の目的等から日弁連が法律援助事業の対象としてきた分野について、いまだ扶助制度の対象となっていない。また、国民年金法や労働者災害補償保険法に基づく処分等に対する審査請求など行政に対する不服申立手続についても対象となっていない。さらに、法律相談に関しても、高齢者・障害者支援等のために行政職員を中心とする支援者からの相談に対応する場面に関して、そのニーズの高さから「ケース会議援助プログラム」として法テラスが費用を負担する制度があったものの、福岡県では当該制度は2022年3月をもって廃止されるに至っている。

現在、これらの事件の多くは、多数の弁護士の理解と協力のもとで、日弁連の自主事業（法律援助事業）として、弁護士の会費の中からその費用が支弁され、人権擁護活動として低額な費用で担われている現状にある。しかし、「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現すること」（第2条）を目指す綜合法律支援法の基本理念からすれば、これらの事件についても、国費・公費による援助が果たされるべきである。時代の変化に応じて、民事法律扶助制度の対象は、DV被害者援助、犯罪被害者援助、特定

援助対象者事業等、一定程度の拡大はしてはいるもののいまだ不十分である。

そこで、現に社会において必要とされている上記日弁連の自主事業（法律援助事業）の対象分野について、法律扶助制度の対象とすることを早急に検討すべきであり、そのために国は、法律扶助関連予算の大幅な増額を図るべきである。

3 報酬基準の適正化を図るべきであること

民事法律扶助の弁護士報酬基準（立替基準）は、民事法律扶助法が制定された2000年以降20年余を経た現在も、消費税の導入や税率の変更に伴う改定を除き実質的には改定がなされていない。

民事法律扶助のニーズの高い、離婚、婚姻費用、子の監護を巡る案件や、自己破産申立事件、個人再生申立事件等は、時代の変化とともに、処理の複雑化、困難事案の増加、手続の長期化がみられる一方で、弁護士報酬基準は不相応に低額な水準にとどまっている。また、例えばインターネット上の名誉棄損表現の削除要請等、時代の変化に応じた新たに発生してきた紛争類型についても、実際の業務量に比して相当低額な水準にとどまっているといえる。加えて、報酬の支払い方法に関しても、例えば養育費等将来に支払われる金員については2年にわたって受任弁護士が扶助利用者から直接報酬を回収するよう求められるなど、業務量や労力の過重負担に加えて、回収リスクまで受任弁護士に負担させる制度となっている。扶助利用者の生活困窮への配慮等から、受任弁護士が養育費からの報酬回収を事実上断念せざるを得ないケースも見られ、受任弁護士の負担は年々過重化してきている実態がある。

民事法律扶助制度は、これまで弁護士の献身的な活動によって支えられてきているものの、時代の変化、社会・経済の変化に対応しないままでは、民事法律扶助を担う弁護士の減少は免れず、制度の存続そのものさえ危惧される事態に陥りかねない。民事法律扶助制度は、今や社会に日々生起する法的問題解決に不可欠な社会的インフラであり、その整備、発展は国の責務である。

そこで、民事法律扶助制度の運用を将来にわたって持続的に維持発展させるため、制度の担い手である弁護士の労力や業務量に見合う報酬基準を実態に即して検討し、弁護士報酬を適正なものに見直す必要がある。ただし、民事法律扶助の報酬基準の適正化が、利用者である市民の単純な負担増につながってしまうとは、司法アクセスの確保の理念に逆行しかねない。そのため、報酬基準の適正化は、利用者である市民の利便性との調和を図る観点から、民事法律扶助を原則給付制に転換することと一体的に改革することが求められるところである。

4 結論

2015年に国連総会で採択された持続可能な開発目標（SDGs）ゴール16では、「すべての人に司法への平等なアクセスを確保する」ことが掲げられている。

当会は、国（法務省及び財務省）に対し、現行の民事法律扶助制度に関する上記問題点を踏まえ、すべての人に司法への平等なアクセスを確保することを実質的に保障するため、次の事項について、速やかに検討し実現するよう強く要望する。

- ① 立替金の原則全額償還制度を、原則給付制に改めること。
- ② 現在日弁連の委託法律援助事業の対象となっている事件等を中心に民事法律扶助の対象事件の範囲を拡大すること。
- ③ 民事法律扶助の弁護士報酬基準（立替基準）を、時代の変化に即し、弁護士の業務実態に見合った適正な額に見直すこと。

**日野町事件第2次再審請求事件即時抗告棄却決定に対し、
検察官に特別抗告をしないよう求める会長声明**

(2023年2月27日発表)

- 1 大阪高等裁判所（石川恭司裁判長）は、2023年（令和5年）2月27日、いわゆる「日野町事件」の第2次再審請求事件の即時抗告審において、検察官の即時抗告を棄却する旨の決定（以下「本決定」という。）をした。
- 2 「日野町事件」は、確定判決によれば、1984年（昭和59年）12月、故阪原弘氏（以下「阪原氏」という。）が滋賀県蒲生郡日野町において酒店を営んでいた当時69歳の被害女性の店舗兼住宅ないしその周辺で被害女性の頸部を手で締め付けて殺害し、店舗兼住宅にあった手提げ金庫を奪ったとされた強盗殺人事件である。1988年（昭和63年）3月になって、酒店の常連客であった阪原氏が、任意同行の名のもとに連日、長時間の取調べを受けることになり、当初はアリバイを主張するなどして事件への関与を否認していたものの、結局、被害者を殺害して金庫を奪ったことを認める供述をするに至り、捜査官に対してはこの自白を維持した。こうして阪原氏は、強盗殺人罪で起訴されたが、第1回公判期日においては、否認に転じ、以降一貫して犯行への関与を否認した。
ところが、一審の大阪地方裁判所は、1995年（平成7年）6月、阪原氏の自白について任意性は認められるものの、信用性が高いとは言えないとしつつ、阪原氏が犯行時刻ころ店舗兼住宅付近にいたことが認められること、阪原氏の指紋が被害者宅の小机にあった丸型両面鏡に残されていたこと、阪原氏が破壊されて棄てられていた手提げ金庫の発見場所等を知っていたことなどの間接事実を認定した上で、阪原氏の犯人性を肯定し、無期懲役の有罪判決をした。その後、阪原氏の控訴・上告がいずれも棄却され、2000年（平成12年）9月、一審判決が確定した。阪原氏は、2001年（平成13年）11月、再審請求をしたものの、2006年（平成18年）3月、大阪地方裁判所が再審請求を棄却したことから、即時抗告していたところ、その係属中に亡くなった。今般、阪原氏の遺族が、阪原氏の雪冤のため、2012年（平成24年）3月に再審請求を申し立てていたところ、大阪地方裁判所が2018年（平成30年）7月に再審開始を決定したのに対し、検察官が即時抗告をしていたものである。
- 3 そもそも「日野町事件」は、阪原氏が犯人であることを示す直接の物的証拠がなく、いわゆる状況証拠も阪原氏と犯人を結びつけるものではなく、任意性と信用性に疑問がある自白調書によってかろうじて阪原氏の犯人性が支えられていた。阪原氏が自ら申し立てた第1次再審請求や今般の再審請求において、多数の新証拠が提出され、自白の重要部分が客観的な証拠と矛盾していることが明らかとなっていた。原決定も、そして、本決定も、再審請求における新旧全証拠の総合評価と「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則の適用を求めた白鳥・財田川決定に即した実に当然の判断である。
- 4 当会は本決定を高く評価するものであり、本決定について検察官が特別抗告をすることなく、早期に再審公判を開始し、阪原氏の無罪を確定させることを強く求める。同時に、2022年（令和4年）8月24日付け「大崎事件」の再審請求棄却決定に抗議する会長声明で述べているとおり、再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止をはじめとする、えん罪被害救済に向けた再審法改正の早急な実現を求める。

**入管法改正案の再提出に強く反対し、
国際的な人権水準に沿った真の入管法改正を求める会長声明**

(2023年3月2日発表)

当会は、2020年9月16日「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」の内容を踏まえた法改正に反対する会長声明（以下「前回会長声明」という。）において、上記提言の内容を踏まえた出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）等の一部を改正する法律案に強く反対した。

また、当会もその構成員である九州弁護士会連合会は、2022年10月28日、「2021年法案と同種の入管法改正に反対するとともに、憲法、国際人権条約に適合する入管法改正・運用改善を求める決議」を行った。

しかし、報道によると、2023年1月23日召集の通常国会において、政府は、2021年に事実上の廃案となった入管法の改正法案（以下「廃止法案」という。）の骨格を維持したまま、これを再提出する方針とのことである。

政府が再提出を予定する法案（以下「本再提出法案」という。）の概要としては、①庇護・在留を認めるべき者の適切・迅速な判別のためとして、在留特別許可・難民認定手続を一層適切かつ迅速にするための措置及び「補完的保護対象者」の創設が、②在留が認められない者の迅速な送還のためとして、送還停止効の例外規定の創設、罰則付の退去等命令制度の創設、自発的出国を促すための措置が、③長期収容の解消及び適正な処遇の実施のためとして、収容に代わる代替措置の創設、仮放免の在り方の見直し、適正な処遇の実施が内容とされているようであるが、いずれも廃止法案で指摘された重大な問題点について、根本的な見直しがなされておらず、憲法や各種国際人権条約に適合しないものであって、当会は、本再提出法案に対しても、以下の理由により、強く反対するとの立場を改めてここに表明する。

まず、本再提出法案の上記①の内容については、前回会長声明でも指摘したとおり、我が国の難民認定率は諸外国と比べて極めて低く、本来難民として保護されるべき人々を多数とりこぼしている現状にあり、この点は、2022年11月の国連自由権規約委員会総括所見でも、懸念が示され、国際基準に則った包括的な難民保護法制の早期導入が勧告された状況にある。それにもかかわらず、本再提出法案の上記②の内容として、送還停止効の例外規定の創設を認めることは、迫害を受ける人々を、時に命の危険すらある本国に送り返す危険すらあるのであって、上記国連の勧告に逆行するものといわざるを得ない。また、罰則付の退去等命令制度の創設も、本来難民として保護すべき人々を罰則の威嚇により、迫害を受ける恐れのある祖国への帰国を迫るものであって、難民条約第33条第1項「ノン・ルフールマンの原則」（締約国は、難民を、生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放または送還してはならない）に照らし、許容できない。

このような送還停止効に対する例外規定の創設や罰則付の退去等命令制度の創設は、著しく低い難民認定率の中において、複数回の申請や司法手続を経てようやく難民と認められるケースや人道的配慮から在留特別許可が認められるケースも決して少なくないことに照らせば、裁判を受ける権利（憲法32条）を侵害するものであり、許容することはできない。

また、このような罰則付の退去等命令制度の創設は、むしろ、脆弱な地位にある外国人の支援者等の人道的活動を萎縮させるおそれがあり、その点からも許容することはできない。

さらに、本再提出法案の上記③の内容についても、前回会長声明でも述べたとおり、長期収容の解消は、収容を送還に必要な最小限でしか用いないこと、司法審査を導入すること、収容期間の上限を設けること等（これらの点も前述の国連の勧告において示されている）によってこそ解決されるので

あって、本再提出法案によっては、これまで繰り返されてきた入管収容施設における被収容者の死亡事案の発生や適切な医療が受けられず困難な状況におかれるといった重大な人権侵害を防ぐことはできない。

当会は、九州最大の福岡出入国在留管理局が設置された地域の弁護士会であり、大村入国管理センターに収容されている外国人を含む外国人を支援してきた弁護士会としての責務がある。

以上から、当会としては、本再提出法案に対しても断固として反対するとともに、前述の国連から勧告された包括的な難民保護法制の早期導入、全件収容主義や実質無期限収容主義を採る日本の収容政策の根本的な見直しなど、国際的な人権水準に沿った真の入管法改正を求める。

性的少数者に対する差別発言に抗議し、改めて、早急にすべての人にとって 平等な婚姻制度の実現を求める会長声明

(2023年3月2日発表)

岸田文雄内閣総理大臣は、本年2月1日の第211回通常国会予算委員会において、同性婚に関する質問を受け、「極めて慎重に検討すべきだ」と従来どおりの消極的な見解を述べた上、さらに、「家族観や価値観、社会が変わってしまう課題だ」と答弁した。

そして、同月3日、記者団から前記発言について質問された荒井勝喜前内閣総理大臣秘書官は、「同性婚導入となると、社会のありようが変わってしまう」「秘書官室は全員反対」「隣に住んでいたら嫌だ。見るのも嫌だ」「国を捨てる人、この国にはいたくないと言って反対する人は結構いる」などと発言したと報道されている。

荒井前秘書官の上記発言は、同性カップルに対するむき出しの悪意・嫌悪感の表明に他ならず、同性愛者等の性的マイノリティの尊厳を否定し、社会から排除するものである。内閣総理大臣秘書官という政府の重職にある人物によるかかる発言は、社会全体に、同性愛者等性的マイノリティは嫌悪されても仕方のないものであるとの誤ったメッセージを与え、なお根強く残る性的マイノリティに対する差別意識を助長しかねない。

荒井前秘書官は、上記発言により更迭された。上記発言の問題の深刻さからすれば、この処分は当然のことであるが、一人秘書官を更迭して済むという問題ではない。そもそも上記発言は、岸田総理大臣の、同性婚の法制化を「家族観や価値観、社会が変わってしまう課題だ」とする、極めて後ろ向きの答弁の趣旨を問う質疑の中で出たものであり、岸田内閣の否定的な姿勢自体に、根本的な問題があるというべきである。

当会は、2019（令和元）年5月29日の「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める決議」において、憲法13条、14条、24条や国際人権自由権規約により、同性カップルには婚姻の自由が保障され、また性的少数者であることを理由に差別されないこととされていることを示し、政府及び国家に対して、同性者間の婚姻を認める法制度の整備を求めたのを皮切りに、同性婚ができない現状を問う裁判に関する札幌地裁判決、大阪地裁判決及び東京地裁判決に際しても、それぞれ、2021（令和3）年4月28日、2022（令和4）年8月10日及び本年1月18日に会長声明を発し、政府・国会に対し、同性者間の婚姻制度を直ちに整備することを求めてきた。当会は、これらの声明等の中で、社会の変化にもかかわらず一向に本問題について対応しない政府の問題点を指摘してきたが、今回の一件は、この政府の問題点が差別発言という形で顕在化したものと言え、問題は極めて深刻である。

当会は、荒井前秘書官による性的少数者に対する差別発言に強く抗議する。同時に、国に対し、同

性婚に対する極めて消極的な姿勢を直ちに改めて、同性愛者等の性的マイノリティに対する理解を深め差別を解消するための施策を進め、速やかに同性者間の婚姻制度を整備することを求める。

**「袴田事件」第2次再審請求差戻し後即時抗告棄却決定に対し、
検察官に特別抗告をしないこと等を求める会長声明**

(2023年3月13日発表)

- 1 東京高等裁判所は、2023年（令和5年）3月13日、いわゆる「袴田事件」の第2次再審請求差戻し後即時抗告審について、静岡地方裁判所の再審開始決定を維持し、検察官の即時抗告を棄却する旨の決定（以下「本決定」という。）をした。
- 2 「袴田事件」は、1966年（昭和41年）6月30日未明、静岡県旧清水市（現静岡市清水区）の味噌製造・販売会社の専務宅で、一家4名が殺害された強盗殺人・放火事件の犯人とされ死刑判決を受けた元プロボクサーの袴田巖氏（以下「袴田氏」という。）が無実であることを訴えて再審を求めている事件である。

第1次再審請求審（1981年（昭和56年）～2008年（平成20年））を経て、第2次再審請求審（2008年（平成20年）～）において、静岡地方裁判所は、2014年（平成26年）3月27日、新証拠である本田克也筑波大学教授によるDNA鑑定の信用性を認めた上で、事件の1年2か月後に犯行現場近くの工場内味噌タンクから「発見された」血痕が付着した5点の衣類が捜査機関によってねつ造された疑いのある証拠であることを認定して再審開始を認めるとともに、死刑及び拘置の執行を停止する決定を行い、袴田氏の即日釈放を命じた。

ところが、検察官の即時抗告に対して、2018年（平成30年）6月11日、東京高等裁判所は再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却する決定（原決定）を下したことから、弁護団は最高裁判所に特別抗告を申し立てたところ、最高裁判所は、前述の5点の衣類に付着した血液の色調に影響を及ぼす要因、とりわけみそによって生ずる血液のメイラード反応に関する専門的知見について審理不尽の違法があるとして、2020年（令和2年）12月22日、原決定を取り消し、審理を原審に差し戻す決定をし、東京高等裁判所において差戻し後即時抗告審が係属中であった。上記最高裁判所の決定においては、原決定を取り消して原審に差し戻しをするにとどまらず、更に進んで最高裁判所で自判し再審開始決定を確定させるべきとする2名の裁判官の反対意見が付されていた。

- 3 本即時抗告審においては、前記最高裁判所の決定を踏まえて血痕の色調の変化が主要な争点となり、弁護団は、1年余りの期間みそ漬けされた場合にはメイラード反応やヘモグロビンの酸化によって血痕の赤みが失われるメカニズムを示した鑑定書等を新証拠として提出した。三者協議の場においては、2022年（令和4年）7月22日、弁護側が請求した法医学者2名が、「化学的に赤みが残ることはない」という趣旨の証言をした一方で、同年8月1日、検察側が請求した法医学者2名は、「赤みが残る可能性がある」という趣旨の証言をしたが、東京高等検察庁が1年2か月続けてきたいわゆる「みそ漬け実験」について、同年11月1日に東京高等裁判所の裁判官による視察が行われ、血痕の赤みが消えていることも明らかになっていた。
- 4 なお、「袴田事件」は死刑再審事件である。当会は2020年（令和2年）9月18日付けで「死刑制度の廃止を求める決議」を行っているところ、本決定は、上記決議で述べたとおり、誤判・えん罪による刑の執行（生命剥奪）という不正義を放置することが許されないことを、改めて、私たちに自覚させるものであった。当会は、本決定を踏まえて、死刑制度の廃止等を強く訴えるものである。

5 袴田氏は、前述の静岡地方裁判所の死刑及び拘置の執行停止後、47年間の長期間の身体拘束を経て釈放され、親族と共に穏やかな生活を送っているものの、検察官の即時抗告によって、9年近くが経過し、袴田氏が87歳となった現在もなお、再審公判が開かれることなく、再審請求手続が行われている状態であり、その救済が著しく遅延している状況にある。前記最高裁判所の決定の反対意見をも踏まえれば、これ以上の検察官による不服申立ては許されるものではない。

そこで、当会は、検察官に対し、本決定に対して不服申立て（特別抗告）を行うことなく、速やかに再審公判に移行させることを求める。そして、再審公判において、一刻も早く、袴田氏に対し無罪判決が下され、その救済が実現されることを期待する。

また、これと同時に、政府及び国会に対し、2022年（令和4年）8月24日付け「「大崎事件」の再審請求棄却決定に抗議する会長声明」や2023年（令和5年）2月27日付け「日野町事件第2次再審請求事件即時抗告棄却決定に対し、検察官に特別抗告をしないよう求める会長声明」で述べているとおり、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止をはじめとする、えん罪被害救済に向けた再審法改正の早急な実現を求める。

「反撃能力」の保有を認める閣議決定に抗議し撤回を求める会長声明

（2023年3月22日発表）

「反撃能力」とは

さる2022年12月16日、岸田内閣は、いわゆる安保三文書（「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」。以下「三文書」といいます。）を閣議決定し、その中で、「反撃能力」すなわち「相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力」を保有するとしました。この「反撃能力」は、これまで「敵基地攻撃能力」と呼ばれていたものです。

「戦力」にあたり憲法9条2項に違反する

これまで、政府は、「専守防衛」として、憲法9条2項が保持を禁止する「戦力」は、「自衛のための必要最小限度を超える実力」であると解釈し、「性能上、専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられるいわゆる攻撃的兵器」は、保有が許されないとしてきました。

ところが、離れたところから有効な反撃を相手国に加える能力を持つスタンドオフミサイルは、相手国のもつ武力攻撃能力を失わせる機能を有する攻撃的兵器ですから、これを保有しそのための体制を整えることは、従前の政府解釈を前提とすれば「戦力」にあたります。つまり、憲法9条2項に違反するものです。

「戦争の惨禍」をもたらす恒久平和主義に反する

「反撃能力」の反撃対象は、相手国のミサイル基地に限定されず、指揮統制機能等を含む極めて広範に及ぶ可能性があります。そのうえ、相手国に対して反撃し、その範囲が広範に及べば、相手国とのあいだで武力の応酬が必至であり、その結果、再び我が国と相手国に「戦争の惨禍」をもたらすことになります。

しかも、安保法制によって集団的自衛権行使が容認されている現在においては、日本と密接な関係にある他国への武力攻撃があれば、日本に対する直接の武力攻撃がなくとも、相手国への反撃が可能

となり得ますから、我が国に「戦争の惨禍」がもたらされる危険はますます高まります。これは、憲法の定める恒久平和主義に反します。

立憲主義、民主主義を破壊する

このように、「反撃能力」の保有を認めることは、日本国憲法の基本原理である恒久平和主義を支える憲法9条2項のもとでは許されず、これまでの「専守防衛」政策を大きく転換するものであり、国民生活の根本に関わる深刻かつ重大な問題です。このような重大なことを、国民的議論を待つことなく、国会で十分な議論もせずに閣議決定ですすめることは、憲法によって統治権力の濫用を抑制しようとする立憲主義そして民主主義を破壊する行為というほかなく、許されません。

結論

以上から、当会は、今回の「反撃能力」の保有を認める閣議決定に強く抗議し、その撤回を求めるものです。

【人権救済申立事件に対する措置】

● 福岡刑務所に対する勧告及び要望（監視カメラ付き居室収容事件）（2022年9月28日執行）

（1）事案

申立人は、既決囚として福岡刑務所に収容されているところ、①「緻密な動静観察」を理由に、少なくとも1年以上の間、監視カメラの付いた居室に収容され、24時間体制でカメラ監視を受けしており、また、②医療刑務所への移送を希望しているにもかかわらず、申立人を人格障害と診断して一般処遇可能と判断したり、③申立人の特異な動静を根拠に45日間から60日間に及ぶ閉居罰の懲罰を3度執行したりしたという事案です。

（2）問題点

①監視カメラの付いた居室に収容して申立人を24時間体制で監視し続けていることが人権侵害にあたるか、②申立人の希望にも関わらず、医療刑務所へ移送しないことが人権侵害にあたるか、③申立人の特異な動静を根拠に閉居罰を執行したことが人権侵害にあたるか。

（3）判断

カメラ付き居室について、どのような必要があるときに収容するか、いつまで収容するかなど、その運用の在り方は施設長の裁量に委ねられていますが、カメラ付き居室に収容し、24時間体制で監視をすることは、プライバシー権や人格権への制約を伴うものですので、その裁量はあくまで合理的なものでなければなりません。具体的には、カメラ付き居室への収容は、自傷他害のおそれがあるという場合など、明らかにその必要性がある場合に限られ、かつ、収容期間は極力短くすることが求められるものというべきです。本件では、申立人に規制違反の行為が多いという事実こそありましたが、自傷他害のおそれというほどの事実ではなく、申立人をカメラ付き居室に収容するにつき、明らかにその必要性がある場合とはいえませんでした。それにもかかわらず、少なくとも1年以上という長期間にわたって監視カメラ付き居室で24時間体制の監視を継続しており、著しい人権侵害といえます（①）。

また、申立人は、ADHD（注意欠陥・多動性障害）などの精神疾患を有し、精神障害者2級の手帳を保有していると述べており、これが事実であるとする、国連拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）に従い、医療刑務所への移送が相当であるといえます。これに対して福岡刑務所は、申立人を人格障害と診断して一般処遇可能と判断していましたが、他方で、申立人が前刑服役中に60回もの懲罰を繰り返し、医療刑務所に移送された経歴を有していることも把握しており、申立人が述べる精神疾患の影響を完全に否定することはできません。そうすると、申立人の精神疾患の有無について、精神障害者2級の手帳を保有している旨の申立人の主張が事実かどうかの確認をはじめ、精神疾患の診断を受けているかどうかを慎重に調査した上で医療刑務所への移送の可否について判断を下すことが求められていたといえます（②）。さらに、申立人は前刑服役中に60回にも及ぶ懲罰を受けたとされ、また、収容されている福岡刑務所でも少なくとも3回の懲罰を受けていましたが、前記国連拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）に則り、申立人に対する懲罰の原因となった特異な動静が申立人の申告する精神疾患に起因するものか否かを慎重に調査した上で、懲罰という制裁ではなく、医療刑務所への移送の可否を含めて判断を下すことが求められていたといえます（③）。

以上から、今後、カメラ付き居室への収容に関し、被収容者のプライバシー権に配慮した内規や基準等を設け、慎重に収容の開始及び継続の可否を判断するように勧告し、もし勧告時におい

ても同様の理由で申立人をカメラ付き居室に収容しているのであれば、直ちに中止するよう勧告しました(①)。また、申立人に対する懲罰の理由とされた特異な動静が申立人の申告する精神疾患に影響するものか否かについて慎重に調査した上で、医療刑務所への移送及び閉居罰の可否について判断するよう要望しました(②及び③)。

● 福岡県内のスーパーマーケット運営会社に対する要望（店舗利用禁止措置事件）（2022年12月27日執行）

(1) 事案

申立人は、くも膜下出血の後遺症として左半身麻痺という身体障がいをも有し、左手指が動かないため、近所のスーパーマーケットを利用した際に、店員から食料品の袋詰作業（食料品の包装を外し、台に設置されているポリ袋に詰め替える作業）を手伝ってもらっていましたが、袋詰作業を担当した店員や当該店舗との間でトラブルになりました。その約1年7か月後、申立人が、近所の別のスーパーマーケットが閉店してしまったことから、事前に電話をした上で、再びトラブルとなった店舗の利用を再開したところ、店長から、過去に申立人から不当かつ過大なサービスの要求がなされ、杖を振り回すなどの暴力行為があったとの理由で、今後の店舗の利用を禁止すると通告されたという事案です。

(2) 問題点

本件の店舗利用禁止措置が、「自己の希望する店舗において買い物をする権利」や平等権の侵害、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条1項の「不当な差別的取扱い」として、人権侵害にあたるか。

(3) 判断

申立人は過去のトラブルの原因として、袋詰作業を担当した店員からの暴言があったと主張し、他方、店舗側は申立人に杖を振り回すなどの暴力行為があったと主張していましたが、いずれも事実認定ができませんでした。

その上で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえて、①袋詰作業という申立人の要求内容の必要性・相当性、②この要求に対応することによる店舗側の業務負担の程度、③この要求に関する申立人との協議の状況及び協議の可能性、④店舗利用禁止措置以外の措置によることの必要不可欠性（代替措置の可能性）、⑤申立人と店舗双方の利益・不利益を検討した結果、本件の店舗利用禁止措置の対応は、約1年7か月前の行為を問題とし、申立人との間で支援内容について協議できる可能性があったにも関わらず、その協議を打ち切るものであって、代替手段のない必要不可欠なものであったともいうことができず、「正当な理由」が存在するはいえないと判断し、申立人の「自己の希望する店舗において買い物をする権利」や平等権を侵害する行為であり、人権侵害にあたると認定しました。

もっとも、当時は障害者差別解消法による合理的配慮の提供が未だ努力義務にとどまっているなど、我が国において未だその提供に向けた協議の必要性についての認識が十分に浸透していなかったこと、店舗側も当初の段階や店舗利用禁止措置を行うまでは、合理的配慮の提供に応じていたことなどを考慮して、今後、申立人に対する店舗利用禁止措置を解除した上で、改めて申立人が当該店舗を利用する際必要な支援内容・程度につき協議を行い、対応可能な限度で、申立人の利用支援を行えるかどうかについて検討することを要望するにとどめました。

● 福岡保護観察所北九州支部に対する要望（NPO法人への個人情報提供事件）（2023年3月27日執行）

(1) 事案

刑事被告人であった申立人が刑事裁判の審理の際、裁判後、某NPO法人の地域活動支援センターで薬物依存からの回復専門プログラムを受ける予定を立て、NPO法人からも承諾を得、その旨の文書を提出し、「懲役1年4月、この内4月は刑の執行を2年間猶予する」との判決を受けました。

ところが申立人は裁判後、NPOの担当者から、過去に申立人が更生保護施設で暴力事件を起こしたことを理由に入所拒否の連絡を受け、回復専門プログラムを受けることができなくなりました。

申立人が以前更生保護施設で暴力事件を起こしたという情報提供は、福岡保護観察所北九州支部から同NPOに対し行われたものであるということであったため、申立人は、保護観察所の情報提供がプライバシー権の侵害であるとして人権救済申立を行ったものです。

(2) 問題点

福岡保護観察所北九州支部のNPO法人への申立人の過去の暴力事件に関する情報提供がプライバシー権を侵害するといえるか。

(3) 判断

保護観察所はNPO法人への情報提供の事実を認め、情報提供した理由について「更生保護法第82条に基づく矯正施設に収容中の者の生活環境の調整を行うにあたっては、対象者が希望した引受人に対して、引受けにかかる調査・調整を行うこととなるが、その際、対象者のこれまでの生活歴や刑事処分歴、問題性等について引受人と共有し、今後の受入れ体制等を整えていくことになる」ところ、過去の更生保護施設内での暴行事件について秘匿して調整を行うことは、引受人側が受入れ体制を構築する上でも、また引受人との信頼関係にも影響を及ぼすことであり、本対象者の事例に限らず、情報を開示している」と説明しました。

調査の結果当会は相手方によるNPO法人への情報提供は、法令に違反するとは言えず、申立人が有するプライバシー権を侵害するものとは言い難いと判断しました。

もっとも、過去に暴力事件を起こしたという情報は、前科前歴に準じてたとえ真実であっても、他人に知られたくない情報としてみだりに公開されてはならない性質の秘匿性の高い情報であることからすれば、申立人への確認等を行わずなされた本件の情報提供は、申立人のプライバシー権に対する配慮、並びに申立人の更生への希望及びその機会の保障に対する配慮が不十分であったと判断しました。

そして、今後、過去に更生保護施設で暴力事件を起こした旨の情報等の本人にとって不利益な情報をNPO等に提供するに際しては、本人に弁明の機会を保障する等の観点から、提供の必要性について本人に対して十分な説明をした上で提供すべきと要望しました。

● 福岡拘置所に対する勧告（既決拘禁者横臥禁止事件）（2023年3月27日執行）

(1) 事案

福岡拘置所に入所中の申立人（既決懲役受刑者）から、福岡拘置所では申立人を含む既決拘禁者に対して、休日の昼間に横臥することを禁止しているが、これは奴隷的拘束であるから運用を改め、全ての被収容者について休日には午睡時間帯に限らず横臥することが認められるべきとし

て人権救済申立がなされたものです。

(2) 問題点

休日を含む昼間に既決拘禁者の横臥を一切禁止することが、被収容者の行動決定の自由（憲法第13条の幸福追求権の内容の1つである人格的自律権（自己決定権）として保障される）に対する収容施設内における規律・秩序維持の観点から必要かつ合理的な制限といえるか。

(3) 判断

既決拘禁者の昼間の横臥を禁止している理由については、当会からの照会に福岡拘置所から明確な理由の回答はありませんでしたが、申立人によれば、収容生活において生活リズムを適切に保ち健康管理を行うことが必要不可欠であるとの理由が説明されているということでした。他方、福岡拘置所では、全ての被収容者について、冬期期間中は感冒対策のため、休日の昼間に横臥することを認めているということでした。

この点につき当会は、横臥をすることで生活リズムが適切に保たれず健康を害することになるという帰結になるわけではないことは明らかであり、同目的と横臥を禁止することとの間に合理的な関連性は見出せないこと、生活リズムを適切に保ち健康管理を行うという目的は、集団生活を行う収容施設内の秩序維持の観点からのものと考えられるが、その目的であれば、既決拘禁者と未決拘禁者との間に差異を設けることの合理性も認められない等の理由から、既決拘禁者に対し、横臥を禁止するという運用は、その必要性、合理性が認められないことから、同運用は、申立人を含む既決拘禁者の行動決定の自由を侵害にあたると判断しました。

その上で、全ての被収容者に対し、横臥をすることが出来る曜日及び時間を制限せず、終診時間帯以外でも、食事、運動、入浴、矯正処遇など決められた起居動作をする時間帯を除き、横臥することを認める運用に改めるよう勧告しました。

● 北九州医療刑務所に対する勧告（三角発信を理由とする信書差止事件）（2023年3月28日執行）

(1) 事案

北九州医療刑務所の入所者である申立人が、信書を発出しようとしたところ、信書内に手紙の相手方以外の第三者を意味すると解される名詞として、知人の名前や「オレの母親」等の記載があることを理由に、名宛人を介して自己の意思を伝達するための内容（いわゆる「三角発信」である）を含む信書であるとして、差止めを行ったため、人権侵害（憲法21条1項の保障する信書発信の自由の制限）であるとして人権救済申立を行ったものです。

(2) 問題点

本件の問題点は主に、①本件各信書が名宛人以外の第三者に対する伝言を含む信書にあたるか、②いわゆる「三角発信」にあたることのみを理由として刑事収容施設法129条1項3号に基づき差止め等の措置をとることが信書発信の自由の制限として許されるかです。

(3) 判断

上記(2)①については本件各信書には第三者への伝言を明示的に依頼する記述は見当たらないことから、名宛人以外の第三者に伝言を依頼する信書であると認定することは困難と判断しました。

(2)、②については相手方が実施する信書の検査（刑事収容施設法127条1項）において、名宛人以外の第三者への伝言を依頼する信書とそれ以外の信書との間に、少なくとも通数、枚数、字数の制限に関する差異は存在せず、信書の内容による差止め等（刑事収容施設法129条1項）を行う

か否かを検査するにあたっては、信書の内容を吟味すれば足りるから、名宛人以外の第三者への伝言を含むことのみをもって信書の検査に関する管理運営上の支障を増加させるとは考えがたいこと等から信書に伝言が含まれるということのみを理由として刑事収容施設法129条1項3号に基づいて差止め等の措置をとるという運用は、合理性を欠くと判断しました。

その上で、北九州医療刑務所の差止め措置には理由がなく、憲法第21条第1項に違反し、信書発信の自由を侵害すると判断し、

「1 相手方が差し止めた申立人の信書2通の発信を許可すること。

2 今後、信書の発信の禁止又は差止め等の措置をとる場合には、法令の規定に従いその要件該当性を慎重に判断することとし、相手方が「被収容者が、発信書の名宛人を介して名宛人以外の者に対し、自己の意思を伝達すること」と定義するいわゆる「三角発信」に該当することのみを理由として刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律129条1項3号に基づいて差止め等の措置をとる運用を改善すること」

との勧告を行いました。

相談窓口・問合先のご案内

法律相談センター（多重債務・労働・交通事故・DV問題は無料）

● 福岡地区	天神弁護士センター	六本松法律相談センター	二日市法律相談センター
	いとしま法律相談センター	古賀法律相談センター	
● 北九州地区	北九州法律相談センター	折尾法律相談センター	行橋法律相談センター
	豊前法律相談センター	魚町法律相談センター	
● 筑後地区	久留米法律相談センター	八女法律相談センター	
	柳川法律相談センター	大牟田法律相談センター	
● 筑豊地区	飯塚法律相談センター	直方法律相談センター	田川法律相談センター

ナビダイヤル（0570）783-552

子どもの人権110番（子どもの人権に関する無料の電話相談：いじめ、体罰その他）

● 天神弁護士センター	毎週土曜日	午後0時30分～午後3時30分	（092）752-1331
-------------	-------	-----------------	---------------

高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」

○ 無料電話相談	毎週月～金曜日	午前10時～午後4時【受付時間】	（福岡）（092）724-7709
	毎週木曜日	午後1時～午後4時	（筑後）（0942）46-2667
● 福岡（天神弁護士センター内）			（092）724-7709（FAX 兼）
● 筑後（久留米法律相談センター内）			（0942）30-0144

精神保健当番弁護士

● 福岡・筑豊地区	平日	午前9時～午後5時	（092）741-3208
● 北九州地区	平日	午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）	（093）561-0360
● 筑後地区	平日	午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）	（0942）32-2638

犯罪被害者支援センター（犯罪被害に関する無料の電話相談）

毎週月～金曜日	午後4時～午後7時	（092）738-8363
---------	-----------	---------------

生活保護支援システム（生活保護当番弁護士）

● 福岡地区	平日	午前9時～午後7時	土・日・祝	午前9時～午後1時	（092）741-3208
● 北九州地区	平日	午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）			（093）561-0360
● 筑後地区	平日	午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）			（0942）30-0144
● 筑豊地区	平日	午前9時～午後5時（午前11時50分～午後0時50分を除く）			（0948）28-7555

外国人法律相談センター

※ 弁護士が通訳とともに相談に応じます。第2金曜日は中国語と韓国語、第4金曜日は英語と中国語の通訳が待機します。	
毎月第2・第4金曜日	午後1時～午後4時
	(092) 737-7555

自死遺族法律相談

● 福岡地区	毎月第1水曜日	13時～16時	（092）738-0073
--------	---------	---------	---------------

行政ホットライン

○ 無料電話相談（不定期。詳しくはホームページを）	（092）724-2644
○ 無料面談相談受付（不定期。詳しくはホームページを）	（092）741-6416

中小企業法律支援センター（ひまわりほっとダイヤル）

※ 相談者の地域に応じて福岡・北九州・筑後・筑豊の各地区の弁護士が対応します。		
土日祝を除く	午前10時～午後4時（正午から午後1時を除く）	（0570）001-240

当番弁護士・当番付添人

※ 弁護士会の業務時間外は留守番電話となり、後ほど、接見要請の措置をとります。	
● 福岡地区（福岡地方裁判所本庁管轄区域内）	（092）733-0333
● 北九州地区（同小倉・行橋支部管轄区域内）	（093）583-3800
● 筑後地区（同久留米・柳川・八女・大牟田支部管轄区域内）	（0942）32-2719
● 筑豊地区（同飯塚・直方・田川支部管轄区域内）	（0948）28-7555

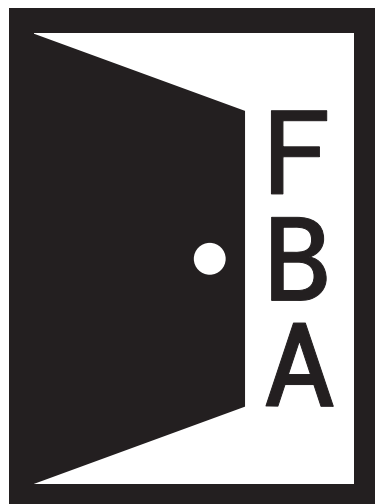
法教育センター

※ 弁護士をゲストティーチャーとして派遣します。詳しくはホームページを。	（092）741-6416
--------------------------------------	---------------



福岡県弁護士会
FUKUOKA BAR ASSOCIATION

〒810-0044 福岡市中央区六本松4丁目2番5号
電話（092）741-6416 FAX（092）715-3207
URL <https://www.fben.jp>



**FUKUOKA BAR
ASSOCIATION**

福岡県弁護士会の人権擁護活動2022

2023年3月31日発行

編集・発行 福岡県弁護士会

〒810-0044 福岡市中央区六本松4丁目2番5号

TEL 092-741-6416

<https://www.fben.jp/>